

る。其他、壹岐、對馬は、新羅に接するを以て、邊防を厚くす。職員令、大國、上國、中國、下國。大郡、中郡、下郡、小郡と載す。戶令に、凡郡以二十里以上爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上下郡、二里以上小郡云々。國の四等は、田畝に視しと雖、明文なし。

天武天皇の時、諸國境界未釐定せざる者あり、諸臣を使者と爲し、六路に遣して巡察せしむ。文武天皇二年、始めて使を南海に遣はして島を覓めしむ。三年に至り、諸島人來りて、方物を貢す。

文武天皇二年、遣務廣貳文忌寸博士等八人、于南島覓國、因給戎器。三年、多禰、夜久、奄美、度感等人、從朝宰而來、貢方物。授位賜物、各有差。其度感、島通中國於是始矣。按、是より先、推古天皇二十四年、掖玖人三口歸化。天武天皇六年、饗多禰島人等。八年、大乙下倭馬飼部造連爲大使、遣多禰。十年、遣多禰島使人等、貢多禰島圖。十一年、多禰人掖久人、阿麻彌人、賜祿各有差と見ゆ。此時に至り、漸く遠く南島を招撫せしめしならん。

大寶中、七道の名始めて見ゆ、蓋此時制度愈定り、七道を定め、三島の名亦始めて

多禰島

六路七道

大寶の五十八國三島

設けられしなり。和銅以後、分置する所を以て推すに、此時五十八國三島あり。

大寶元年六月、遣使七道、宣告依新令爲政、及給大租之狀、並頒付新印樣。二年二月、始頒新律於天下。八月、薩摩、多禰、隔化、逆命、於是發兵征討、遂校戶置吏焉。按、三島の稱、其始めを詳にせず。慶雲三年七月、太宰府言、所部九國三島云々と見ゆれば、此時より、校戶置吏、壹岐、對馬と並稱して、三島と言ひしか。三年春正月、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道等に使を遣され、政績を巡省し、冤枉を申理せしめられしこと見えたり。越國を三國に分つは、天武天皇の時なるべし、越前國は、持統天皇紀に載す、是より北陸道の名定まりしか。西海道始めて此に見ゆれど、是より先には廣く筑紫と稱す、亦天武天皇以後に定まりしならん。〔國郡沿革考〕

文武内外の百官 令の載する所の京官、凡八千三百餘人、外任官國郡地方の官、凡三千五百餘人とす、是皆、文官なり。又、武官あり、臨時官あり。令外官あり。臨時官とは、按察使、遣唐使、押領使の類にして、令外官とは、中納言、檢非違使、及び院諸司の如き、後世設置の者をいふ。大抵、各官司職任の次第は、四等の序あり。其

令外官臨時官

四分官

【律令修撰及寧樂朝編】

三六〇

高下輕重一ならずと雖、一衛の長官を上と云ふ、次官を輔と云ふ、其下に判官佐官あり。之を四分官と稱へて、諸官司共通の原則とす。

長官	伯又尹、帥	卿	頭	正又首	大夫又令	督	守	官事を總ぶ
次官	副又弼、貳	輔	助	亮又扶	佐	介	長官を輔く	
判官	佐又忠、監	丞	允	進又從	尉	掾	事を糾判す	
佐官	史又典、疏	錄	屬	令史	屬又吏	志	目	事を佐け録す
	二官府	八省	寮	司	職坊	衛府	國衛	

判官をば通してジョウといふ、丞の字音なるべし。

武官兵士舍人

武官は、衛府に奉仕し、衛府は官省以外に別立す。初め五衛府なりしが、沿革して左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六府と爲る。又、左右馬寮、左右兵庫司あり、以て京師を警固す。兵士は、毎國の課丁を三分して、其一を取り、賦税を免して、課とは、賦税せらるる徴發し、衛士防人軍團に分遣す。有位者の子孫は、特に簡試し、兵衛舍人と爲し、官に補す。兵衛衛士は、衛府の兵士にして、防人は太宰の防

軍隊の編制

守なり、期年を限りて番上せしむ。軍團は、在國の屯營なり、凡、五六郡に一所とす。兵の編制は、五人を伍と爲し、二伍を火と爲し、五火毎に隊正ありて、五百人に及べば軍毅あり。毎火に六馬を養ひ、槍弩に調習せしむ。諸兵は皆弓箭を帶び、刀子を携へ、衣服糧食等、各自に備ふ、必しも官給をまたず、徴召あれば、家を發し之に赴く。朝廷征伐の事あるの日は、將軍軍監以下、臨時の任命あり、府兵軍團を統率す。

六衛府

衛門府は、又鞠負府ともいふ、初め隼人司も之に屬す。大同三年、衛門府を廢して、左右衛士府に併せ、後、衛士府を改めて衛門府とす。又その佐尉等を以て、京中の非違を檢校す、即、平安朝の檢非違使、是なり。元明帝の時、授刀舍人、騎舍人あり、令外の親衛なり。天平神護元年、改めて近衛府とし、又中衛府を置く。大同二年、近衛を改めて左近衛とし、中衛を右近衛とす。是より六衛と稱し、近衛の長官をば大將中將少將とし、以下將監、將曹、府生、番長等あり。

聖武帝の時、諸國郡司の子弟を募り、健兒を置き、常備の員數を定む、軍團是より

軍團及び健
兒の停廢

【律令修撰及寧樂朝編】

三六一

厩牧

停廢せるに似たり。既にして、連年奥羽に征討ありて、大兵を徵せるより、頻に歩騎の壯士を養成し、兵農分れて二途と爲り、健兒の名も久しからずして亡ぶ。古は騎行騎戰を至要とす、故に諸國に官牧を開く、中にも甲斐・信濃・武藏・上野等の牧を以て、良馬を貢する所とす、具に厩牧令にあり。但、邦俗、馬牛の肉を好まず、牲獻を忌む。天平十三年、馬牛は人に代りて勤勞するもの、先代已に明制ありて、屠殺することを許さず、今聞く、百姓なほ屠殺するものありと。若犯すものあらば、杖一百と敕令せらる。蓋、佛法、殺生禁斷、腥葷無用の教にも由る歟。

仕進の路品位の階

凡、王臣二様の出身あり、一は父祖の蔭位に由り、一位の嫡子は八位と爲るを得、五位の類一は學校の貢舉に由る、初叙八位 其他は特異の才技ありて、庶人より累進するあるのみ。而して選叙法は官位相當を尙ぶ、故に位を重しとして、官は必其位に應せしむ。故に、位あり官に就かざるものあるも、官ありて位なきはなく、官なきを散位と曰ふ、無官大夫の類是也。大夫は五位相當とす

大化改新以後、人材登庸の道は開けたれども、門閥族姓を貴ぶは、猶古のご

官位相當

蔭位貢舉推
舉の三路

とし。此を以て、官途に出身せんには三道あり、蔭位と、貢舉と、清廉材幹技藝によりて、國司の推舉を得たるものとなり。即、勅授五位以上の子と孫とを、蔭子蔭孫といふ、奏授の人の子は、位子といふ。又大學より出だすを、舉人といふ。國學より出だすを、貢人といふ。而も、大學、國學に入らんとするものは、大學は、五位以上の人の子孫、又は東西史部の子たるを要し、國學には、八位以上及び郡司などの子弟たるを要す。是等資格ある人は、大學、國學に入り、修業して二經以上に通するときは、式部省之を試験して、及落を次第す。秀才は方略策二條、明經は周禮・左傳・禮記・毛詩は各四條、餘經は各三條、孝經・論語共に三條、皆經文と注とを擧げて試問す。進士は、時務策二條を書かして、讀書を誦誦せしむること、文選七所、爾雅三所なり。明法は律七條、令三條を試む。國司の推舉、これ白丁(庶人のこと)より出づる道なれど、地位は甚卑し。京官にては帳内(有品の親王に給ふ、仕丁の類なり)資人(五位以上の諸臣に給ふ、仕丁の類なり)孰れも八年格勤の勞滿ちて、書算に達したるものを要す。外官は、京にては坊令、國郡の郷長、郡司、國博

帳内資人

【第五章 大資養老の律令】

三六三

考課累進

士醫師となることを得。されば、當時、人材登用の路は頗狭く、顯達の人はい多くは蔭位、次に貢擧によりて出身せしが如し。選叙令に「位を授けむ者は、皆年廿五を限れ」とあり、但し、蔭にて出身する者は、廿一以上とあり。既に官人となり、事に服すれば、考課の四法あり。職事修理せるを功といふ、公務廢闕せるを過といふ、善惡を行といふ、才藝を能といふ。この四の状迹によりて、九等の次第を立て、善最を定め、年々朝集使につけて上申す。而も此九等の次第は、職掌によりて、六年乃至十二年以内に一考せらるる者とす。されば考課の法は、詳備と謂ふべきに似たれど、之が運用は、最綱紀の振張に俟てるや明なり。而も亦、別路、高行異才、尤も治體に達せる者あらば、皆擢ぐに不次を以てすることを聽すとありて、考課も空文となり、遂に情實に制せられて、一時を濟すの流例となり果てんとす。

位記三十階の勅奏判授

位記は、親王、四品の階あり。諸臣、正一位より正初位下まで、三十階なり。又、文武の十等勳あれど、久行せず。若、其官と位の不相當あれば、官に比して位卑き時、行と署し、位の官より高き時は、守と署するを例とす。又、外任官にのみ賜る

者を、外位と云ふ。内外の五位以上を勅授とし、内八位外七位以上を奏授とし、外八位及び内外初位以上を判授とす。三位以上を貴とし、五位以上を通貴と爲す、其以下は地下なり。

内外位

内位、外位の區別は、内官、外官と同じかりしが、神龜、天平以後、此區別を失ひ、更に後世に至り、外位は姓氏の卑しき者に賜ふこととなり、近世は絶えたり。贈位は、天武帝二年、大錦上坂本財臣、壬申の功勳により、小紫を追贈せられたるに始まり、後世は繁多に行はる。正一位を人臣に與ふるは、天平九年、右大臣藤原武智麻呂、危篤の際之に叙せられたるに始まり、此他、橘諸兄、憲美、押勝、藤原永手、三人を除きては、他は死後の贈位のみにして、生前に叙せざること、殆、定制となれり。又、中世より、七位以下に叙すること稀にして、後には九位も正にのみ止まりしが、近代、光格天皇の時、從七位までを復興せられたり。(明治の新制には、四位以下の上下、並びに初位、九位を停めらる、故に十六階に減す)

贈位

衣服の令制

凡、官人の服色は、諸臣一位は深紫、三位以上は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位

は深緑七位は淺緑、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黄色なり。其冠頭笏頭衣袴帶履等、禮服朝服の製は、衣服令に載せらる。民間の左衽は猶止まず、時々之を教正せしめ、衣上袴腰の製を整へしめらる。

令制に、無位庶人は皂纒頭巾烏帽、黄袍朝服、同といひ、家人奴婢は橡墨衣ハミコロキといひたり。慶雲三年、天下悉く脛裳ハキモを脱して、一に白袴を着せしめらる。和銅元年の制、自今以後、衣シ襟シ口シ闊八寸以上一尺已下、隨人大小爲之。又、衣領得接作、但不得襟口窄小、衣領細狭とあるにて、上衣の製を知るべし。此文に「衣領得接作」とあるに據るに、是より以往の製ハミの衣服には、左右の領を接ハミき重ねざりしもありしなり、それを戒めて、すべて前を合はせしめらる。一般文官の外なる、武官並びに女官の禮服朝服、また衣服令に明制あり。是れらの衣服、沿革の様子は、別に專書に就きて參考すべし。

三國志魏志東夷傳に「倭人以蹲踞爲恭敬」と見ゆ。推古の制は、跪禮なりしに、孝徳の朝に立禮に改まり、又いつの比よりか、匍匐禮行はる、新羅の風にやあらん。天武十一年に、跪拜、匍匐を止めて、更に立禮を用ゐらる、持統四

庶人の風俗

起坐の禮

年即位の時には、公卿百寮、羅拜匠拜して、拍手すとあり、拍手をカシハテといふ。膳夫をもカシハテと訓むは、御膳を進むるとき、拍手して敬禮したる故なるべし。周官大宗伯に、九拜の四を振動とす、釋文に「今倭人、拜以兩手相擊、蓋古之遺法也」と。文武帝に至り、朝儀禮制は、唐に依倣して、猶舊儀に斟酌折中す。

俸祿頒給 凡在京文武職事在任の俸祿は、官位の高下に準し、或は封戸フを給し、戸口戸口に賦課する也、或は土田職田を賜はる。或は、調庸布帛等の貨物を以てせらる。之を位祿、又は季祿と曰ふ。又、貴人には帳内資人を加賜せらる。一品に封戸八百、位田八十町、帳内百六十人、正一位に封戸三百、位田八十町、太政大臣に封戸三千、職田四十八町、位田數十丁、資人三百の例なり。又、特恩あれば、功田、賜田あり、或は子孫に相傳せしめらる。其他、内外の諸司には、公廩稻、大粮、時服、節祿の賜與あり。(大凡、賜與の品類は、田祿と祿物と人夫の三つとなる)

位田は、その賜ふ所の田地の稷稻を收め、一町につき廿二束つゝ、田租を官に輸す。食封は、賜ふ所の戸口より納むる田租(大寶の制には、田租を二分

田祿と祿物
人夫

し、一分は官に納れ、一分は封主に給ふ。天平十一年詔ありて、自今以後全く其の主_に賜ふことゝなれり、及び調庸等、全く封主に賜ふ。又、大臣納言の官に任すれば、職田あり。

かくて、此官位俸祿の制も、初め嚴密なりしが、天平比より、漸く濫汗に赴き、國庫亦空乏なりしより、或は物を朝廷に獻し、白丁五位と爲る等、賣官の弊起る。遂に、内給年官の稱さへ生し、請托を以て名器を授受し、因循して救ふべからず。以て中世以降の失態を致す、事は平安朝編に見ゆるごとし。

令制の京官は、祿薄くして、貪り取る所無きを以て、皆外任を望む風あるに、より、寶龜中、諸國公廩稻の四分の一を割きて、京官の俸祿を増さしめらる。尋いて亦不便なりとて、之を停止せらるゝも、後の年官年爵の内給は、實に此に胚胎せりといふ。

租庸調の運用處分 凡、貨幣の通用狭く、運送貿易の路遍からざる古にありては、財政は專ら布穀等の物に由りて立つ。國郡の田租に三類あり、正税稻公廩稻、雜用稻とす。正税は分ちて、運用不動及び輸京米の三と爲し、公廩稻は當年

天平以後漸く濫る

の缺負と國儲(不動倉)の補充を爲し、餘剩を在官在廳者に處分す。

諸國の田は、口分田を初めとし、位田職田等、皆輸租を免れず、其班給して剩れるを、特に公田と云ふ。此公剩田は、其郷土の估價に依り、賃貸して之を佃らしめ、其價は官に送りて、雜用に充つ、賃租田、又賣買田と稱する者是也。凡、租の官に納まりたるは、田租出舉(貸稻)とも、之を官稻といひ、三つに分つ、大税、粃穀、雜稻是なり。大税、又大租とも、正税ともいふ。輸京の餘剩は、出舉して利を取り、本を失ふ勿からしむ。粃穀は、粃にて永く貯へ、水旱荒凶の備に充つ。雜稻は、國郡の雜用に充つる料なり。

當時の財用の方術として之を考ふるに、出舉は、地方經濟の重要なる大機關にして、官民共に、之に因りて治を施し、生を遂ぐとも謂ふべし。令制の後に至り、官稻の名目に改變あり、又その運用處分に、多少の異同を生ず。天平十七年、始めて公廩を置き、公廩とは公廩稻の略稱なり、毎國納官の穀稻を二分同數し、一を正税、一を公廩とし、又雜稻あり舊の如し。正税に動用(出舉)不動國儲(輸京米)の別あり。公廩稻は、年の豊凶によりて、實數入る

租税の運用と輸京

公廩稻の補充と分配

仁政の弊聚
歛の路

所一ならず。先、缺負國儲の補填を爲し、次に餘剩を處分する法は、主稅式に明示ありて、諸國一ならずと雖、大國、上國の長官は六分、次官は四分、判官は三分、主典は二分、史生は一分と云ふ類なり。

奈良朝史云、大化大寶の田租は重賦に非ず、即、此薄稅の下には、民に餘利あるに因りて、聚歛の路を開き易し。古今仁政の弊害は、多く此にあり、奈良朝になりて、諸國出舉稻の増加したるも、實に是の由に職つく。天平六年の敕諭に、諸國司等、利潤を貪求して、輸稅實ならず、舉稻に欺くと多し。因りて、百姓漸く勞して、正倉頗空し。宜く、京畿及び諸國の舉稻、得否を論せず、悉皆全輸せしめ、其利は十に三を取らしむ。又、天平七年、國司等、所部に交關(貿易出舉)して、物を運ばしむるに限りなき者を、禁斷せらる。國司の聚歛貪濁、想ふべし。夫、毎年諸國公廩にて、人民に出舉したる利稻の收入が、其決算の後に殘餘となりたるをば、差等を以て吏員に分配するは、近く譬ふれば、今の銀行商社が、決算の純益(出舉稻は即、國府の總益)を、差等にて役員に賞與金に分配するに異ならず。而も、會社によりては、名計(ナカガ)の重役

公廩は猶銀
行のごとし

役員が、賞與金の分配を貪る者の出るも、物の勢なり。國司の揚名となりて、赴任せずして分配のみを受け、年官年給の員外介も出來ければ、遂に賣官の惡名を招ぐに至る。凡、稻を百姓に融通して産業を助け、年々其十分五、又は三の利を收め、出舉稻と稱したるは、今の銀行が株金預金を回して利を收め、經費を差引たる殘りを、先本株に充當し、猶賞與として役員に分配するに、異なる無し。其決算を解由と云ひ、國司交替式は、決算審査條例なれど、此出舉には、種々の奸詐貪濁の弊をともなへるなり。

四度使

調庸の物は、最も諸用に便なり、故に多くは、駄傳船送して、京師に送る。是等の處分は、國司より大帳使、稅帳使、調帳使、朝集使、四度の發送を以て、民部省に具申して、完濟するを法とす。又、優免の賑恤例、濟究の義倉法あり。

調は、上古の男女の調貢(ミツギ)の遺風なるべく、大化の制には、專男に課す。庸は、大化制、戸別に賦りて米布を收めしが、大寶制、丁匠(夫役)に課し、而も現役に就かざれば、米布を以て代納す。調は、絲綿絹布等を以てす、並に郷土の所出に隨ふ、是等の官物、皆京師に輸送せしめらる。上の第一章、公田班授に

調庸皆京送

賑恤例義倉法

優賞給復、蠲免の三つ、並びに賑恤の法なり。凡、田に水旱蟲霜、不熟の處あらば、國司實を檢して具申し、其輕重に因りて、租調庸を免す。給復は數年に及び、蠲免は當年を限る。其優賞は、孝子節婦等の精誠感通する類を優にするなり。義倉法は、舊格令に據れば、一位以下、及び百姓雜色の人等、皆毎戸の粟を取り、以て義倉となせり。而も、此義倉の物は、窮民を給養せんとて、預め儲け備ふるものなれば、今貧戸の物を取り、還て乏家の人に給ふこと、理に於いて安からずとて、慶雲年中改變せらる。即、九等の中以上の戸の粟を取り、以て義倉となし、必窮乏に給ひて、他用することを得ざれといふものなり。

准布爲價

續日本紀に、和銅五年、諸國所送調庸等物、以錢換、宜以錢五文、准布一常となり。令義解には、布一丈三尺、是爲一常といひ、又、凡諸國貢獻物者、皆盡當土所出、其金銀珠玉、皮革羽毛、綿羅綾紬、香藥彩色、服食器用、及諸珍異之類、皆准布爲價、以官物市充、不得過五十端とあるを見れば、當時、銅錢發行の後、布

公私出舉

が交易賣買の第一の仲介物たりしを悟るべし。財物出舉は、公私共に之を行ひ、毎六十日八分に過ぎざる利息を收むるも、四百八十日に及べば、復一倍以上に索酬するを許さず。入質は、四百八十日の外更に六十日を経ば、其物を賣るを妨げずと雖、對賣して本利を贖ひ、餘あれば之を物主に還さしむ。又、負債者は、家資盡くれば、役身して折酬せしめ、逃避すれば保人して代酬せしむ。稻粟の出舉は、春受して冬報、一年を限と爲し、私物は一倍、官物は半倍、養老延暦の格に、十束に三束の利を數へしむ。錢の通用に及び、出舉の利息を索むること、亦繁雜と爲る。而して、利率の一般に過高なるは、中世に至るも同く然り。

〔丈部濱足解。申請月借錢事。〕

合錢壹貫文。利者加月別百三十文。

質物、家壹區。地十六分之半、板屋二間。在右京三條三坊。

又、口分田三町。葛下郡。

右限二箇月、本利並將進納。若期日過者、沾成質物、一倍將進上、仍錄事狀解。

【第五章 大寶養老の律令】

質物解文

寶龜三年二月廿四日

專受 濱足

「謹解。申請月借錢事。」

合六百文。利月別九十文。質布五端。

右件錢、望料給時、本利備將進上、仍注狀謹以解。

寶龜四年七月九日

專受、出雲平麿

相證償、紀豊人

本利濟例

九月廿七日、納二百卅一文。二月又十七日利。

十一月五日、納三百十一文。二百文本。一百十一文、一月又七日利。

殘、四百文。同月七日納之。」

由來及び沿革

刑律の大概 大寶律は、其完書今逸失して傳らずと雖、蓋唐律と大同小異のみ。十二編、三百數十條より成ると云ふ。聖武帝、佛を崇び刑を弛べ、死罪を流と爲したまへるより神龜三年減刑常典と爲り、奈良朝の政治振はず。光仁帝、刑法を復古し、火盜の事犯は、格殺に處せしむ。後、平安城の朝に及び、檢非違使、兵刑の權を掌り、武斷に流れて、律に明ならず。仁明帝以後、治罪方正ならず。朝廷

懲罰の威柄は、早く離れて、權勢強勇の者の手に歸す。乃、往々、法外の酷刑、梟首の如き者を見る。而も、明法の吏、なほ古律の空文を家に傳へ、王朝五百年の間、其遺響を存せり。

刑目及び五

律の目次は、名例篇刑の適用と治罪、禁衛律、職制律、戶婚律、賊盜律、厩庫律、擅興律兵私用に關する條文、鬪諍律、詐僞律、雜律、捕亡律、斷獄律とす。刑名は死罪絞斬の二種、流罪諸國徒杖、笞の五あり。各刑に輕重を分ち、二十八と爲す。又、八虐六議の論定ありて、謀反謀叛に對し、謀大逆皇室に對し、惡逆父母に對し、大不敬皇室に對し、不道近親に對し、不孝、不義長師に對し、等を八虐と稱し、決して常赦大赦、特赦の外に從はしめず。家人、奴婢が、其本主を殺すが如きも、不義の虐罪と爲し、覆奏せずして死に處す。君父と本主とを、重大視せる國俗、以て觀るべし。六議とは、親皇室、親故、恩寵、故恩寵、賢德行、能功、貴三位以上の死罪は、八虐に非れば、皆議減するを云ふ。六議者の親族、及び七位以上の者も、請減の議を聽され、或は贖罪シヨクを聽さる。又是、皇室を恩威の源泉と爲し、親故を恤み、賢能を惜むの特例を見るべし。

八虐六議

謀反は國家を危くせんことを謀るをいふ、謀叛は本國に背きて、外國に從

官位者の公
私罪犯

ひ、或は地を以て外に奔ることを謀るをいふ。
官吏有位者に、公罪・私罪の別あり。公事に縁りて、其式に違ふと雖、私曲の情なきを、公坐の罪と云ふ。私罪とは、又私坐ともいひ、公事に縁ると雖、其意阿曲に渉れる者は、亦私罪と爲す。其公罪は、贖を聽さる。

公坐の贖罪に五あり。官當は、公罪・私罪を犯して徒罪に當るもの、官位を以て其罪を贖ふをいふ。居官は、居る所の位一階を降し、官職も免せらる。解官は、官をのみ解く。免官は、官位勳並び免するをいふ。除名は、官吏の籍を除き、出身以來の官位勳共に悉く除くをいふ。

聽訟斷獄

聽訟は、民刑の二事を分たす皆、所司京職及び國郡司に訴ふ。其判決、承服し難ければ、初めて不理狀を請ひて、刑部に控訴す。西海道は、太宰府に於いてす。尙、非理あれば、太政官へ上陳し、中務を経由し、直に至尊に奏上するを得る者とす。有位者の重罪、死流刑は、親判にして、太政官之を奉行し、徒刑以下は、刑部省之を判決し、笞杖刑及び白丁以下は、所司並に其國郡司に於いて判決す。

凡、親王及び五位以上、犯罪ありて糺すべく、而も眞を審にせざる者は、狀に

依りて勘問し、其事大なれば奏彈す。六位以下は、所司に移して推問す。

延喜式によれば、唯、太政大臣をば彈することを得ずと爲す。

親姻相隱

治罪は、自首原罪^{刑減}の典あり、又、等親位に因り、三等以上の相隱を原罪す。判決は、專^ラ證據に取り、拷問を慎み、五位以上、僧尼、老少、孕婦は拷問すること無し。而も、王政失墮の世に到れば、寛猛兩つながら失ひ、律條も行はるゝこと莫かりき。

自首と拷問

凡、犯跡の證據充分にして、猶、自首白狀せざる者には、拷問を加ふ。犯罪の輕重に由り、私罪は責保して、其身を禁めず、放して出對せしむ。公罪は、出入の自由を禁め、之を散禁といふ。杖刑以上、及び免官に相當すれば、木索を關鎖して禁錮す、之を梏禁とす。即、禁獄の囚なり、京師以外には便に従ひて禁囚せり。徒刑以上は、肱禁として兩肱を縛り、死罪には頸に木を加へ、足に柙を附くることあり。流罪には枷柙せず。又、凡罪を決するは、皆市に於いてせよ。五位以上、及び皇親は、その犯せること惡逆以上に非ざれば、家に自盡することを聽す。七位以上、及び婦人は、犯せること斬にあらざれば、隱處に絞せよ、獄には、皆席薦を給へ、囚人疾病あらば、醫藥を給して

決罪行罰

救療し、病重くば枷杻を脱去せしめよ。仍りて家内の一人、禁に入りて看侍することを聽せ、との例なり。

第六章 寧樂朝之一 元明元正 兩女皇

元明天皇 和銅女主、即位の初めには、猶藤原宮高市郡に在り。二年戊申唐中宗景龍二、西曆七〇八改元、武藏國銅を獻し、初めて錢を鑄て和同開珍と云ひければと云ふ。是歲、奈良層富郡造都の議定まる、大倭國北偏の平郊を占め、佐保川之を貫流す。

古事類苑、和銅元年、武藏國秩父郡、獻銅の時に詔に「自然オソツカラに成れる和銅ニキツカガチイデタ出在り」と奏して獻れり、此物は、天地の神の顯し奉れる瑞シレの寶に依りて、御世の年號改め賜ひ、換へ給はくと詔りたまふ云々。和銅は熟銅なるべし、歷朝詔詞解、而も錢文には和同開珍とあり、省畫なるべし。經國集に和同四年、僧尼令集解に和同元年とあれば、當時、或は和同にも作れるなり。又、珍を寶の省畫といへど、必しも然らず。

和同三年唐景雲二年 西曆七一〇都城を奈良に遷し、經營して平城宮と稱し、皇居の壯觀を

奈良遷都

修めて、政治の盛容と相協はしむ。其都城の規模は、大抵延暦に同一なりしこと、上に見ゆるごとし。藤原不比等右大臣に陞り、知太政官事、穗積親王、左大臣石上麻呂物部氏改と三公たり。元明帝、在位七年にして禪位、其間、都城の經營の外、國政の更張、史書の修撰等、文物の美を加ふること少からず。

元明天皇和銅元年、層富郡遷都の事を布告せられ、平城之地、四禽叶圖、三山作鎮、龜筮並從、宜建都邑と詔あり。九月、造平城宮司を置き、十月、宮内卿犬上王をして伊勢大神宮に奉幣し、新宮造營の狀を奉告せしめらる。かくて、三年三月、始めて平城に遷都あり、飛鳥の明日香の里をおきていなば、君があたりは見えずかもあらむ御製。既にして、京師は帝王の居、萬國の朝する所、壯麗ならざれば、徳を表すに足らず、今後、五位以上、及庶人の力あるものは、古風の板屋草舎を止めて、これを瓦葺にし、赤白に塗りて壯麗ならしめよと命せらるれば、都邑も益面目を加へ、青丹よし平城の都は、さく花の匂ふが如く今盛りなりと詠するものあるに至る。元正帝の時、和泉吉野の兩離宮あり、聖武帝は難波の宮を修め、山背に恭仁宮を創め、近江に紫

平城宮の壯麗

香樂宮を造り、稱徳帝又河内に由義宮を置きたまふ。而も平城の都邑は易へず、桓武帝の延暦三年に至る、凡七十五年。

興福寺春日神社

和銅三年、不比等、その氏寺を山背の山科より新京に移し、之を興福寺といひ、後、神護景雲中、氏神たる平岡神河内國及び東國の鹿島香取の神を併せ祭りて、之が祠殿を寺中春日山の下に建つ、故に是より春日神といふ。一説、春日の氏社も、不比等の時なりと。又、之より先、鎌足の長子僧定惠、多武峰談山に其父の墓を移し、十三重塔を造り、妙樂寺といふ。

錢貨の通用

本邦、太古には夙く鐵を鑄、マカネといふ、又、白銅鏡アサヒの傳説あり。

金屬の始見

金、銀は、多くこれを韓地より貢進せしめたりと雖、稻米布帛を以て貿易し、貨幣を用ふること少し。天武天皇の二年、對馬國より白金を貢す、銀なり、五年始めて鑄錢司を置きて、鑄造の事あり。十一年、勅して、銅錢を用ひて銀錢を用ふること勿らしめたれど、程なく其禁を解かれたれば、銀、銅兩種の錢を通用したりしなり。是より、諸國の山鑛を出すこと頓に多し。生産の源、交易の路の、漸く廣まるを知る。

銅錫と白鐵

朱鳥五年、伊豫國よりも白金三斤とアラカネ一籠とを獻したり、文武天皇の朝には、因幡・周芳よりは銅鑛を、伊豫・伊勢よりは白鐵を、丹波よりは錫を獻りたり。尋いで、對馬より黄金を貢したれば、建元して大寶といふ、然れども、此黄金は對馬の産にあらざるを詐りて奉れるなり。元明の朝に至り、紀伊より銀を出し、河内・近江・播磨・周防・長門・太宰府等は銅を出す。乃、諸國に錢を鑄造せしめられ、新鑄の銀錢、銅錢を用ひらる、いづれも文を和同開珎といふ。按、鉶はアラカネと讀み、粗鑛なり。白鐵は、和名鈔に、錫一名鐵鐵と同字なり、之路奈麻利ナマリといひ、古人は、鉛とアンチモニーをも、すべて奈麻利の名にて呼べる如し。箋注に、純錫謂之砂利、錫雜鉛者、謂之須受、煉成者謂志呂米、古籍所云白鐵、即志呂米。正倉院文書の天平六年雜用帳に、買生銅九百十四斤。五百七十斤、々別五十四文、三百卅四斤、々別卅六文。又、白鐵廿三斤七兩、三兩合銅一斤とあり、是は志呂米ならむ。神護二年、丹波國天田郡の華浪山より白鐵出づ、諸器に和鑄するに、唐錫におとらず。或人いふ、是は鉛に似たれど、鉛にもあらず、寶龜八年、入唐して揚州の鑄工に示し

ければ、鈍隱といへりと、古人の鑑別に惑ひしこと想ふべし。
和同に至り、銅銀の二種を鑄せしめ、物の賣買に、その價四文以上には銀錢を用ひ、三文以下には銅錢を用ひしめらる。當時、錢と米との比例は、穀六升に付いて銅錢一文と定められ、一兩六石といふ。已にして、銀錢の流通を停め、專銅錢を用ひしめ、人民に其流用交易の利を諭示し、蓄錢の多少に隨ひて、官位を授けらるゝ等、官府が錢貨通用を奨めしは、後人想像の外に屬す。已にして、天平勝寶年間に、銅鑛の多産に會ひ、大佛像の鑄成を見たり。

和同四年詔して曰く、錢の用は、財貨を通し有無を易ふるものなるに、今百姓、尙習俗に迷ひて其理を解せず、僅に賣買すれども、錢を蓄ふる者なし。今より、錢を蓄ふる者は、其多少に隨ひて位を授けん。從六位以下、錢十貫文を貯蓄する毎に位一階、初位以下は、五貫毎に一階を進めしむ。此時、役民運脚の行旅、皆食糧を包み齎すに、歸郷の頃には其糧乏しく、途中に餓死する者あるにより、諸國に勅して、郡稻を割きて便地に貯へ、行旅者をして錢を齎して資となさしめ、到る處にて交易せしめ、且錢の便を知らしむ。

六年には、郡領に任せらるゝ者、材識用に堪へたるも、貯錢六貫に満たざる時は、遷任することを得ずと戒めらる。又、旅人が錢にて食糧を買ふに便せん爲に、富民に募りて米を適宜の路傍に置かしめ、年中に米百斛以上を賣れる者は、奏聞せしめて位階を給はる。養老五年に至りて、復、銀錢を通用し、其價を定めて、銀錢一文は銅錢二十五文に當り、銀一兩は銅錢百文に當らしめたるが、明年又、銀一兩に銅錢二百文の比當となさる。一兩は四文、十匁なれば、初め銀一〇、銅四〇の準なるが、銀一〇、銅二〇〇に移りしなり。勝寶年中に、百萬錢を獻納して、外從五位下を賜れる板持連眞鈎マカギといふものあり。國分寺の知識物なるべし。當時、東大寺の巨像、及び幾多の佛軀を鑄成したる程なれば、銅鑛の多産、亦想ふべし。
唐錢(開元通寶)は、太祖の時之を鑄、その重さ二銖四糸、十文を積みて一兩と定められしより、二十四銖一兩とす、(宋に至り、二銖四糸の一錢を一分とも呼ぶ)。我邦にても、和同錢は正しく此唐制に由る、圓徑八分、重一匁なり。
和同錢に、後世の擬造多く、異品あまたありといふ、

錢と稻布准
直並び行ふ

又、田地の貸貸(地子)にも、錢にて賣買し、官衙にも祿俸には錢を交へて給ひ、調庸にも錢を以て納むることを許し、多方獎勵を加へられしかば、人民始めて錢貨通行の便を知るに至る。然れども、後世に至るまで、稻布の交易は、尙錢貨と共に並び行はれて、久しく止まざりしなり。延喜式、凡、諸國所進交易商布、端別注直稻若干束とあるも、稻と布の准直なり。

柘殖郷長解。申常地賣買墾田立券事。

神田漆段

限東、紀寺田、限南、京戸、敢朝、臣、梗、萬呂田、

限西、石部、大萬呂田、限北、物部、廣萬呂田、

柘殖郷戸主敢臣安萬呂之賣墾田者。

付價錢捌貫

天平勝寶三年、歲次辛卯年、始常地作料、一年直米四斛、

右墾田買得處、元興寺三論衆

以前墾田賣買人、依法式、立券者如件、乃具錄狀、申送以解。

天平勝寶元年十一月廿一日

郷長 桃尾臣井麻呂

田主 敢臣安萬呂

證人 壬生少ヲル梗

私墾の錢價
年直

田宅連に錢
主に兼併せ
らる

物價の高下

是は私墾田にて、蓋、天平の勅令にて、永業となれる者を、他に賣與したるならん。二年後より、毎年直米四斛とは、借地料の豫約に外あらず。又、百姓が富民の錢財を借用して、宅地園圃を質物と爲し、遂に錢主に責められて、住居を失ふに至るを戒飾せられしを見れば、天平中よりは、隨分の錢貨流

筆取 壬生淨足

税長 石部果安麻呂

行して、私物賣買もありしと想はるゝ也。
和銅四年紀に、穀六升(米三升)當錢一文。五年紀、調庸布、以錢五文、准布一常といひ、令制に布一丈三尺を一常(三分之一)とすれば、錢十五文、米四斗五升にて、布一端にあたる。大化の初めに、賫布一丈二尺、米五斗といふに比すれば、布價下れり。賫布を精好なる者として、尋常の粗布に二倍せしむるも、布價猶下れり。蓋、六、七十年來、織紡業の發達せるに由る。正倉院文書に、寶字六年、調綿賣直、屯別六十文、乃至七十二文、粗布段別百卅文、買調布段別四百五十文、買米石別一貫百文、買糯一斗五升、直二百卅文、升別十六文。

あり。寶字八年は、兵旱相仍り、米一石に千錢とあり、翌神護元年二月に、左右京の粃二千石づゝを、東西の市に賣るに一斗百錢と云へば、米ならば一石二貫文なり、米價の昂上する甚し。米三百石を賣る者に位一階を授け、繩は六百匹、商絲は千六百斤、調庸の綿は六千屯、調布は千二百端、商布は三千五百段にて之に准せしむ。此米繩絲綿布は、各相比當すとすれば、錢文の低價甚しきを知る。

錢一貫文 || 米五斗 || 繩一匹 || 絲二斤三分二 || 綿十屯 || 調布二端 || 商布五端六分五

又、其米と商布の比例は、和銅に比して、商布の著く粗薄になれるを知る(恐らくは、服用にも勝へぬ准布を造るに至れるならむ)。又、續々修正倉院文書に、繩の直錢を注記したるものあり、合繩一百六十四三丈、院中平章賣價、錢一百五貫八百五十文。三匹三川白繩、直錢二貫二百八十文(一匹八百文、一匹七百五十文、一匹七百卅文)。一匹安藝繩、直錢六百六十文(下略)。天平以來、錢價の下落は著明なり。

錢米絹布絲
綿比價

金銀錢及沙
餅

銀錢は、夙く顯宗天武の朝に傳ふる所あれど、其制を詳にせず。和銅の銀錢は、銅錢と形を同くし、後廢帝^{仁淳}天平寶字四年、金銀銅の三貨を造られ、金を開基勝寶と銘し、銀を太平元寶と銘し、銅を萬年通寶後、神護中、神功と改文すと銘し、金は銀の十に當る。原來、鑄錢の事は、支那に依りしなれども、彼邦には金銀錢ありしを聞かず。而も、我邦にて夙く之を通貨と爲し、は、自己の發明に由るか、詳ならず。此寶字の政治は、忽に敗れ、金銀も其通用の功を完久にせずと雖、亦一異事と謂ふべし。此後、中世の金銀は、唯贈遺貢進の幣具にして、通貨に非ず。平安朝の金銀は、沙金あり、金餅(練金)あり、銀餅あり、皆權りて兩を以て之を數ふ。陽成帝、元慶中、太宰府の唐貿易物、我砂金一兩を彼綿十六屯、我絹一匹を彼綿十四屯に易ふる法なりしといふ。銀は、宋朝交易の頃より、南鋏とて之を用ゐし如し。近衛帝の久安年中より、多く見ゆ(台記、沙石集、好古日録、古事類苑)。沙金と南鐐の名は、中世に至りて益聞こえ、其比價は、久しく金一銀十の例を保てり。

寶龜三年の官奏に「去天平寶字四年、新銅錢を造り、其一を舊銅錢の十に當て、並

び行はしむ。但、年序稍く積りて、新錢已に賤く、法に依れば相當ると雖、價を計るに懸隔あり。此に因りて、物情擾亂して、喧訴を致す、請ふ新舊兩錢を、同價に施行せん」とて允可せらる。想ふに、此新一舊十の法令は、新古同質同量の錢ならば、不都合なれど、舊錢が多くは不法の劣惡薄小品盜私鑄によるものとなる際には、亦止むを得ずと謂ふべし。(平安朝に及びても、新一舊十の號令あるを見れば、毎に盜私鑄が盛行して、惡錢は毎に良貨を驅逐したるを悟る)。かくて、薄惡錢のみ流行すれば、同價にて亦可なり、貨幣制度の維持、亦難いかな。

元正天皇 元明帝讓位の時、皇太子オシト首尙少し、文武帝の皇姉ヒメ氷高立ち、其長するをまつ、之を元正天皇とす。改元して靈龜と曰ひ庚玄宗開元三乙卯西曆七一五其三年、養老と改元す。

大化の建元は、教化大行といふ語意ならば、人事上の改革の元を始めたる心にて、其義稍深し、その後は、白雉、大寶はた慶雲、みな物象の瑞應説に出たり。養老に至りても然り、美濃國より醴泉の發見を奏聞したるに因る。之より先、持統帝七年、近江國益須郡都賀山に醴泉出で、泰平の祥兆と

稱せられ、是に至りて、又美濃に發見しければ、行幸叡覽あり。諸國司等皆詣り、同く風俗雜伎を獻す。やがて、朕、美濃國不破行宮に至り、當郡多度の美泉を覽て、手面を盥ふに、皮膚滑なるが如し。痛處を洗ふに、除瘡せざるなし、飲浴する者は、白髪も黒に反り、頰髪更に生ひ、闇き目は明かに、痼疾も癒ゆ。符瑞書にいふ、醴泉は美美なり、以て老を養ふべしと、寔に大瑞に合へり」とて、養老と改元あり。此養泉を、小説に作りて酒泉といふと雖、實は鹹性の鑛泉と思はる。已にして、神龜の祥を得て、又改元す。我國民の信仰は、疾病災難に會へば、遽に安心立命を求め、多くは瑣細の拘忌禁厭に趨り易し。佛教流布の後と雖、よく其因果の理を傾聽して、人間の幸福を迎ふるよりも、李釋の道と稱へて、儒學に道教を混じたる方術に、佛の咒印加持説を加へて、極めて紛雜なる風なり。

四年、藤原史薨す、淡海公と諡す。舍人親王、長屋王天武皇子の知太政官事、右大臣と爲り、以て庶政に任す。八年甲子、皇太子受禪して立つ、之を聖武天皇と爲す、元明上皇は、數年にして崩御あれど、元正上皇は、神龜、天平二十五年の久しきを、仙

院に保たせたまふ。凡、元明・元正二女皇の治世は、大寶頒令の後を承けて、大小の政務に、實施經驗の可否を論證するの好機會なりし如し。遂に、養老の修正ありて、大化大寶の舊主義にも、幾多の變遷あり。

淡海公薨

不比等は、文武帝を輔け、大寶の制度を頒ち、長女宮子を後庭に納れて、聖武帝を生む。既にして、不比等薨し、少女光明子冊立せられ、聖武の皇后と爲り、四子并に顯要に居り、外戚家又起る。然れども、光明子に男子なく、當時藤原氏の勢位未^レ全^ク定まらずして、天武の統絶ゆ。寧樂の都以て荒れ、山背の京起り、不比等の第二子^北房前の孫冬嗣桓武、嵯峨を輔けて、遂に外戚家を成すを見るは、全く平安朝の事のみ。

李釋の教

元明上皇の不豫の時、詔して「周孔の風は仁愛を先にし、李釋の教は殺生を禁む、主鷹司の鷹狗、大膳職の鷓鴣、諸國の雞猪は、悉く本處に放ちて、其性を遂げしめよ、若、應須あらば、奏して別勅を待て」とて、殺生の嫌ある司職の官長を停め、所役の品部は公民となさる。李とは老子の道教なり、李唐には殊に老子を尊崇し、道教盛んに行はるれど、日本には崇ばず」と玄宗の聞き

喪葬の儀禮

及ばれたるは、佛法の如くに興隆されぬまでの事にて、陰陽吉凶、咒禁等の盛に行はるゝを見れば、道教をも混したるなり。又、喪葬は、天武帝の殯庭二年に及び、音樂を奏し誄辭をなす等、仍古代の習俗にて行はれたれど、相並びて僧尼の發哀、設齋無遮大會の事見えたり。持統上皇の喪より、遺詔に因りて節約を旨とし、而も殯一年初めて火葬して、先皇(天武)大内山陵に合藏す。元明上皇に至りて、佛葬式に定まれる如し。〔奈良朝史〕

唐竺の風

喪葬令に據れば、朝家は方相(義解)方相者、蒙熊皮、黃金四目、玄衣朱裳、執戈揚楯、所以導輜車、輜車、鼓角幡、楯、數百に及ぶものとす。元明上皇の殯は、僅に七日、葬送には靈車の事見えたれば、遺詔に依りて、喪儀を節約しながらも、猶唐様を採れる令制に従ふ。而も火葬に因りて、追善の佛事を併せ營みたまへば、いまだ全く佛葬に變したるにあらず。平安京となりても、嵯峨・淳和兩上皇は、全く令制に遵はせたまはず、佛葬に任せられしに似たれど、文徳帝の葬送には方相氏ありて、令制の李唐風の特色あざやかなり。清和帝以後は、殆佛葬とも謂ふべけれども、猶陰陽師は之に参加したり。さ

れば山作ヤツクの荒垣アハヅ場キソ貴所等は、陰陽家の壇場をば茶毘所チビソに應用したる者にて、李釋の教に由るところいふべき者なれ。

勸農及び田制の漸變 農を以て國本と爲せる政治は、奈良遷都の初め、貯蓄の利と義を論じて、毎戸に其儲藏を強制す。其成績は明かならずと雖、政務の方向想ふべし。勸農力耕は、富國の本にして之を産術といふ。或は陸田を奨め、或は黍麥等を種ゑしめ、又、無利息の出舉稻を以て、究乏を救ふべしと號令せらる。

生産貯蓄を
勸む

和同五年、諸國に詔して曰く、凡、衣食に富む時は禮節を知り、貧窮に苦む時は奸詐を事とす。然れば、今より純絲綿布を貢する國々は、調庸の外、人毎に絲一斤、綿二斤、布六段を儲藏して、産業の資となし、且、窮乏に供すべし。國司郡司等、克く之を遵奉せしめば、考一等を加へ、里長は當年の調を免さむと。これ、古へ養蠶織紉の業は、只消費の料に充てんとする習なりしかど、既に此頃及びては、稍、其贏餘を儲藏せしめて、資本を累積するの要を悟りしなり。之より先、持統七年、天下に命じて桑カラムシ、紵、梨、栗、蕪、菁等の草木を

麥粟雜穀を
以て稻に代
ふ

植うることを勸めて、陸田の墾耕を促されたれど、其驗少かりしごとし。

靈龜元年詔して曰く、今、諸國の百姓、未、産術を盡さず、唯、水澤の種に赴きて、陸田の利を知らず。故に澇旱に遭ふ時は、更に餘穀なく、秋稼罷みなば、多く飢饉を致さん。これ、百姓の懈懶なるのみに非ず、固より國司の教導せざるに由れり。然れば、百姓をして麥粟を兼種せしむること、男夫一人毎に二段とすべし、自餘の雜穀は力に任せて之を課すべし。若、百姓の粟梁を輸して稻に轉するものあらば、之を聽せと。養老四年、官奏に因りて、比來、百姓乏少にて、公私、賃租田、口分田辨せざる者多し、矜み量らざれば、家道存し難からん。因りて、此年間、每春初は税を出して貸與し、其産業を繼がしめ、秋熟後に息利せずして納定せしめよ。但し、延引して懸逋あるを得ずと、敕許あり。無利息の貸稻生まれり、賑恤の一法ならむ。之と同時に、公出舉稻の息利は、毎年十束に五束なりしを、三束に減せらる。

養老中に至り、益勸課を勉め、毎戸の陸田班給法を發行せらる。又、開墾計畫を立て、百萬町を得べしと號し、其功力顯著なる者は、或は勳等を賜ひ、或は終身

陸田班給

の課を免せむといふ。其公墾速成を謀れること、むしろ駭くべき者あり。やがて、私墾田の終身免課をも諭して、耕種を勸むるに至る。

養老六年勅令「諸國の百姓に勸課して、晚禾蕎麥及び大小の麥を種ゑ、以て年荒に備へしめ、其耕種する町段收穫の多少は、年毎に具に録して、計帳使に附し申送すべし」と。當時、毎戸一町以上二十町以下の陸田を給附し、地子は町別粟三斗と定めらる。此に至り、園地の利は官民之を共にすといへる古法破れ、水陸田ともに、班給して田主を定むることとなる。

養老六年の百萬町計畫は、官奏に「食は民の所天にして、隨時に策を設くるは、治國の要政なり。因りて農を勸め穀を積ましめ、水旱に備へむ爲に、所司に委ねて人夫を差發し、膏腴の地、良田百萬町を開墾せしめむ。其役は十日に限り、糧食を給し、所須の調度は、官物を以て貸與し、秋收の後に造り備へしめむ。若國郡司の詐僞逗留して、肯て開墾せざるものは、即解職せむ。他年恩赦に會ふとも、免限にあらず。又、部内の百姓、よく荒野閑地に功力を加へて、雜穀三千石以上を收穫したる者には、勳六等、千石以上は終

身を免す。酬賞の後に、稽留して營まざれば、位記を追奪せむ」とあり。凡、古今の田數統計を勘ふるに、弘仁格の田數八十六萬餘町。そのうち九百年を経て、享保の檢地は百六十四萬町、(高百卅三萬町は除く)のみ、明治十九年に至り二百六十五萬町、(高は除く)に上る。されば、奈良朝には、現在の田數さへ百萬町に及ばざるに、俄に良田百萬町の開墾速成を期望するは、怪むべきの極のみ。是より墾田の實功は、却りて權門勢家社寺の莊園占有と成り行けり。〔奈良朝史〕

今按、養老六年百萬町の公墾計畫は、本紀に「語具格中」とありて、勅可を經し者に非ず。又、類聚格に之を收めざれば、奏案に止まりし者に似たり。また其文中、功力三千石及び千石とあるも、千恐らくは十の誤歟。千石の田は四百町以上なり、豈之を百姓に望むべけむや、十石の田四段以上を開かば、之を褒優する案なりしが、奏可を得ざりしなり。惟ふに、食糧はもと人口に比例す、いかに勸課すればとて、必要ならぬ耕種を爲すを得むや。全國田數を八十六萬町といふは、和名鈔に載すれど、延長中の數に非ず、一説

に之を弘仁格の逸文と爲すに従ふべきにや。勿論大化大寶の田數にてもあるまじ。何となれば、八十六萬町の水田は、八九百萬の人口あるを要す。又、課丁八十八萬、人口四百餘萬といふ一説ありて、それぞ大化大寶などのもの歟。或は又疑ふ、八十六萬町は田畑の合數か、養老以後は、陸田も計算することとなれり、猶考ふべし。

是よりさき、王公諸臣等、多く山澤を占め、民と利を争ふ。因りて、其制限あり。而も今や、戸口漸く多く、其食乏きを告ぐ。即、空閑の開墾を奨め、私有經營を聽す。蓋、大化以來、彼田土人民公有の主義、官僚政治も、流弊連に至り、此を以て之を見る。やがて、國郡一統の制度も、將に之に由り破れむとす。寺家權門兼併の風、之に乗じて興り、私田私民漸く多し、之を庄園といふ。

慶雲三年詔曰、頃者、王公諸臣、多占山澤、不事耕種、競懷貪婪、空妨地利。若有百姓採柴草者、仍奪其器、令民辛苦。加以、被賜地實止有一二畝、由是踰峯跨谷、浪爲境界。自今以後、不得更然云々。和銅四年詔曰、親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業。自今以來、嚴加禁斷、但有應墾開空地者、宜經國司、然

私田を開くことを聽す

王公豪強は廣く山澤を占む

私墾永世法

後聽官處分。養老七年官奏、頃者、百姓漸多、田地窄狹。望請勸課天下、開闢田疇、其新造溝池營墾者、不限多少、給傳三世、若逐舊溝池、給其一身、奏可之。

後、天平中に至り、私墾は終身もしくは三世の滿限あるが爲に、農夫怠倦して、開墾を力めざる憾み、更に永世私財と爲すを許可せらる。即、貴族は五百町以下、官人數十町、庶民は十町の格例を定めらる。此に於いて、當初王土王民の制は、一百年にして失ふ。(神護中に又私墾の禁止あれど、行はれずして止む)

天平十五年詔曰、如聞、墾田依養老七年格、限滿之後、依例收授。由是、農夫怠倦、開地復荒。自今以後、任爲私財、無論三世一身、咸悉永年莫收。其親王一品及一位五百町、二品及二位四百町、三品四品及三位三百町、四位二百町、五位百町、六位以下八位已上五十町。初位已下至于庶人十町。

奈良朝史曰、天平神護元年の敕制に、天平十五年の格に、墾田は私財となすに任せ、是より天下の諸人競ひて墾田をなし、勢力の家は、百姓を驅役し、貧窮の百姓は、自存するに暇あるなし。今より以後は、一切に禁斷して、加墾せしむる勿れ。寺田は、先來の定地を開墾する次ならば、禁限にあらず。

又、當土の百姓に一二町は亦許すべし」とあり。而も已に墾田を開放する廿二年を経たり、莊園占有は、既に大化以前よりも擴張し、今に至り俄に禁するは晚し。制中に勢力の家とは、首に惠美家、藤原家を推すべし、之を制禁する、豈容易ならんや。且、巧に法網を潜る漏孔は、甚多し、寺の先來定地を許せば、轉傳して王臣地、百姓地ともなるべし、禁制の効果詳ならず。寶龜三年に至りて、又開墾するに任せ、但其勢力を假りて百姓を苦むる者のみを、嚴に禁斷せしむ。十二年を経て、延暦三年の官符に、頃日、諸國司等、惟侵漁の巧みならざるを恐るゝが如く、廣く林野を占めて、蒼生を奪ひ、或は田園を營みて黔黎の産業を妨ぐ。今より以後、國司等、公廩田の外は、更に水田陸田を營み、又私に墾闢を貪りて、百姓の農桑地を侵すを得ず。若も違犯者あらば、收穫墾田、並に官沒し、見任を即解し、違勅罪に科すべし」とあれど、是も實効無かりしごとし。

想ふに、均田の法は、民をして其衣食に安んじて、身他を思はざらしむる所以なり。然れども、人口の増加比例と生活程度の上進とは、年を経て田畝の不足を

王土王民の
田制先破れ
たり

感せしめむ。縱令、土地官有主義を委棄するとも、猶開拓を獎勵せざるを得ず、遂に之に由り、田制を根本より打破するに至れり。蓋、人世の自然發達の必要に出てたるに外ならざるなり、「三浦氏法制史」。平安朝以後の行情は、後編に見ゆる如し。其弊は、勢家の私墾、謂はゆる庄園といふものに在りて、最甚し。

延暦十六年官符、應徵、寄住親王及王臣、浪人調庸事、奉勅。浮宕之徒、集於諸庄、假勢其主、全免調庸、郡國寬縱、曾無催徵、黎元積習、常有規避。宜令國宰郡司、勘計見口、毎年附浮浪帳、全徵調庸。其庄長等、聽國檢校、若有庄長拒捍、及脫漏一口者、禁身言上、科違勅罪、國郡阿容、亦與同罪者。又官符、應禁親王及王家庄長私佃事、奉勅。諸家庄長、多營私佃、假威乘勢、蠹民良深、奸猾之源、不可不絕。宜加禁制、不得更然。而國郡之開墾甚盛、私田歲殖、聖武、佞佛、屢施墾田於諸寺、王臣百姓、亦多寄附私田權門、寺家庄園、自是而興矣。〔食貨志〕王土王民の班田主義は、官司の無能力によりて破れ、爲に社會は共產平等たるべしとの理想をして、益悠渺ならしめたり。而も、下等の百姓に在りては、各自動勉して、所要の田園を、開拓保持するの能力無きや、亦官司に同

庄園已に興
る

平等を失へば力争と爲

じ。此に於いてか、經濟の事は競争に任ずるを可とするの形情を生ず。謂はゆる「王公貴豪の力争與奪に因ること」となる、亦免れざるの數あるに似たり。縦令、政府は兼併寄附を禁止するも、生民は己に政府の保護に頼み少ければ、皆貴豪の庄田に集りて活計を立つ。滔々として流下する者、豈文具の支ふべきものならむや。

史書の撰録 初め、天武十年、特に王臣に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ。抑、推古天皇以後、文學漸く開けて、諸家の傳ふる舊辭は、次第に筆に上るに當りて、自然に訛誤を生ずるものあるべく、故意に虚偽を加ふるもあるべし。而して、已に文字の便に頼る時代となりては、隨神なる口傳の舊辭は、從ひて廢絶すべければ、國史撰録の必要は、迫れるなり。因りて、帝紀を選録し、舊辭を討覈して、後葉に傳へむとの盛旨なるべし。此時、天皇は、別に舍人稗田阿禮に敕して、帝皇の日嗣及び先代の舊辭を誦習せしめたまふ。然るに、程なく天皇崩御、史臣にも死亡するものありて、二つながら功成らず。阿禮が誦習したる者は、和銅四年に至り、太安萬侶に詔して撰録せしめ、五年に至りて奏上せ

稗田阿禮の舊辭誦習

り。今に傳はれる古事記三卷、是なり。國語漢文を折衷して、別に一體を創め、質實にして浮華ならず、よく古傳を存したり。

古事記

一書に、太安萬侶撰進の書、帝紀は未成らず、和銅七年、紀清人三宅藤麿撰修して奏進し、日本紀と稱す。後に、日本書紀の撰成れるに及びて、これを假名日本紀と稱す、今傳はらず。後の學者、諸書に散見する者を參へ考へて、國語漢文混用の書體なるべしといへり、云々。

語部の口傳

黒川(眞頼)氏曰、上古我國の學問は如何といは、過去の事を「物語」にて諳記するが、學問にてありしなり。古事記上卷に「加多理基登」とある、是なり。其專業者を語部と云はれ、古へよりの物語を能く覺え居て、其語るまゝに、聞くものも又語りて、其學問を傳ふるなり。斯くいふ徴は、古語拾遺には、はく「上古之世、未有文字、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不忘」とあるが如し。古事記の序に、これを「先代舊辭」といへり、されば、上古の物語の中に、歴史の物語あり、小説の物語あり。歴史の物語の今に存せるは、古事記などなり、小説の物語の今に存せるは、家々の氏文、國々の風土記の中なる古

老傳などなり。

論者の言ふところを聞くに、古事記の文體は、口誦を筆録せしなれば、漢文と體裁固より異なり、此他、古書に口授を筆記せしものは、所謂家々の氏文、高橋氏文、法皇帝説など、皆此體なるものなり。太安麿は、此古事記を撰進せし後、さらに、舍人親王と共に、日本書紀を修成して、專漢文に依れり、而して、日本書紀は、古來外邦歸化人の記録せしものを始として、歷世朝廷の書紀せる所の官史類、國記類、臣下の家譜類、又諸國舊家の記録を、集めて修成せしものなり。かくの如く、口授を筆記せしものよりは採らざるが故に、別に書紀といひ、その編集を修成といふ、書紀と修成との文字に、心を注ぐべし、云々。

釋日本紀曰、古事記先代舊事本紀、以何書爲本。答、古事記者、唯以立意爲宗、不勞文句之體、仍修撰之間、頗有改易。今此書所載、龜文者、全是舊事本紀之文也、註文、一書云之處、多引古事記之文、自餘闕門假借之書、雖有其數、皆稱一書、置之註文。○奈良朝史云、日本紀は、弘仁私記釋に、舍人親王、太安麿等、勅を奉して撰すとあるも、河村秀根が集解に、神代上紀より、天武元年までは、

其先後同異

記紀二典の
差別

太安麿

天武十年に中臣大島平群子首等が、筆削する所なり。天武二年より、持統天皇紀までは、紀清人三宅藤麻呂等が補足し、養老に至り、舍人親王に勅ありて、太安麿等、更に其全部を校補し、四年に至りて奏上せられたりと述べしを以て詳説とすべし。古事記をば、書記採録の諸引書と相較ぶるに、古事記は其實、むしろ晩出の者にて、書紀中には一節も引きたる形跡なし、近世に至り、書紀の漢文に修潤する甚しく過ぎて、舊語を謬る多きを以て、論者往々古事記を主張して、安麿の本意は、專此書にある様に言做せども、書紀に採集したる原料は、古事記よりも古し。己が前に録したるを是とし、後に修撰したるを非とする謂はれなし、安麿の本意は、必しも古事記に在らずと知るべし。太は多にも作り、綏靖帝の兄神八井耳命の裔孫にして、累世の名家なり。

既にして、舍人親王監修の帝紀、養老四年に至り功成りて奏上す、紀三十卷、系圖一卷あり、これを日本書紀と名づく、今に傳はれる者なり。此書、編年の體により、全く漢文を以て紀述せられたれば、往々文飾に過ぎ、虚構を疑はるゝ所なき

日本書紀

にあらずといへども、缺文を輯め、群書を綜べ、不朽の盛事、未曾の正史、此に於いて初めて之を見る。弘仁私記に「此書、上起天地混淪之先、下終品彙甄成之後。神胤皇裔、指掌灼然、慕化古風、舉目明白、東西漢史及百濟氏等、爲慕化。高麗新羅氏等、爲古風。異端小説、怪力亂神、爲備多聞、莫不該博也」とあるは、其品評の語、簡にして要を得たり。

古事記は、神代一卷、檀原宮(神武)より輕島明宮(應神)一卷、高津宮(仁德)より小治田宮(推古)一卷なり。而も、下卷、廣高宮(仁賢)以下は、系譜のみにして、物語とてなければ、日本書紀に比べては、篇冊いたくつづまやかなり。日本書紀は、神代三卷、神武より應神七卷、仁德より仁賢五卷、武烈より推古七卷以上、二卷、舒明より持統八卷なり、武烈より以降が、殊に詳細なるを知るべし。

諸國風土記及び條里圖籍 寧樂建都の翌年、國郡鄉名は、好字を着けしめ、且必二字を用ひ、其郡内生する所の諸物、及び土地の沃瘠等をば、史籍に載せて言上せしむ。即所謂風土記なり。里を改めて郷と稱せしも、此時にあるか、而して、郡郷の名始めて一に歸せしならむ。其風土記、今五國許を遺す、撰進の年時

五國の風土記
記殘存す

と記載の體製は、同一ならざるも、皆平城朝の古逸書なり。

和銅六年五月、畿内七道諸國、郡鄉名着好字、其郡内所生、銀銅彩色、草木禽獸魚蟲等物、錄其色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳、舊聞異事、載于史籍、言上。今存する所の風土記、出雲、常陸、播磨、豐後、肥前、五國のみ。風土記は、此のち延長三年、重ねて官符を下し、採集の事あり。朝野羣載、太政官符、五畿七道諸國司、應早速勘進風土記事。右如聞、諸國可有風土記文、宜仰國宰、令勘進之。若無國底、搜求部内、尋問古老、早速言上者。諸國承知、依宣行之、不得延廻、符到奉行。此延長勘進の風土記は、他に考ふべきものなく、進上の實なきが如し、近世殘簡風土記として、僞托のものあれど、欺かる、莫かれ。中世の諸書に、往々古風土記を引注せる者ありて、其逸文は、數十條の、猶尋ぬべきものあり。

和銅年中、出羽、丹後、美作、大隅、四國を置く、共に六十二國。靈龜中、和泉、監、芳野、監を置き、國に准す、監は離宮の當職をいふ、養老に至り、能登、安房、石城、石背、諏訪等の國を置く、共に六十九國、三島なり。聖武天皇神龜年中、石城、石背を廢し、陸奥

大寶より養老の國郡郷

【律令修撰及寧樂朝編】
に併す、此に於いて、六十七國とす。
四〇六

按、律書殘篇、國郡名の斷簡は、大倭京の遺書なり、中に芳野監を録し、六十七國といへば、天平初年の集録にあらずや。延曆中のものとも鑑定せらるるは、信けがたし。其斷簡に、日本國六十七郡五百五十五郷四千十二里萬二千三十六。左京條九坊三十六、右京條九坊三十三、云々。

天平に、諏訪國和泉監、安房國能登國、佐渡國芳野監等を停止せらる。而も、孝謙帝の朝に及び、佐渡能登安房和泉の四國、舊に依り分置せられ、合せて六十五國となる。平安朝に及び、弘仁十四年、越前を割き加賀國を置き、天長九年、多櫛島を廢す。是に於いて、六十六國二島となり、爾後、國界の稍變遷せしもの之ありと雖、其名に至りては、數百年の久き、一定して復、改易の事なし。

國郡圖は、之よりさき、天平十年紀、令天下諸國、作國郡圖進と見え、平安京遷都の初めにも、諸國造進の事見ゆ、而も後世、一も之を傳へず。食貨志云、上世、檢田之事、無聞焉、迨乎大化、始校田畝、令國縣、定其疆界、作圖籍、獻之、日本書記。後、天平十四年、天平勝寶七歲、寶龜四年、延曆十五年、竝造諸國田圖、四圖

稱爲詳確類聚三代格、然今皆不傳之。下鴨社藏輿地圖、相傳爲延曆二十四年所造、載田數頗詳、然其說往々有可疑者、恐非當時之物、故今不取。○二、中曆拾芥鈔等に、古圖あれど、六十餘の國名を備ふるのみ。抑、地圖は文章の變體にして、載籍の要具とす、古より之を重んぜり。而も、世運につれて、顯晦なき能はず。今その大略を按ふるに、大化改新の際に、國圖を造らしめらる、是、文章を以て政治に資益するの謂にして、本邦地圖の撰あるは、蓋之を始とす。其大化二年の詔旨に、宜觀國々疆堺、或書或圖、持來奉示。國縣之名、來時將定。國々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造、當聞解此とあれば、其圖は即田圖なりと知るべし。民部省圖帳は、即之に基ける者にして、國家經緯の大典たりき。中世に及び、政治衰へ、圖帳亦亡ふ。今、元亨二年錄上の殘簡を傳ふるも、僞撰信を取るに足らず。

本朝書籍目錄に、民部省の圖帳を載せて、卷數を記さず。舟橋宜賢貞永式目注、民部省圖帳數百卷あり、國郡の榜示を明白に載せたり、今亡びて無しと。
日本春秋に、大化二年、新定國郡境、造圖帳。僧顯曰、今民間稱田積簿、曰水帳、蓋御圖帳之訛と、群書一覽。百鍊抄、嘉祿二年、盜人切穿民部省文庫、諸國圖帳、少

奈良の朝諸國風土記の上進あり、然れども、地圖の之に副ふことをきかず。惟ふに、當時の地圖は、專田籍田文とも云ふの補助たり。拾芥鈔に、田籍條里の制を述べて曰く、條里の起行は、國々の例に隨ひ、五十七國の國圖を加へ觀るべしと。されば、其物たるや、天平七年、讃岐國山田、香河二郡境田圖（讃岐名勝圖會に出づ）の如き製作にして、今に往々奈良朝時代の田圖を傳ふ（田制篇、大日本古文書、歴史地理雜誌等に、其模刻を載す）。然れども、それさへ國郡の偏一部にて、全土大形を觀るべきものなし、其逸失知るべし。天武天皇の時、多禰島圖、信濃國圖の上進等、舊史に見ゆれど、體裁如何を知るに由なし。延曆の敕旨あり、や、其大概をうかふべし。延曆十五年八月、勅、諸國事迹疎略、加以年序已久、□文ならむ字闕逸、宜更令作之。夫郡國鄉邑、驛道遠近、名山大川、形體廣狹、具錄無漏焉。稍、田圖と異撰に似たり、而も、其圖本、皆世に傳ふる者なし。文治五年、源賴朝の奥羽を平ぐるや、兩州の繪圖を造らしめしこと、東鑑に見ゆ、民部省圖帳の亡びたるを繼げる

中世にも猶
田籍あり

者なり。

文治五年九月、二品令求奥州、羽州兩國省帳、田文已下文書、而平泉館炎上之時、燒失云々。難知其巨細、尋古老之處、奥州住人豐前介實俊、並弟橋藤五實昌、申存故實由之間、被召出、問子細。仍件兄弟、注進兩國繪圖、辨定諸郡券契、鄉里田島、山野河海、悉見此中也。注漏餘目三所之外、更無犯失、殊蒙御感之仰、云々。

鎌倉幕府は、しばしば諸國の大田文を造らしめしこと、東鑑、太平記に散見し、今に數國の大田文を傳ふるも、其田圖は傳へず。

當時の制、凡田土を圖籍に記録するに、大小皆坪を定む。故に、まづ山河險夷の形に相して、一郡毎、又は數郡を連ねて、此に條里を畫き、縱橫行走して、順次に之を數へ、以て其坪の所在を明確にしたり。此法は、靈龜の頃に成り、諸國遍く之を行へりと雖、公私田制漸く頽れ、口分收授の主義破れしより、徒に諸郡に其空名を遺すのみ、條といひ里といふ、是也。

栗田氏庄園考曰、田制に、何國何郡何條何里何坪とかけるものは、拾芥鈔田籍部に、凡田以方六尺爲一步、卅六步爲一段頭、十段一町積、云々、卅六町爲一里、卅六里爲條と見え、古注に、條起從北、行於南、限卅六條、里起從西、行於東、限

條里坪附の
法

卅六里。町始良終乾、但已上可隨國例。又阡陌、以東西爲縱阡、以南北爲橫陌、淇水爲畔、田塀爲培。其條里之起、可隨國例、可加五十七國圖とある里にて、郷里、村里の里と全く別なり。數多例あるが、中に、誰もよく知りたる四天王寺手印縁起に「河内國澁川郡、弑條、水走里、拾陸箇坪云々、また「參條、墓廻漆箇坪」などあり、「本居内遠の條里圖帳考悉く論せらる」。大寶令に此制見えざれば、それより、後なる事疑なく、今世に傳はれる天平七年の讚岐國山田香河二郡境田圖には、やゝ此制見えれば、令を撰べる大寶元年より、三十四年の間に起れる事著し。よりに思へば、出雲風土記に、靈龜元年式に因りて里を郷と改むといへる時、此制も創まれるなるべし。其故は、五十戸を里といひ、卅六町を里といはむに、音訓のわかちは有れど、同字にて混らはしければ、戸口のかたにつきては郷村、田地を量る方には條里と、文字を各別に定められしならむ。○堀田氏條里坪制考「史學雜誌」云、里は積三十六町に當り、方六町、其内に坪の數三十六あり、一條は里、即方六町の地を一行に三十六個集めたるものを指す。條は、順を逐ひて一條・二條・三條と

並ぶ、故に其形基盤の目の如し。然るに、其條里の數を讀まざる例多し、越中射水郡壑田圖に里の數なきは、地勢の然らしむる所以なるべし、東寺百合文書に「乙訓郡手甘里、卅三坪、下久世庄内など、里の數は勿論、條數すらなきも、亦明瞭なる地勢によるならん。すべて地勢に依りては、種々の餘剩を生すべし、此に於いてか、里外なる名稱あり。大和國廣瀨郡、眞野條、東邊里外、卅一坪「弘福寺文書、伊勢國、志貴御厨、四條、西外三坪「古文書集」の如し。拾芥抄には、條は北より南へ、里は西より東と、一般に説かるれど、實際の數へかたは一樣ならず、往々にして之と相反す、謂はゆる國例なり。但し、里は三十六里を限りしと見え、未之を超えたる里の號數を見ず。然れども、大和の國の京南班田は四十條あり、春日若宮御領、葛上郡伴田西東御庄は四十三條に及ぶ。山城宇治郡山科郷古圖には、其南端の第一行を第一里と立て、北へ進みて號を追ふ、天平寶字二年、阿波國名方郡古地圖も是と同様なり。又、條の東西に走れるものあり、越中國射水郡鳴戸庄壑田に見えたり。又、幾條々と割りたる處に、獨立せる條の存せるも有りしが如し、

其例は丹波に、

竹谷獨條、一、竹谷里。〔百合文書せ〕

有方獨條、三、墓廻里。〔岡田文書〕

獨條とは、その一條離れて獨立せるが故か。和泉國には、條の名少なくして、番てふものあり。例へば、

和泉國近木庄郡番水江里、廿一坪。〔續寶簡集〕

同 同 神前番里外十二坪。

の如し、番の性質明瞭ならず。一里の三十六個所の坪は、番號を附して順序正しく呼ばると雖、其順序は、條及び里の如く、地勢に依りて差異あり。又、坪と云ふ代りに、坊といふ字用ゐしものあり、その證は百合文書〔弘福寺牒、天平二十年大倭國廣瀨郡の田區に見ゆ〕。

抑、此の如き條里を以て、田地を區劃するは、何の故かと云ふに、主として田圖を作る必要上より起りたるならむ。弘仁十一年官符に、圖は公私永く用あり、請ふ、内外の田圖は、悉く置きて比較に備へむ。七道の諸國、籍を進めて圖を進め

條里坪は田圖の區劃に因る

諸國の條里標證

ざるものは、今より以後、諸國に下知して、籍を停めて圖を進めしめよと云々〔三代格〕。觀心寺勘錄緣起資財帳〔元慶七年〕に、紀伊國那珂郡、秋名庄、珂北十七圖、四里、云々、十八圖、五里、云々、伊都郡二處、近河内庄、六圖、四里、云々、八圖、五里、云々、などあるを按するに、田圖は國衙に保存しあれば、條を注せざるも既に明白なるより、此に之を省きたるにて、一張の圖は、一條のみの註記なりしと見ゆ。

九州は、條里の徴すべき文書少なし、然れども、大隅薩摩肥前筑前等に班田せし史傳明なれば、一時は皆實施せられしものにして、條里の區劃ありしことも確實なり。筑前國嘉麻南郷碓井村には、四圖三四里、五圖三五里、六圖三四里、七圖三五里、尊勝寺文書、東大寺古文書など見ゆ。大凡、條里は丘陵起伏、大河屈曲の地などは之を避け、田畝の廣袤の地にのみこれを割りしが如し。平城京北班田圖を見るに、東堺は山陵を避け、秋篠郷の平坦なる部分のみを選みたるが如く、其周圍に猶餘地の殘れる者には、また他の方法を以て呼べるにやあらん。大和國宇智郡の如き、大河を以て郡を二分する場合には、條里また各別に立てられしは、自然の勢なり。すべて、山

河の形勢に視て別ちたるものなれば、平城京南の十一郡、一貫して四十餘條を立てられたり、而も郡界を各一里としたり。諸國を通考するに、大體は一郡を本として條里を立てたらんも、また數郡を通して施したるものあらん。犬牙錯雜せるにより、里外を置かれしもあらん。大山を以て郡界としたる場合には、無論境上を基始におきたるに非ず、恐らくは其耕作地の極端を基始としたるならん。文書を檢するに、已に條里の立てられたる田土に近く、條里を缺く者を并び擧ぐるは、其後の加墾田たること疑ひなし。但し、墾田に條里の見ゆるもあれど、そは開墾前、既に空閑に條里の割り當てありしが故ならん。大和國吉野は、宏大なる郡なり、然れども山岳重疊し、耕作地少く、終に條里を立つる能はざりし如し。凡、郡内委細に條里に割られたるは、其地富饒にして平坦なるに依る、河内國安宿郡の如き、大和京南の如き、以て其例とすべし。さて、條里はもと田圖に隨ひて起り、其田圖は早く廢れたれど、此條里てふ名を命せらし田土は、土民傳誦して、後世まで久しく保存せられ、寛正文明頃の文書猶正しく條里を注す。

後世に残れる名稱

今日に及びても、地方に何條、又何里、何坪の遺稱、往々にして聞くことあり、皆千年の遺號なり。〔堀田氏條里坪制考〕

崇佛の大勢 推古以來、佛法は代一代に隆興を加へ、天武帝諸國に使を遣して、毎戸に佛像を安んせしめらる。持統帝の世に、海内の佛寺、五百四十五あり、其僧徒、師資相承して、三論、法相等の宗旨、已に樹立せらる。

三論宗

東渡の佛教中、始めて宗旨を立てしは三論なり、三論は、天竺にて龍樹の中論、十二門論、提婆の百論に依りて開宗す。推古天皇三十二年に、高麗より僧惠灌を貢進す、勅して飛鳥の法興寺に住せしむ。〔惠灌は隋に入りて、三論法師吉藏に學びし者也〕。是より先、百濟三論の僧觀勒來朝したれど、未之を講せざりしを以て、惠灌を三論祖とす。是より後、法隆寺智藏、吳より來歸し、又三論を傳ふ。智藏の弟子道慈は、大寶元年、遣唐使に隨ひて行き、養老元年歸朝、新京の左京六條なる大安寺に居る。此寺は、道慈が大唐西明寺の圖形によりて造營せる名藍なりしが、道慈、又密教を傳へ、弟子善議、勤操に傳ふと稱せらる。中世に及び滅亡し、今日殆ど摸索すべきなし。

大安寺道慈

三論に繼ぎて來れるを法相宗とす、解深密經、瑜伽論唯識論等に依り、諸法の性相を判決する宗なるが故に名く。我國傳來のもの四傳あり、白雉四年、道昭入唐し、玄奘三藏に就き法相を學び、歸朝して元興寺、法興に同じ、後奈良京左京五條へ移るに弘む、是をば南寺の傳ともいへり。僧智通、智達亦玄奘に因り、法相の義を受け歸朝して弘む、是を第二傳とす。大寶三年、新羅僧智鳳、勅を奉して入唐し、智周法師に従ひ、業成り歸朝す、是を第三傳とす。靈龜二年、僧玄昉亦智周に就いて法相を受學し、還り興福寺に弘む、北寺(興福寺は奈良にあれば、飛鳥に對して北寺といふ)の傳といへり。蓋、釋迦の遺教當時東漸して、大乘の法門と稱するものは、此二宗の外にはあらず。

俱舍宗は、世親の俱舍論に依り、成實宗は、訶梨跋摩の成實論に依りて、各開宗せしもの、俱に小乘に屬す。俱舍は、法相二傳の師たる智通、智達之を弘め、成實は三論宗の將來と同時になるべしといふ。されど、僅に其宗派を傳へしのみにて、盛行すること無く、專業の寺を見ず、餘宗に附庸兼修の學科

たるに終れり。

當時、道昭元興寺に居り、義淵は龍蓋寺(岡寺)に住し、道慈大安寺を建て、共に一代の宿徳たり、朝廷に信用あり。民間勸化の僧には、行基と云ふものあり、四方に行脚して、頗道俗に隨喜せらる。官寺の僧徒、之を見て曰く、今の佛法、軌範を唐土に異にす、虚偽の事多しと。朝廷、又行基の妄誕を憎み、屢之を禁治すれども、効なし。是、船載の教法も、之を國風民俗に合せむには、變化せしむべきや否やの要關に逢着せる者の如し。

道昭は、河内船史惠釋の子なり、其在唐の日に、兼ねて禪宗を習ひ、悟る所稍多し。歸朝の後、天下を周遊して、路傍に井を穿り、津濟に船を儲け橋を造る、道登と併稱せらる。其寂するや、弟子遺命を以て火葬す、火葬此に始まる。(尋いて持統天皇崩御の時、遺詔ありて茶毗し奉る、これより歷朝みな火化の制に従ひて、近代に至るといふ)。義淵は、道昭の徒弟にして、行基亦義淵に受くといふ。而も、義淵は官寺の僧正たり、行基は好みて民間に行化す。養老元年、朝議、之を指彈して、小僧行基、并に弟子等、街衢に震疊し

妄りに罪福を説き、強ひて朋黨を構へ、餘物を乞ひ取り、譎りて聖道と稱し、百姓を妖惑す。道俗擾亂して、四民業を棄つ、これ進みては釋教に違ひ、退きて法令を犯すものなり」と云ひ、敕して拘禁せられしに、程もなく赦されたり。蓋し行基は好みて俗中に立ち勸誘を爲す、本意は日本化したる佛道に在り。其朋黨を構へて百姓を誘引し、而も教に違ひ法を犯すと批判せられしは、方に行基の主張を見るものとす。

是より先、文武の朝に、役小角ウツノツノと曰ふ者あり、葛城の高天山タカヤマに栖み、潜心研修して、佛道を極め、咒術を善くす。神怪を喜ぶの俗、最之を畏敬す。官、小角を捕へて伊豆に流す。後世、天台、真言の僧、其道を兼傳へて、修驗道を興す、山伏と云ふもの是なり。行基に至り、大に神佛の夢想託宣を説き、二道の和同を主張す、亦善く時俗に投合する者と謂ふべし。

儒家に易、陰陽緯候の學あり、又、道家に符咒の方術あり、佛僧の多方便は、これを翕受して、巧に教化せしにより、鍊行修法も亦多し。陰陽道の傳來は、舊史に明文なし、易筮は欽明の朝に傳はり、遁甲方術は、推古の朝に僧觀勒

小角の修驗

咒禁厭禱

傳へたり。而も大寶の僧尼令に、僧尼の玄象を觀し、災祥を説くを禁せられ、佛法に依りて持咒し、疾を救ふの外に、吉凶を卜相し、及び小道、巫術をなして病を療する者は、還俗せしむ」とありて、巫祝、觀象、占驗、醫藥等の技術は、別に方師を立てられしなり。此間に、恰小角の出つるあり、小角の流されたるは、韓國廣足の讒といふも、亦禁網に觸れし所あればならむ。廣足は、藤原武智麻呂傳に、當時の才能を列擧したる中に、咒禁に余仁軍、韓國連、廣足とあれば、亦有名の人なり。靈異記には、此事を架空にし、役の優婆塞は鬼神を喝し、吉野金峰と葛木山との間に石橋を渡さしむ、神等皆愁ふ、一言主神これを帝に讒して、世を傾けんと謀るといふ。乃、勅して捕へしむれども得ず、因りて其母を捉へければ、優婆塞母を免れしめんため、自身出來りて捕に就き、伊豆大島に流さる。而も晝は命のまゝに島に居り、夜は駿河の富士岳の巖窟に修行す、斯くすること三年にて、大寶元年に召還され、遂に天上に飛行し去る。彼一言主神は、役行者の爲に咒縛され、今に至るまで解脱せずなどといふ。又、其昇天の後、新羅に至り、道昭和尙說法の席

に參り、發問の聲せし事は、扶桑略記に載す、其他にも異傳あり〔奈良朝史〕。支那には、秦漢の昔、方士出てしより、道術を説き、仙遊を談すること、世を経ていよく盛なり。天竺浮圖の法の東漸したるより、道釋、仙佛は、相競ひて修鍊、驗異を勸む。踏雲録事が、漢地晋代には、高座道人、帛尸利密多羅が、孔雀法を修して始めて持明有驗ヂミヤウケンの聞こえあり。皇朝にては、役行者、蚤くも此秘法を傳へ、萬歳修驗の法祖と仰がれさせたまふといへるもよろし。同書又いふ、小角の後に、義覺、義玄、義真、壽元、芳元といふあり、之を五代山伏といふ。此次に、助音、黑珍などの大徳あり、諸國に靈地を開創し、金峰カネノミネに擬して、國峰クニミネといひ、以て修行の道場とす。越智の泰澄など聞こえしも、役君の徒弟なるべし云々。惟ふに、小角は、行者、驗者として起りしも、別に一宗派を爲すに及ばず。而も其流を酌むもの、世に絶えず、遂に山林を占め、廟壇を置く。眞言密教の徒は、殊に修鍊を事として、之と唱和しければ、後遂に台密（聖護院、西密、三寶院）の宗派關係を生し、第十二編 第三章 合看八宗以外に多衆の人を屬し、廣大の力を備へたり。

山伏の道

神仙の談

元亨釋書には、小角、泰澄を方應列傳に入れ、法道、久米、陽勝等をば神仙列傳に入る。林羅山は、符咒方術を論して、昔東漢張道陵、始受老君秘籙、自是傳世。本朝、自浮屠氏之來、而人々信之、故小角、泰澄輩、以咒術稱于世。彼秘密家、與陰陽家者流、共混同、各以其所說、誘國俗云々。而も、本邦上古、已に蚤く神仙思想と、巫祝方術を固有せるを謂はず。大日本史に至り、國朝仙術、不傳鍊形、養丹之法、無所師受。久米、陽勝之徒、僅雜出于僧史。而浦島子、白箸翁之流、髣髴見其一二。役小角、役使鬼神、咒禁厭禱、其法頗近於道流。後世文之、以釋氏之道、遂盛行焉。浦島子は、とにかく我邦固有の神仙思想なるが、鍊養の事は無し。白箸翁は、本朝文粹に見え、貞觀年中の人といへば、道流を混することし。

第七章

寧樂朝之二

神龜 天平 聖武在位

聖武皇帝の初政 天皇即位甲子の歲、やがて改元神龜といふ、唐開元二十二年 西曆七二四年 時に年三十一、舍人親王の知太政官事、前代の如し。六年改元して天平と曰ふ

右京の人告訴して、左大臣長屋王謀叛すと上聞す。藤原宇合ウカヒ旨を承け兵に將として其第を圍み、死を賜ふ。宇合は史の子なり、是歲、宇合の異母妹光明子を冊立して、皇后と爲す。

長屋王は、天武の後の皇太子(高市)の御子なれば、諸王たりといへども、勢は舍人親王にも優りしならん。當時の才子、多く其の門に遊びたり。已にして讒言あり、曰く、長屋王私に左道を學びて、國家を傾けんと欲すと、而も治罪その情實を究めずして、自殺せしめらる。或は云ふ、長屋王の事ありし後に布告あり、内外文武百官及天下百姓、有學習異端、蓄積幻術、厭魅咒詛、害傷百物者、首斬從流。如有停住山林、佯道佛法、自作教化、傳習授業、封印書符、合藥造毒、萬方作恠、違犯勅禁者、罪亦如此」と戒勅せられたるを思ふに、皇夫人藤原氏の黨が、其所出の皇子の早世は、長屋王が咒詛に出でたりと疑ひて、私學左道とは譖せしめたるならんと。或説に、長屋王が藤原氏と相容れざりしは、王の薨後、やがて光明子立后の詔の下りしにても、推量すべきに似たり。史に書して、誣告長屋王といへり、史官も既に王の冤を認む

咒詛祈禱の
効を信する
弊害

不比等の子
女及び寡婦

る如し、云々。されば、長屋王の獄は、教法の弊害(咒詛祈禱)を有効とする如き(き)に外ならずと謂ふべし。而も猶大勢を通觀するに、舍人・新田部・兩皇叔の重きを假りて、長屋王を誅し、其妃吉備内親王(文武帝妹)母子も、連坐の慘死を免れず。而も其妾(藤原不比等の女)は、母子共に刑を宥され、同母の姉光明子は坤位に冊立せらる。是、皇室を輕んじ、藤氏を重んずる(冠履倒裝)の致し方ならずや。則、藤氏既に震主の勢焰を有するに似たれど、實は内命婦縣犬養三千代が、宮中の權力に憑依して、己が腹の長女(光明子)を皇后に立つるためなれば、旋風の中心は彼宮中にあり。

初め、史の薨するや、四子あり、武智麿、房前、宇合、麻呂と曰ふ、皆才器なり。後妻三千代に三女あり、長を安宿アスカと曰ひ、少は長屋王葛城王の妻妾たり。而して、三千代は久しく命婦として後宮に仕へ、信重せられて、淨原藤原平城の五朝を歴たり、特に氏號を賜はり、橘宿禰と稱せしめらる。三千代、之を前夫の子達皇別の裔諸兄に譲る。安宿は美貌麗質、身に光耀あり、光明子と號し、禮に習ひ道に通し、中宮の選にあたる。此に於いて、藤氏益起り、橘氏又著る。

後宮令に依れば、無掌の諸妃嬪は、妃二員四品以上、夫人三員、嬪四員、五位以上といふ。平安朝文德帝のころより、妃嬪をばすべて女御といふ。天平の安宿媛は、之よりさき入内して夫人にてありしが、此に至り正后に冊立せらる。因りて五位以上及諸司の長官を内裏に召して、知太政官事舍人親王、勅を宣べて曰く。

天皇大命らまと、親王等、又汝王臣等に語らへ賜へと、勅りたまはく。皇朕、高御座に坐し初めしより、今年に至るまで六年になりぬ、此間に、天つ位に嗣ぎ坐すべき次と爲て、皇太子侍りつ。是に由りて、其母と在す藤原夫人を、皇后と定め賜ふ。かく定め賜ふは、皇朕御身も年月積りぬ、天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さる事も、一つの善からぬ行に在り、又天の下の政に於きては、置きて獨知るべき物ならず、必も後の政有るべし。此者、事立に有らず、天に日月在る如、地に山川有る如、並び坐して有る可きと言ふ事は、汝王臣等、明に見所知如し。然るに此位を遅く定めつらくは、刀比止麻爾母、己が夜氣授くる人をば、一日二日と擇び、

十日二十日と試み定むとし、伊波ば許貴太斯き意保き天下の事をや。多夜須く行はむと所念坐而、此の六年の内を、擇ひ賜ひ試み賜ひて、今日今時、眼の當り衆を喚し賜ひて、細き事の狀語らひ賜ふと、詔りたまふ勅を、聞しめさへと宣る。かく詔りたまふ者、掛けまくも畏き、此宮に坐て、現神大八洲國所知倭根子天皇、我王祖母天皇(元明)の、始め斯皇后を朕に賜へる日に、勅り給ひつらく、女と云は、等しみや、我がかく云ふ其父と侍べる大臣(不比等)の、皇が朝を助奉り、輔奉りて頂き恐み、供奉り乍、夜半曉時と休息無く、淨き明き心を持って、波々刀比供奉るを所見賜者、其人の宇武何志き事、歎事を遂に不得忘、我兒我王に、過無く罪無く有者、捨てますな、忘れまますなと、負せ賜ひ宣り賜ひし大命に依而、加に加久に、年の六年を、試み賜ひ使ひ賜ひて、此皇后位を授け賜ふ。然るも、朕時のみには、不有、難波高津宮御宇、大鷲鷯天皇は、葛城曾豆比古の女子、伊波乃比賣命の皇后と、御相坐而、食國天下之政、治め賜ひ行ひ賜ひけり。今、米豆良可に、新き政者不有、本より行來迹事ぞと、詔りたまふ勅を、聞しめさへと宣

同族相娶

る。又常事にあらず武都事^{ムツ}と思し坐が故に、大御物賜はくと宣る。本居宣長は、光明皇后冊立の詔に就きて論して曰く、凡て古へは、王女にあらざれば、皇后には立給ふことなし、これ種胤を重くせられしなり、かの漢國のたゞに同姓を嫌ひて、王が心にまかせて卑賤の者の女をも納るゝ俗とは、いみじき變りにぞ有ける。大寶の令は、多く漢國の制によられたれども、妃二員四品以上と有りて、臣下の女をば、夫人諸嬪と別たるれば、王室の女を立てたまふ本意是にても、古へのやうを知るべし。然るに、仁德天皇の石之比賣の皇后などの例を引きて、米豆良可なる事にはあらずと、ことさらに詔りたまふも、實にはいとめづらかなるが故なり云々。後宮令の本意が、王族の婚嫁を尙べるは誠に然り。それも、文武帝の後宮は藤氏^{子宮}なれば、皇后冊立の事無かりしに、聖武帝に至り、夫人より直に超えて立后する例と爲りたり。法を立つるは易し、法を保つは難し、古今此歎つねに多し。

諸兄は難波皇子(敏達の子)の曾孫にて、栗隈王の子美努王の子なり、初め葛

縣三千代

城王と稱す。母を縣犬養三千代といふ、伊勢の人也。三千代、天武以後、數朝に仕へて勤勞あり、和銅元年、天皇杯に浮べる橘を賜ひて、柯は霜雪を凌ぎて繁茂し、葉は寒暑を経て凋まず、實は珠玉と光を競ふ。これに寄せて、橘宿禰の姓を賜ふべしと詔あり。後に不比等に再嫁し、光明子と多比能とを生む、光明は既に后位に上り、多比能は諸兄の室となる(異父妹なり)。故に諸兄の要路に上れるは、亦藤原氏の關係に出てしなり。

天平六年、藤原武智麿、右大臣と爲り、其三弟齊く要路に昇り、舍人親王尋いて薨去す。而も、兩三年にして(天平九年)豌豆瘡^{モカサ}筑紫より流傳し、海内に蔓延す。貴賤之を思へ、勢衰の地を曳きて掃ふが如し、今の疱瘡なり。藤氏の公卿之に罹り、武智麻呂房前、宇合麻呂兄弟四人、一時に薨す。橘諸兄、驟に右大臣に累進し、内外の衝にあたる。天皇、比年の疫瘡流行にあたり、祈禳恩赦、種々の法術を施させ、毎國の造像寫經をも敎命したまへども、効驗少し。藤氏の四公卿の亡するに至り、詔して曰ふ、災氣劇發、良に朕の不徳に由る、仰天慚惶、敢て寧處せずと。益佛經の講讀を以て、國家の安寧を計らせ、遂に國分寺の造立に及ぶ。

藤原氏四卿
死し橘諸兄
獨進む

疫瘡流行之
寺に救濟は造
由る

聖武天皇紀、天平七年八月、太宰府言、管内諸國疫瘡大發、百姓悉臥。十二月、是歲頗不稔、自夏至冬、天下患豌豆瘡、俗曰裳瘡、天死者多。天平九年四月、太宰管内諸國疫瘡時行、百姓多死。十二月、是歲春疫瘡大發、初自筑紫來、經夏涉秋、公卿以下、天下百姓相繼歿死、不可勝計、近代以來、未之有也。是實に、痘瘡流行の、我國史に見えたる始にて、其流行の狀を案ふるに、西方筑紫に發し、東方に波及して、遂に天下に蔓延し、一兒患に罹れば、一村に流行すること、裳の地を曳くが如きを以て、裳瘡の名さへありし也。本朝世紀に據れば、從蕃船、痘瘡到、天下自是、患其艱者多と云ひ、續古事談には、炮と云ふ病、新羅國より起りたり、筑紫の人、鷓鴣を飼ひける船、離れて彼國に着きて、其人うつりやみ、來りける故とぞと、以て其由來を知るべし。〔富士川氏醫學史〕藤原氏の氏寺を山科寺後の興と曰ふ、之を春日に移すや、玄昉法師此に住す。玄昉、學生吉備眞備たかと共に入唐し、其歸るや、並びに學術を以て、聖武帝の朝廷に進み、玄昉は皇后に信寵せられて、内道場に入る、眞備は皇后宮職たり、玄昉が興福に法相を講説したるを、北寺の傳といふ。當時、藤原の一門に、老熟の人無く、

玄昉

鈴鹿王長屋王の弟、即高市皇子次男知太政官事なるも、溫厚の長者のみ、政府の威權、稍輕きやの感あり。

玄昉は阿刀物部氏、初め義淵智鳳に従ひて、唯識を學び、後入唐して天平中歸朝、經論章疏五千餘卷、及び佛像等を獻す。乃紫袈裟を賜はり、勅を蒙りて内道場に入り、光明皇后の寵遇を得たり。時に、皇太夫人藤氏宮子幽憂に沈ませ、久しく天皇を見たまはず。玄昉一たび看病するに及びて、惠然開悟し、是に至り天皇と面晤し、母子相喜びたまふ、百僚皆賀す。推古天皇の十二年に、始めて曆日を用ひられし後、持統天皇の四年に、元嘉曆と儀鳳曆とを行はる。これによれば、二曆兼用ひたるやうなれども、三代實錄の説によれば、有勅、始用元嘉曆、次用儀鳳曆といへり。推古以來、元嘉曆を行ふ既に久しくして、差違を生したれば、儀鳳曆を行はんとて、先二曆並び行ひ、後に及びて儀鳳曆をば專用せられしなるべし。天平七年、吉備眞備、唐より歸朝の時、大衍曆經を齎し、寶字七年に至りて、遂に儀鳳曆を廢して、大衍曆を用ひらる。眞備は留學一十九年、經史術數、一十三道に通

吉備眞備

藤氏に並べ
る諸名家

【律令修撰及寧樂朝編】

四三〇

し、天人の精微を究むと稱へらる。
是時に當り、藤原家に對すべき公卿の門地は、藤原宮の左大臣多治比島の子、池守、縣守、廣成、並に文學あり、耆老として大政に參す。左大臣石上麻呂の子、乙麻呂は、女犯の事に緣りて、土佐へ流さる。其時乙麻呂の歌に「石上、振のみことは、弱女の、惑によりて、馬し物、繩執付て、肉し物、弓矢圍みて、大君のみこと、惶し、天さかる、鄙べに退り、古衣、まつち山より、還り來ぬかよ」と嗟嘆せる如し「萬葉集」。而も後に中納言となり、其子宅嗣、物部姓に復して、寶龜中の名臣なり。安倍高橋の家には、文學ある卿相多し、石川（蘇我）家と共に、藤原家に姻婭を聯ねたり。石川家には、參議左大辨石足の長子年足、治體に達し、天平の末年より著るれど、巨勢、平群などは、第二流におちたり。大伴、佐伯は、大納言旅人の後も、猶大政に參與すれば衰へしに非ず。其他、多吉備、毛野、小野などあり。又天智天武の諸王孫もありて、相當の地位を保たれしごとし。宮廷の上、未必しも藤氏の獨占を許さず。

大宰大貳廣
嗣

十三年、太宰大貳藤原廣嗣、上奏して時政の失を擧げ、特に玄昉、眞備を除かむこ

大野東人

とを請ふ。昔、廣嗣の父宇合、武略あり、節度將軍に任し勳功を立つ、廣嗣之に繼ぎ、太宰府に赴き、邊鎮の重藩たり。此に至り、遂に二臣を誅するを以て名と爲し、兵を擧げて要挾を謀り、隼人を誘ひ援と爲す。朝廷之を聞き、大野東人朝臣の一族を大將軍と爲し、五道の兵一萬七千を以て赴き伐たしむ。官軍疾く進みて、長門海峽を涉り、廣嗣の兵を板櫃川前に破り、遂に太宰府を奪ふ。廣嗣走りて新羅に逃れむと欲し、漂蕩して達せず、松浦に還り、官軍に執へられ斬らる。亂乃平ぐを得たり。

朝廷は此變に懲り、十四年、太宰府を廢し、官物を筑前國司に付せしむ。されど、西海は大鎮ならでは治め難かりしにや、明年、筑紫鎮西府を置き、陸奥の鎮守府と對す。されども、民心の歸服に不便なりけん、十七年、太宰府を復舊せらる。

陸奥出羽の邊國 大化以來、國勢の一變は、内治に律令頒行と爲り、外交には使船通聘と爲る。而も、律令の治方は、固より國郡の畫一を欲し、東西荒服の夷種を化して、吾法俗の下に置くを要すること、亦必然なり。

【第七章 寧樂朝之二】

四三一

和銅乃至天
拓平の奥羽開

越國守阿陪比羅夫、肅慎を伐ちたる後、津輕の津司、なほ渡島並びに肅慎の夷を延見す。持統の朝に、其津司出て、靺鞨の消息を探り還る。既にして、和同二年、鎮東征狄の二將軍を命し、東北二道を征討す。蓋、津輕以南の夷種を化して、全く王民と爲すの意に出でしごとし。乃、陸奥、越後の數郡を割きて、出羽國を置き、柵を建て、之を鎮め、北陸道の邊塞とす。又、白河關外の地に石背國を置き、菊多ナツ來關外の地に石城國を置く。聖武帝の初め、陸奥夷亂を爲し、二國廢す。名取郡の鎮所を宮城郡の多賀に移し、將軍藤原宇合、大野東人等出征し、專ら東國の兵を以て之に當る。天平五年、擊ちて雄勝の夷部を定め、郡家を建つ。此に於いて、初めて多賀より最上を經、平ホ山を踰え、雄勝、秋田に通するの直道を得て、奥羽連絡す。又、秋田に築きて北道の鎮城とし、以て津輕、渡島を制す。東道は、山海兩道並びに進み、桃生、栗原を定む。夷種、猶膽澤、閉伊を恃みて、奥區と爲し、固守拔き難し。官軍之に對し、出羽を陸奥按察使の節度に從はしめ、方略を設けしごとし。而も、天平の季年より、海内の力と王公の心を傾けて、平城の宮寺の間にのみ集注せしめければ、復其力を邊界に分つ能はず、寶龜の出征に

邊界の事も
廢す

至るまで、然りと爲す。但し、西海の隼人も、蝦夷と時を同くして動搖せしが、數年にして鎮定す。

多賀城

多賀城の碑は、今市川村の舊址に存す、陸奥守兼按察使、鎮守將軍藤原朝猶の立てし所、道程里數を記して、蝦夷の國界を距る一百二十里といへり。尋いて伊治城を栗原郡に築かれ、多賀の鎮守府を遷し、他國の戍兵を停め、當國の兵士を加へ、坂東八國百姓の情願者を募り、桃生、伊治二城に徙らしむ、或はいふ、伊治はコレハルと讀み、栗原の原名ならむと。神龜、天平の際、一時の寧靖を得しこと知るべし。

隼人國及び南島 隼人は、古來、日向薩摩に部落し、熊襲の種裔、久しく方隅に割據して、一異族たり。故に、改新の政も布く能はず、動もすれば王化に違ふ。時に朝廷は、隋唐の人、我南島を窺ふの恐あるを以て、多禰、奄美、度感、邪久、信覺等の諸島を收めて、海門の守備を爲し、天武の朝に、此諸島を總攝して、多禰の一國を立て、官司を置く。邪久最大なり、隋人流求に作り、土人或は阿兒奈波アジナハの浮沫と曰ふ。當時又、南島の屬に觀貨羅舍衛カハラセあり、或は云ふ、觀貨羅は今の寶島薩摩河

多禰國

島には非じ、呂宋に當り、舍衛は今の臺灣宋史に之をなるべしと。

南島は、華人國附近の島嶼より起り、大小の群山、琉球を経て、臺灣、呂宋に聯る。其招撫來屬の沿革の尋ぬべきもの、推古の朝に始まる。然れども、地勢、言語、人物を考究せば、琉球以北の諸島は、必定、夙に筑紫と相依屬し、古來早く交通せること、之を文獻に徵せざるも、他に論證すべし南島志、沖繩志等にも、議論見ゆれば、今此に悉さず。推古紀に掖久人見ゆ、時に、隋主海外の地を探らんと欲し、其舟師は流求に至り、人口、布甲を捕掠して去る。たましく、本朝の使臣、隋に入り、之を見、初めて我南島の警戒せざるべからざるを知り、國史其事を著録し、諸島經略の跡、是より紀すべし。隋唐に之を流求と稱するは、蓋、掖久の轉唱のみ。

琉球は論して之を二種となし、一を大琉球、一を小琉球と謂ふべし、地脉、海波、亦自區分あり。大琉球は、古史之を掖久人、若くは多祿國、又阿兒奈波嶋世俗、沖繩に作る、肥前風土記の彼杵郡浮穴村、浮沫媛と同義と概稱す。一説、其發跡地を奄美(阿麻彌)と曰ひ、今大隅の大島郡是なり。在昔、大島に神人初降、之を琉球種の祖先と爲す、後分れて、多祿、掖久共に大隅に屬す。度感薩摩に屬

奄美信覺

南島の大形

す、寶七島といふ、沖繩(琉球本島)信覺(先島)となる。亦、爾加委の稱あり、後世、貴賀井(鬼界)の名、恐らくは此に出づる者ならん。小琉球は、今の臺灣、澎湖にあたる。

白雉五年、吐火羅國男二人、女二人、舍衛國女一人、被風來于日向。齊明重祚三年、觀貨羅國男一人、女四人、漂泊于筑紫、言、臣等初漂泊于海、見阿麻彌島。五年、吐火羅人、其妻舍衛婦人來。古來、此吐火羅をば、百濟の耽羅と一に倣し、は、書紀の一注に、或本云、墮羅人とあるの故なりしならん。又、薩摩の河邊七島に、寶吐噶喇トカラの名あれば、之にも擬せらる。而も、三宅米吉氏の説に、タガロ、ヒサヤ、共に呂宋の蕃種名なりといふ。

三宅氏云、大日本史外國傳に、吐火羅と舍衛を載するに、唐書の西域傳に據りて、吐火羅を今土耳其斯坦の一部なりし國とし、扶南傳に據りて、舍衛を天竺諸國の一城としたり、恐らくは非なり。今按するに、吐火羅はタガロにして、舍衛はヒサヤなるべし、共に呂宋島の蕃種とす。呂宋の史誌に考ふるに、永祿三年(西曆一五六〇)西班牙人、呂宋島を押領せるより、馬尼刺に都して、連に諸島を兼併す、其土民種族頗多し。而れども、之を大別すれば、小黑奴と馬來種なり。馬來種中、亦別種多し、其尤も盛なるをタガラ人、ヒサヤ人と爲す、二

吐火羅と寶

舍衛と毘舍耶

種の容貌、我邦人に近似し、其祖先たるタガロ人に至りては、殊に尙近似の點多かりしと云ふ。

岡氏觀光紀遊云、臺灣、距福州省城五百四十里、距澎湖島二百里。宋史、澎湖以東有毘舍耶國是也。史云、毘舍耶國、語言不通、袒裸、肝唯、非殆人類。明嘉靖中、海賊林道乾占據、爲琉球人所逐。天啓中、日本略其地、後荷蘭亦逐日本。

持統の朝に、特に沙門を遣して、隼人部に佛教を授けしめらる。而も、大寶の王政に及び、薩摩・多禰の隼人叛く、官軍撃ちて平げ、戸口を検して、柵城を置き、國郡司を任命して、之を鎮撫せしむ。但し、其治方は舊習に依り、隼人の分番貢職故の如し。和同年間、隼人又亂あり、討平して日向四郡の隼人部を割き、大隅國を立つ。部會曾於君細麿、荒俗を教化するを優賞せられ、外位を授けらる。養老の律令刊修に及び、隼人番上の交替を一年と爲し、隼人司を衛門府に隸し、驅卒歌舞の職を奉せしめらる。幾もなく、養老四年大隅隼人大に起り、國司を殺して殘暴を爲す。官軍往き討ち、二年にして平定す。此役、官軍は八幡神を祈り、戰捷を得たりと。

隼人の分番貢職

養老の兵亂

八幡神の著

菩薩の託宣

養老四年、隼人亂を作し、大隅國守を殺す、天皇敕して中納言大伴旅人を征隼人持節將軍と爲し、之を討たしめらる。是年、將軍留屯し、翌年撃ちて盡く之を平げ、官軍凱旋す。世に傳ふ、此役の起るや、八幡の神現れて、官軍を援け、能く賊徒を殲せりと。依りて、宇佐豐鹿兒島隅大等に崇祀せらる。天平以後に至り、其託宣ますく、朝廷を震はせ、造佛の至願、皇位の大疑等は、皆此神に決められ、遂に護國靈驗威力神通大自在王菩薩の勅號あり。神祇志料云、相傳ふ、欽明天皇の御宇、宇佐の菱形池に神異の翁現出で、大神比義に託りて、我は譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我名を護國靈驗威力神通大自在王菩薩といふと、教へ給ひき。栗田氏云、八幡神を護國云々大菩薩と云ふは、東大寺要錄、天應延曆の官符に始見す。宇佐託宣集に、欽明朝とあるも疑ふべし、已に、比義の子春麻呂を、和銅中の人とすれば、比義は欽明朝の人に非ず。故、比義甚く此大菩薩を敬ひ、當時殿堂無しと雖、屢神語を承ることを得たり。和銅五年、始めて宮を建て、養老四年、始めて池の薦を刈りて御枕神體を造り、之を輿に載せて、准へ奉り、隼人の兵亂にあたり、大に靈

驗を被る〔宇佐託宣集〕。大隅鹿兒島神社延喜式は、後世、正八幡宮といふも、相傳へて天孫彥火々出見尊を祭る所と爲す。されば、八幡神を譽田天皇と爲すは、猶後世の事にして、僧行教が之を男山に勸請せる頃なるべし。聖武の初め、大隅薩摩、なほ班田すること無し、以て民情を安んず。廣嗣の叛するや、隼人之に従ひて敗る、後遂に微なり。延暦十九年に及び、兩國初めて班田し、番上貢職を停止す。部種の別漸く消滅して、彼我を混化せるを見るべし。南島の通貢は、聖武の世に止まり、爾後見ゆるなし、多櫛國は、纔に大隅附近の二島を存し、邪久の名、其一島に移る。已にして、多櫛國廢せられ、天長九年より、二島を郡となし、大隅に隸す。

日薩隅も漸次一統せらる

西南隅の隼人は、熊襲以來の形勢を保持し、奥三國（日向、大隅、薩摩）自一部を成し、王制も行はれざる所ありて、殆く外に均し、其薩隅を特に然りと爲す。養老の征伐は、根を抜きて、芟治、土民全く化服するに似たりと雖、爾後八十餘年、延暦中に至るまで、依然、班給貢輸の政を布かず、唯、番上貢進の例に依れり。蓋、政治の威力も、驟に部族の組織、邑落の經濟を變改せしめ得る能

薩南の異材

はず。況や、民俗悍猛、古來一方に蟠曲して、數世巢居する、隼人の如き者をや、其治し難きも、亦以あり。近時に至るも、薩南は風氣特異、而も偉材勇士多く此間に出づ。天の人物を養ふ、途轍一ならず、多方由來する所あり、奇と謂ふべし。

開元天寶の盛唐

唐の交聘 百濟、高句麗、兩王國の滅亡は、我日本の嫌隙を生すこと至大なり。故に遣唐遣新羅の使船は、天武、持統の朝に見ゆること無し。大寶元年に至り、粟田真人等の一行入唐し、彼君臣に、文事儀容の美を稱せらる。元明の朝に使船發せず、元正以下の三朝、皆之を發す。李唐は、恰開元天寶の盛代に當り、我の學問僧生の請益、最効あり。之を以て、寧樂朝廷の文華煥發を見る、偶然ならずと謂ふべし。

大寶の遣唐使粟田真人は、禮に閑ひ文を善くして、唐人に稱賛せられ、吉備下道眞備シモミチノマは、此より留學二十年にして、諸科の學業に兼通す。阿倍仲麻呂、久しく長安に在り、官を賜はり名を晁衡といひ、李自王維等の名人と交り、愛惜せらる。其歸朝せんとせし時の詩に曰く、啣命將辭國、菲才忝侍臣、天

中戀明主、海外憶慈親、伏奏違金闕、駢驂去玉津、蓬萊鄉路遠、若木故園隣、西望懷恩日、東歸感義辰、平生一寶劍、留贈結交人。而も、其船風に奪はれて、安南に漂着し、唐の京師には溺死したりと流傳しければ、李白聞いて哭詩を作り、日本晁衡辭帝都、征帆一片繞蓬壺、明月不歸沈碧海、白雲秋色滿蒼梧といふ。晁衡再入唐の時は、程なく安祿山の亂起りければ、東に歸る機會を得ず、遂に彼土に客死す。仲麻呂の作は、僅にかの一詩と三笠山の詠を遺すのみ。昔、高向玄理、南淵請安等、留學三十餘年にして還り、大化の新政を賛けたり。而も當時、新羅の故を以て、嫌疑あるを免れず。已にして、和好を悉しければ、留學生の最盛なりしは、元正帝の時にして、學問僧を合せて、百五十人あり。是等は、天平年間に至りて、多く歸朝せしかば、奈良朝の文學佛敎が、聖武、孝謙の際に於いて、最昌盛なりしは、偶然ならずといふべし。此時、唐の隆盛、古今比なく、四方諸國、皆欽仰せしかば、我邦も其風化を被り、舊俗大に變る。天平四年、多治比廣成を遣唐大使として往けるに、玄宗より我天皇に奉りし書に云く、勅日本國王、主明樂美御德と、又天皇を卿とさへ斥せり

といふ。蓋、唐の其外國と交るや、皆藩屬の禮を以てす、國書も、表奏の式ならざれば、受けず。故に我の使人も、書辭を以て争ふことを避け、國書を賚さず、其報書も、國史刊りて載せず。七年、唐人袁晉卿、廣成に従ひ來る、晉卿に姓を清村と賜ひ、仕へて、玄蕃頭、大學頭、安房守となる、外蕃人と雖、朝に仕へて顯要に登ること、當時の常なり。之より後、天平勝寶四年、藤原清河を大使とし、下道眞備を副使として遣はさる。一行の長安に至るや、五年の元會に、唐主に蓬萊宮に朝賀す。是日、日本使を西畔第二、吐蕃の下に列し、新羅使をして、東畔第一、大食國の上に列せしむ。我使者曰く、新羅は古より我に臣事す、今其使者を我邦の上に在らしむべからずと、依りて、日本と新羅を相易せらる。

初め、韓土の離れざるや、我宰使、兵民の之に赴くもの、航船相望み、海山同域の想あり。支那に赴く者、亦北道に由り、遼東より燕齊に出づ。遣唐使の船に至りては、南道を取り、直に松浦より、西して吳越に趨る。風濤萬里、航路危險なり、海外交通の事、是より艱難多し。

天平七年、特に使を南島に遣して、標を樹て、島名及び津泊路程を書し、漂船をして嚮ふ所を知らしめらる。當時の遣唐使船(天平五年以後使船定爲四艘、皆南道を取り、庇羅ヒラ(今東松浦郡)值嘉チカ(今西松浦郡)二島を経て、明州(今浙江省寧波)に嚮ふ、故に、之に備ふる者也。後、天平勝寶年間、之を再修す。然れども、風波險惡、船制完堅ならず、此を以て、遂に漂没を免れず、行使多くは之を怖る。

新羅自立

新羅は、離立以後、漸く侮慢を爲すも、貢使の禮は舊に依る。大寶中、太宰府に勅し、大野基肄キシ前筑チキ三野稻留ニノイヌ鞠地キマチ後肥ヒに築城し、慶雲二年、勅書を新羅王に賜ふ。和同二年、其貢使至る、右大臣藤原史、之を辨官廳に引き、特に約して厚誼を結び、往來の親を爲す。此に至り、往古藩屬(官家)の禮意全く亡び、已に與國比隣の交際と爲る。

彼國俗の傳説に、文武王は、三國を併吞せしも、倭兵を畏れて、納賂を絶たず、深く日本の事を患へて、死後には龍となりて、國を護し、寇を防ぐべしと誓ひて、東海に水葬されたれば、神文王は、父王を慕ひ、高臺を築き、東天を望み

邊防を備へて貢使を引見す

彼我の國情

しに、海中に大龍の出現するを見たり。之に因り、後世も慶州の海邊に、大王巖、別見臺として、猶遺るといへり。蓋、海表分離の初めに於ける、彼の國情は此の如し。我天武帝崩葬の時(持統二年)に、王子金霜林來り、東向拜哭し、金銀銅鐵絹皮、並せて佛像、彩色、鳥馬の類數十種を貢獻し、太宰府は霜林等を博多館に饗し、敕使之に臨む。是は、彼國の神文王の時にして、當時猶日本を畏敬せる情、以て見るべく、又我國の之に應接せる態度を想ふべし。文武天皇即位二年正月、新羅孝昭王の使者金弼德來朝し、賀正の節會に列立す。因りて、其貢物を諸大社、及び大内山陵(天武帝)に獻せらる。大寶三年に孝昭王歿し、我天皇より哀感の弔詞を送られ、其嗣(聖德)王に錦帛を賜はる。慶雲二年、新羅に遣はさるる勅書に、天皇敬問新羅國王、王世々居國境、撫寧人民、深秉並舟之誠、長修朝貢之禮。庶磐石開基、維城作固、國內安樂、風俗淳和云々。此に至り、古來、從屬の威儀、我より已に之を改め、宰使を遣使と爲し、告諭を國書と爲す。而も、新羅も勢漸く定まり、復必しも我に結納を要せざるより、彼情は年々に薄し。

藩屬の禮を實際に改む

神文王聖德王

新羅は、神文王の時、全く高麗の餘衆遺地を割き取りて、淇江大同以南を統一し、復唐兵を假らず。神文の長子孝昭王は、在位十一年、其弟聖德王は、我大寶二年に即位し、三十五年の長きを保ち、我の天平の初めに至る。我大使の彼に到りて宣詔する能はず、命を空くして還るも、此間に在り。因りて、我國之を怒り、新羅討伐の議あり、善隣の禮も、之を全くし難し。

吏道文字

神文王の時、薛聰と云へる者あり、博學にして善く文を屬し、方言文字を作りて、九經を解し、後生を訓導す。之を名づけて吏道と云ふ、又、吏文と云ふ、或は辭吐、里土と云ふは、音に因りて轉せし者なるべし、蓋、其吏胥の日用に供するが爲なり。是は、漢字を假りて、其國の聲音を寫し、者にて、猶我萬葉假名の如し。今代に至るも、往々句讀の間に挿入して之を用ふと云ふ。我邦の宣命文體の小字ナハニ又ヲコト點にも比すべし。

景德王

孝成王は、聖德の長子にして、在位五年。次子代り立つ、之を景德王といふ。我の天平十四年より、在位二十四年。其子を惠恭王といふ、我の稱德、光仁の朝にあたり、新羅の王室此より衰亂に就く。即、伊飡金良相に弒せられ、太宗以來の

胤を絶つ、我寶龜十一年、唐の代宗大曆二十五年西曆七八〇なり。

新羅は、其始祖赫居世より、朴氏十王、昔氏八王、金氏三十八王と稱し、敬順王まで、合五十六主、凡九百九十二年と稱ふ。而も、其眞德女王以前を上世とし、武烈王宗太より惠恭王の八代を、中世とす。この中世八代は、即、我律令修撰及び平城朝にあたる。宣德王金良相以下、二十王を下代といひ、我平安京の盛時と中世にあたる。

天平勝寶三年、新羅景德王の使者金泰廉等、七百人來朝し、貢調を進め、且奏す。「新羅は遠朝より始めて世々舟楫を絶たず、國家に奉事したり。今、王自來朝せむと欲すれども、一日も主なければ、政の或は弛まむことを顧念し、王子阿飡泰廉を代として、使者を率ゐて進調せしむ」と。乃、泰廉等を朝堂に饗して、「新羅は、氣長オキナガ太后の平定より、久しく我蕃屏たり、前王聖德怠慢して恒禮を闕く、今王改めて調を進むるは、朕之を嘉款す。今より後、王親來らば辭を奏し、餘人を遣らば、表文を齎さしむべし」と宣べらる。五年、小野田守を遣新羅大使となす、韓史に記す是歲八月に、日本國の使至り、慢に

新羅との國
源好なら
す

して無禮なりければ、王これを見ずして回ると。田守は、新羅より轉じて渤海國に入り、別に使命を宣べて還る。

初め、聖武の朝に、新羅の使者無禮なりしを以て、征伐の議ありて、伊勢・香椎・住吉の諸神に奉幣し給ひしが、造佛の大役起りしより、征伐果さずして罷む。靺鞨粟末部の王、新に渤海國を立て、其使船來朝して、懇に交通を請ふ。其航路は多く、越後・出羽に由る。天平寶字二年、我遣渤海使還り、唐の内亂を告げ、安祿山は燕に據りて帝と稱し、今長安の首都を窺ふも、賊もし志を西に得ざれば、海東を掠めむとすと奏す。朝廷因りて筑紫の邊備を修め、更に渤海に遣して、入唐使の歸朝を、其國より迎ふ。太宰大貳吉備真備は陣法に曉通す、怡土城を築き、行軍式を作り、又奏して博多津及び對馬・壹岐の警護船一百隻を集め、防人は東國より差發し、渤海往來の船は、皆必、太宰府に由らしむる等、時宜の務を施す。遂に海外出師の號令さへ出されしが、惠美押勝の敗亡に由り、是等の事皆一頓す。而して、新羅の使聘は絶えたりと雖、却りて渤海(高麗)と交通を親密にして、遠交近攻の態度あり。

渤海國興りて高句麗に代る

唐朝の大亂

渤海大氏との應接

唐玄宗の時、靺鞨大祚榮の渤海王國愈起り、其子武藝に至り、益地を拓き、東方の強國となり、遂に海を踰え、登州を侵すに至る。五京を設け、十五府、六十三州を分つ。其東京龍源府は、海に瀕して日本道たり、今の豆滿江慶興とぞ。武藝の子欽茂の時、我使者小野田守は、彼國に至り、唐帝(玄宗)蒙塵の消息を得、又遣唐使藤原清河の安否を悉して還る。而も、清河及び阿倍仲麿等、屢風波の便を失ひ、還るを得ずして客死す。

神龜四年、渤海の使者高仁義、途を失ひて蝦夷地に至り、仁義は殺され、高齊德等八人、僅に免れて京に入る。明年正月、大極殿にて朝賀す、其國書に「武藝復高麗之舊居、有扶餘之遺俗」といひ、通使聘隣、始于今日」とあり。其後、寶龜三年の詔報に曰く「天皇敬問高麗國王、昔高麗高氏、祖宗奕世、介居瀛表、親如兄弟、義若君臣、帆海梯山、朝貢相繼。逮乎季歲、高氏淪亡、自爾以來、音問寂絶。爰泊神龜四年、王之先考、左金吾衛大將軍渤海郡王、遣使來朝、始修職貢。先朝嘉其丹款、寵待優隆。今省來書、頓改父道、日下不注官品姓名、書尾虛陳天孫僭號。遠度王意、豈有是乎。昔者高氏之世、兵亂無休、爲假朝威、被稱兄

弟。方今大氏、曾無事故、妄稱舅甥、於禮失矣、後歲之使、不可更然。是の如く、應接の儀禮に於いて、争情を免れざりしも、猶數世の國交ありて、平安京の中期に至る。

國分寺東大寺造立 古今、君主の教法に嚮ふもの多し、而も、聖武の崇佛は、殊に篤敬を極む。天平十三年に至り、詔して、毎國に官寺を建てて、泰平安寧を祈り、政教の贊助を成さしむ。僧寺を金光明コウクワウメイヤウ四天王護國寺と曰ひ、尼寺を法華滅罪寺と曰ふ、併せて國分寺と稱す。堂塔の建築、寫經、度僧の數、俄に加り、其費、一時上下の資財を傾く。而も皆、正税封戸を納れて、永く之を維持せしむ。政務ために荒廢し、國家の綱紀稍弛ぶ。

持統天皇の朝、諸國に命じて、毎年正月、金光明經を誦せしめ、當國の官物を以て、其布施に充てしめらる。文武天皇の朝、諸國に講師を任命し、祈願講讀せしめらる。聖武に至り、神龜二年、勅して諸寺院、皆金光明經を讀ましめ、此經なくば、便りに最勝王經を轉じて、國家平家を祈らしむ。かくて、天平九年、疫瘡の事に因り、國毎に丈六の釋迦一軀、挾侍の菩薩二軀を造り、兼

禮佛の政令

毎國僧尼寺の施入

ねて大般若經一部を寫さしむ、十二年、又毎國に法華經十部を備へしめ、七重塔を起さしむ、成らず。十三年に至り、更に國分二寺を建つべき勅を發せらる曰く、金光明、最勝王經に依るに、國土に於いて此經を流通せば、四天王は悉く來りて擁護し、一切の禍を除かむといへり。依りて今、天下諸國の僧寺、尼寺を立て、僧寺に二十僧、封五十戸、水田四十町を施し、尼寺には、十尼、水田十町を施さむ。且、國毎に七重の塔一區を造り、毎月六齋日には、公私の漁獵殺生を禁すと。十六年、毎國正税四萬束を割きて、兩寺に入れ、後僧寺に田九十町、尼寺に四十町を加へらる。

太宰大貳廣嗣死するの後四年、玄昉帝の意に滿たざる所ありて、觀世音寺へ移され、行基、良辨の二僧代り進む。行基、佛道弘通を謀るの外、頗、利民濟世の法術に精く、施設する者、功多し。既に私力を以て寺院四十九所を起し、又、橋梁を造り、池溝を築き、水陸の港路を開き、亭舎ツツヤを建て、行旅に便す。聖武帝、因りて行基を偉なりと爲し、漸之に歸信したまふ。或は説く、行基、嘗、異夢に托して、伊勢神宮の託宣を説き、天照皇大神は、其本地大日如來にして、毘廬遮那佛の權化な

行基の事業

良辨

りと爲す。帝痛く感悟したまひ、造像の志切なり、太宰主神、之に和して宇佐八幡神の託宣を奏し、造像を奨順す。左大臣橘諸兄、亦神宮に詣り、靈驗を得て還る。帝之を以て行基を尊び、大菩薩と稱し、良辨と議り、巨像の鑄成に従事せしめたまふと。良辨は、我邦華嚴宗の師祖なり。この行基、良辨と同時に滿願あり、又東國に勸化して、教法を廣む。

華嚴宗

華嚴宗は、華嚴經を以て開宗とす、天平八年、唐僧道璿、始めて華嚴經の章疏を齎して歸化せしかど、未だに弘めざりしに、十二年、僧良辨、百濟氏、相模人、春日に居り、新羅僧審祥に請ひて、其金鐘寺に華嚴經を開敷せしめしにより、この宗本朝に始まる、審祥は、慈訓と共に唐に赴き、法藏に従ひて受けしものなり。時運恰合ひ、良辨の勸進、年を経て効果あり、後遂に金鐘の規模を恢弘して、東大寺と爲し、即その寺を華嚴教の本所となすに止らず、總國分僧寺に陞せらる。

滿願の神
混淆の神

修行僧滿願、或は萬卷に作るは、天平勝寶元年、常陸鹿島神宮に寺を建つ、宮司、大領等、その中臣氏の協力に由る。寶字中に及び、相模宮荷山に、三神三

所の廟を建て、又、伊勢多度山に道場を建て、神像を安置して、多度大菩薩といふ。其鹿島多度は、ともに著名の神祇なるが、宮荷三所は之に異なり。

俗に百濟權現、又高麗權現とも傳へられ、本來、歸化人民の祭る所にて、其名も聖占仙人、駒利行丈人、善立利老人、高といふ。此三祖を三客と稱し、或は立利を大宮荷といひ、能善駒形を二寶とす。其談する所、頗荒唐なれど、或云、泰山府君、以禿峯爲座、神仙丹籙、長藏彼岳、因名秦錄山などいへるは、まさしく道家仙客の説に據れる者にして、神佛以外に、支那古風俗の、我に傳播せる者あるを知る。伊豆走湯山、紀伊熊野山の古縁起が、現に支那の天仙化真を以て、我の神祇と相合はしめてあるも、其故あることなり。即、神佛混淆の風潮は、又神佛と道家を調合せしめられたれば、此道家の混淆せる意義を知らざれば、日本の宗教史は、之を釋く能はず。

天平十五年、盧舍那佛鑄造の詔に曰く、粵に菩薩の大願を發し、盧舍那の金銅の像一軀を造り奉らむ。夫、天下の富を有つ者は朕なり、天下の勢を有つ者も朕なり。此富と勢とを以て、此尊像を造る、事は成り易くして、心は至り難し。も

盧舍那佛鑄
造の詔勅

し、人の一枝の草、一把の土を持ちて、金像を助け造らむと情願する者有らば之を許さむ」と。乃、甲賀の紫香樂宮に御し、寺地を開き骨柱を建つ。然れども、甲賀は帝都となすべき地にあらねば、後に奈良の春日野に擇ばれ、三年を経て成る。其塗料の黄金足らずして、苦慮の際に當り、陸奥國司始めて黄金を小田郡に得て献る。天皇大に喜び、誠に如來の感應に由る所とし、年號を天平感寶と改め、太神宮及び宇佐八幡宮に黄金を分獻し、左大臣橘諸兄をして佛前に啓さしめて曰ふ。

陸奥より金を進む

三寶の奴と仕へ奉る天皇が命、盧舍那の像の大前に奏し賜へと、奏さく。此大倭國は、天地開闢以來に、黄金は人國より獻ることは有れども、斯地には無き物と念へるに、聞食す國中の東方、陸奥國守百濟王敬福い、部内少田郡に黄金出たりと奏して獻れり。此を聞食し、驚き悦び念ほさくは、盧舍那佛の慈み賜ひ、福はへ賜ふ物に有りと、念へ受賜り、恐まり戴き持ち、百官人等率ゐて、禮拜仕奉る事を、挂まくも畏き三寶の大前に、恐みも奏し賜はくと奏す。惟ふに、當時の形勢、佛教を神國に普及せしめむには、調和の方便なかるべから

八幡の神託に因りて造像の機を助

ず、識者、必夙に之を唱へしならむ。靈龜元年に、氣比大神は、藤原武智麻呂に囑して、我は宿業に由りて、久しく神となれども、佛道に歸し福業を修せむといへりとして、敦賀に神宮寺を立てたるは、元正の朝とぞ。天平十二年に至りては、宇佐八幡大神託宣して、我も天神地祇を率ゐ誘ひて、造像を助成さむといふが如き、方に朝廷崇佛の機會に投合す。此八幡神やがて京に向ひ、大佛を拜せむとありしかば、天平感寶元年、迎神の儀を定め、禰宜大神社女は紫輿に乗り、太上天皇、皇太后、共に行幸あり。大神には一品、比咩神には二品を奉り、社女等にも位を授けらる。

朕も、盧舍那佛を造り奉らむと思へども、得不爲の間に、豊前國宇佐郡に座す廣幡八幡大神勅賜はく、神我、天神地祇を率ゐいざなひて、必成し奉らむ。事立にあらず、銅の湯を水と成し、我身を草木土に交へて、障る事無く成さむ」と、勅賜ひながら、成りぬれば、歡み貴み念食し、御冠獻る、云々。

後、社女は厭魅の罪にて配流せられたれば、此託宣も、行基の奏上も、恐らくは事實にはあらざるべし。然れども、とにかく當時に於いて、神佛は同體、八幡大神

は佛教の擁護者なりとの思想は、天下一般の人心に印記せられたり。

奈良朝史云、神は普く世界を護り給ひ、豊秋津洲のみに限らぬとは、古神道の觀念とても、亦然るべし。雄略帝の朝、百濟が高麗人に滅されんとせし時、彼王に勸めて、我建邦神を屈請し、其國の平安を護せしめられたり。是以て神は海の内外を問はず、扶餘人をも護るといふ、明證となすべし。欽明帝の時、蘇我稻目は、帝に奏して、諸國盡く佛を禮拜するに、日本のみ、いかで獨違はんと曰ひし、亦神佛に彼我なき觀念也。然し、蒙昧とは、理の未剖なるをいふ。佛法流布の初めに當りて、神は即佛との見解無かりしは、勿論なり。又、神儒佛三道の互に自説を主張するに及んでより、確執の情は、神道家に起りたらん。而も、佛説は滑脱にして、畛域に局束せざるを以て、神即佛との見解を生じ、權化垂跡を説き出したるは、必早かるべし。

天平中、造像は朝家の大役にして、年を経て漸く成りしが、又遷都の事あり。天平十二年の冬より、恭仁、紫香樂、難波の三處に、屢行幸ありて、公私の去就常無く、往來頗繁かりし如し。而も十七年、行基擢用せられ、春日野造像の事定ると共

遷都の議三
處久しく決
せず

に奈良の宮城は、全く移さずして止めり。其間の事情、亦頗る人心の觀察に資くる所あらむ。

恭仁京山背國相樂郡は、造營三年にして、官民の建築ほゞ成り、大養德宮とも稱へられしに、甲賀山中に佛寺造立の事より、又恭仁の都を停められむとす、天平十五年の冬なり。十六年、又難波に行幸あらんと、閏正月、百官を恭仁の朝堂に喚會し、恭仁、難波、何れを都に定めんと、衆意を問はせられしに、恭仁を便とする百八十人、難波を便とする者百五十三人なり。又、藤原仲麿をして、其市に就いて問はしむ、市人は皆恭仁を願ふ、難波、平城を願ふ者は只一人つゝあるのみ。而も難波宮に行幸し、二月、鈴鹿王に恭仁、紀清人に平城の留守を命じ、水路より恭仁の器械を難波に運送せられ、此を皇都に定め、平城恭仁の百姓は、任意に往來せしむ。當時、平城、難波、恭仁、紫香樂四宮あり。紫香樂の造宮、造佛、方に工事の興る半ばに、又難波に遷都あるべしといふは、甚紛、淆に似たり。蓋、紫香樂を別都となし、難波を皇都となし、紫香樂には造像の功程、親臨して之を督し、東西の兩京と定めたるならん。

恭仁京も三
年にして中
廢す

甲賀紫香樂宮の山火及び地震

【律令修撰及寧樂朝編】

四五六

十七年三月四月、紫香樂宮の西北山に火起り、數日滅せず、帝駕を備へて大丘野(今の水口)に幸せんとす、其夜微雨あり山火滅す。日を越えて、鹽燒王を徴し恩赦せしむ。鹽燒王は、新田部親王の嫡子にて、前日流罪の因由を記さざれど、王配流されて甲賀造營興り、王還りて造營熄む、此に關係のあるならん。五月、頻に地震す、帝駭き、平城の太政官に諸司を召して、何處を京とせんと問ふ、衆皆平城といふ、又、四大寺(大安、藥師、元興、々福)の衆僧に問はしむ、亦皆平城といふ。恭仁の造營、三年にて、難波に徙り、甲賀の造營も、亦四年にて元の平城に返れり。恭仁の京を、下道眞備の計畫とすれば、甲賀寺の大佛鑄造中ごろに廢れて、玄昉の末路となる、紫香樂は玄昉が主唱に出たるにや(奈良朝史)。行基は、是十七年正月、大僧正に拔擢せられ、やがて山火地震の變に因り、甲賀寺の造營止み、平城の舊都に復せらる。後、八月、春日野に造佛を再始せられ、十一月、玄昉は太宰府へ逐はれて死す。

行基擢用せられ平城の京舊の如し

第八章 寧樂朝之三

孝謙 淳仁 稱德

女帝の朝なれば男女並び仕ふべし

孝謙天皇 天平二十一年(西曆七四八年)四月改元、天平感寶といひ、七月又改元、天平勝寶といひ、是の月、聖武皇帝、その皇長女に讓位したまふ。皇女を太子に冊立して之に禪りたまへることは、此孝謙帝を空前の例とす。推古皇極の二主より、持統、元明、元正、三朝を経て、宮中内侍の權勢は、異常に伸張し、今や橘三代の如き女傑出でたるが、阿倍内親王は、其外孫にて、遂に推し立てられ給ふ。やがて、大佛に黄金發見を告げたまへる宣命中にいふ、縣犬養橘夫人の、天皇の御世を重ねて、明淨心以て仕奉り、皇朕御世に當りても、怠緩事無く助奉り、加之、祖父大臣の殿門を、荒穢す事無く守りつゝ、在ること、忘給はず。孫等一二治め給ひて、又大臣として仕奉る臣たちの子等、男は仕奉る狀に隨ひて、種々治め賜ひつれども、女は治め賜はず。家門を失はず荒さず、朝に仕奉るとしてなも、とありて、正三位橘夫人の位を進められたり。女叙位は古よりあれど、三千代の功勳を引き、蔭子法を女の家門に及ぼし、男女立ち雙びて仕奉る理ありと迄宣告あれば、之を以て、宮掖には晨鷄司牝の顯象あるを、推想するに餘りあらむ。伊藤氏憲法義解云、日本紀を按ふるに、神武天皇より舒明天皇に至る迄、三

【第八章 寧樂朝之三】

四五七

十四世、嘗て讓位の事あらず。讓位の例の皇極天皇に始まりしは、蓋、女帝假攝より來る者なり、繼體天皇は、病甚しきに因り讓位したまふと雖、即日崩御あり、未だ讓位退居の始となすべからず。聖武天皇、光仁天皇に至りて、遂に成例を爲し、此を世變の一とす。其後、權臣の強迫に因り、兩統互立を例とするの事あるに至る、而して、南北朝の亂、亦此に源因せり。

既にして、勝寶四年、巨像成る。改鑄八回、十年を経て落成す。長五丈三尺、金銅重九十萬斤。殿の高十五丈六尺、東西二十九丈、南北十七丈、東大寺恒說華嚴院と曰ふ。唐僧鑑真至り、律法を傳へ、初めて戒壇を大佛殿の邊に建つ。聖武太
上皇、乃受戒して、勝滿と名つけたまひ、光明皇后、孝謙皇帝と與に、百官を率ゐて萬僧を請し、大佛の落成を慶賀す。法會の盛大なること、佛の東漸以來、未見ざる所にして、後世復比すべきなしと云ふ。八年、聖武太上皇崩す、聖武の一世、三寶に施入したまへる財産、無量なり、論者、天下の富、十分の五を棄捐すと爲す。今、東大寺の正倉院、猶天平施入の器物を襲藏す、制巧雅麗にして、かの佛像の雄大なる者と、並び存して、千古の偉觀たり。

天平勝寶四年、大佛開眼、雅樂寮及び諸寺、種々の音樂、並びに悉く來集し、王臣諸氏、又種々の歌舞を奏す。王室よりは、食封五千戸、水田一萬町を施入ありて、太上天皇、自願文を製し、碑に刻ませ、中に、若我寺興復、天下興復、若我寺衰弊、天下衰弊の句あり。此大佛殿は、本名を大華嚴寺といひ、天平神護元年、西大寺を建つるに及びて、東大寺と改稱せらる。厩戸皇太子の法隆寺(即、斑鳩寺)、推古天皇の法興寺、大安寺、初め熊凝クマコリに在り、百濟大寺、又大官大寺ともいはれたり、文武天皇の藥師寺、右京七條三坊、藤原氏の興福寺、又山階寺、左京三條、西大寺、又高野寺、右京一坊を合せて、世に七大寺といふ。律宗は、律藏の書に依り、持戒を主とするものなり。天平勝寶五年、唐僧鑑真至りしかば、東大寺に戒壇院を設け、鑑真をして戒律を傳へしむ。よりて、筑紫の觀音寺、下野の藥師寺にも戒壇を置き、足柄坂、信濃坂、以東の諸國は、藥師寺に、西海道諸國は、觀音寺に戒を受けしむる事と爲る。鑑真は、右京五條に經像を安置し、唐招提寺といはる、今に遺存す。史海云、大佛の創立は、當時の歲入に對しては、非常の負擔ならん、其歲入數

【律令修撰及寧樂朝編】

四六〇

は得て知るべからずと雖、其人口は行基の計算したる如く、四百五十餘萬口ならんには、其耕田の數亦知るべきのみ。造像の用度中、其鑄成の材料を今日の相場に對比すれば左の如し。

熟銅	七三九、五六一斤	但一斤金二十錢 <small>カ</small> へ	一四七、九二二〇
練金	一〇、四四六兩	但一兩金二十圓 <small>カ</small> へ	二〇八、九二〇〇
白鐵	一一、六一八斤	但一斤金十六錢 <small>カ</small> へ	一、八五八・八八
水銀	五八、六二〇兩	但一兩金六錢 <small>カ</small> へ	三、五一七・二〇
炭	一〇、六五六斛	但一斛金二圓五十錢 <small>カ</small> へ	二六、六四〇・〇〇
合計			三八八、八四八・二八

此外に、十年間、甲賀と奈良に従事したる丁匠人夫の賃料、及び殿堂土木瓦石等の費額を加ふれば、無慮一百万圓ならん。試みに、現今(明治二十三年)四千萬の人口、八千萬圓の歳入を以てすると想ふにも、斯る大寺を作るは、頗困難なるべし。(水銀は、和銅六年、伊勢より水銀を献したるより、丹生山の名産として、後世まで知らるゝ如し)

藤原仲麿事

右大臣豐成

聖武に皇子ましまささりしを以て、孝謙女皇登極したまひ、天平勝寶八年、上皇崩御、因りて光明太后の爲に、紫微中臺の官府を設け、宸極の號令此より出づ。而して、前朝顧命の元老藤原仲麿、紫微令と爲り、中衛大將を兼ね、威熾内外に薰灼す。又、仲麿の私邸を離宮と爲し、田村宮と曰はる。仲麿は、左大臣武智麿の子にして、警敏ほゞ史書に通じ、算數識緯學に長じ、二宮を擁して權を專にす。其兄豐成、嫡長にして温厚、右大臣に任し、時望を負ふも、仲麿と善からず。左大辨橘奈良麿、仲麿を憎み、之を除かむとを謀り、大伴佐伯多治比の將士を誘ふ。奈良麿は、前大臣諸兄の子也。

奈良朝史云、延曆中、藥師寺沙門景戒の靈異記に、聖武上皇、大納言藤原仲丸を御前に居ゑて詔せらるゝには、朕が子阿陪内親王と、道祖親王との二人を以て、天下を治めしめむと欲す、如何に、是語を受くべきや不やと。仲丸答へて、甚勝れて能しと白して、御語を受たる時に、上皇祈の御酒を飲ましめ、誓ふべしとありければ、仲丸誓白す。我若後世に勅語を違はゞ、天神地祇、惡み嗔りて大災を被り、身を破り、命を滅さむ。是の如く誓ひて、酒を飲

光明皇后

ましめ、禱訖りて、然る後に上皇崩す云々、といへり。是書、記事の價值は、讀者の取捨に委せて可なり。而も、前後の形勢を觀るに、之よりさき、長屋王を殺して光明皇后立ち、道祖王を殺して淳仁天皇の位定まる。權臣の家勢を保持する毒螫は、獨往昔の蘇我入鹿のみを憎むを得ず。光明の仁慈、衆口の定評となりたるは、續紀に「太后仁慈、志在救物」と云ひて、東大寺國分寺の創建、悲田、施藥、兩院の設置を擧ぐるに由る。後世に至り、更に千人の垢を洗へる觀音の化身談を造り加へ、喏々と稱美するは、むしろ疑ふべし。但し橋氏の獄は、廢立にわたり、死罪に當れど、一等を軽くして遠流に處すとあり、太后の態度は、かゝる間にこそ、仁慈といふべきごとし。（靈異記に諸樂麿は、僧形を畫に作り、之を的にして射たることあり、其惡事の報にて天皇に嫌はれ、誅死せらるるといふが如くに、因果を物語れり）

聖武の崩御にあたり、遺詔あり、天武の孫道祖王新田部親を立て、孝謙の皇太子と爲さしむ。而も、道祖王、喪に居り禮なきを以て廢せらる。右大臣豐成等、意を廢太子の兄鹽燒王に屬す。仲麿、其子の寡婦を以て大炊王に妻し、吾邸に

橋奈良麿

居らしめ、太后に勸めて皇儲と爲す。奈良麿、乃廢太子及び諸王を説き、將に兵を擧げて紫微内相を倒さむとす。たま／＼事露れ、奈良麿以下捕れて配流せらる、仲麿併せて豐成を問ひ、太宰府に左遷す。

田口鼎軒云、聖武崩御より五年間、政權實に光明太后の手にありしなり、而も右大臣豐成を疎みて、内相仲麿を用ひ、皇太子道祖王を廢して、大炊王を立て、奈良麿の叛亂を喚起し、押勝の專横を誘致するに至れり。而も、後の史家の孝謙を論するや、太疎雜なり、孝謙即位の後、八年有餘間は、聖武太上天皇を以て諸政を決し、其後五年有餘は、光明皇太后を以て諸政を決す、豈孝謙に重責あらむや。殊に水鏡の如きは、「忍みと云ふ姓は、御覽するたびに、忍ましくおぼすとて、賜はれるとぞ申あひたりし」と書したり。されば、世人は臆想して、孝謙を以て肥えたる老嫗の如く疑ひ、仲麿を以て美少年の如く思惟するに至れり。然れども、事實に於いては、孝謙は此時年四十二歳にして、仲麿は五十三歳なり、五十三歳なる老翁が笑ひたりとて、焉ぞ、忍ましげなるを得んや。舊唐書は、武后を贊して曰く、太后、官爵を惜

聖武光明の
決政と孝謙
の親政

則天武后に
比すべから
ず

ます豪傑を籠絡し、以て自助く、職に稱はざれば、亦廢誅少假せず、務めて實才眞賢を取る、然らば則區々たる帷薄の修まらざるは、固より其末節なり」と、其議論稍公平なるを見る。然るに、我孝謙に至りては、寵倖の事、史上に明記なきに、後史揣摩を以て之を臆斷し、五十餘歳の仲麿を視て少年と爲し、六七十の道鏡を以て、之に勝るの美少年と爲し、以て其淫行を責むるに至る、豈酷ならずや。〔史海〕

惠美押勝官
職名を改替
す

淳仁天皇 天平寶字二年、皇太子大炊受禪す、而も政治は尙天平太后寶字上皇の宮より出て、仲麿の寵任愈厚く、姓名を惠美押勝と賜はる。仲麿奏して紫微中臺を坤宮官と改め、太政官を改めて乾政官とし、三大臣を改めて大師、大傅、大保とし、仲麿、その大師に進む、即、太政大臣なり、驕泰比無し。四年、天平光明太后崩す。時に僧道鏡と云ふものあり、河内弓削の人にして、禪行法驗を以て聞ゆ、内道場に入り、上皇に敬せられ、漸く押勝を傾く。天皇屢之を諫む、上皇擇ばず、二宮の間これより相善からず。道鏡は、機に投して榮達し、其先祖物部弓削の大連守屋の名を繼がむと欲し、益競ふ所あり。

紫微三臺の
制

大炊王は、舍人親王の第七子なり、二十六にて即位、先帝に尊號を上り、上臺寶字稱徳孝謙といひ、皇太后(光明)を尊びて中臺、天平應眞仁正皇太后といひ、下臺を以て天皇自比し、皇考を追稱して崇道盡敬皇帝といふ。又、官制を改め、太政官を乾政官となし、紫微中臺を坤宮官と改め、汎惠之美、莫美於内相、禁暴勝強と勅せられ、仲麿に姓名を賜ふ。是等、紫微三臺、乾坤、陰陽の配當は、専道家の主持に係れば、謂はゆる李(老子)李耳釋佛、祖釋迦の道に由れること明白なり。此時、陰陽寮も、陰陽曆數は、國家の重くする所、此大事を記するが故に、とて、大史局と改めらる。やがて、其大史局は内奏して、九宮經、黃老の九宮經は、鄭玄注なりを案ふるに、來年己亥は三合に會ふ、經曰承天之道、因人之情、上占三光、下用五行、太歲害氣、太陰三神相合曰三合、其歲是水旱疾疫の災あり」と。因りて勅旨あり、摩訶般若波羅密多是、諸佛の母なり、受持讀誦せば、福德來聚、不可思量といふ。是を以て、天下諸國に告げて、男女老少を論するなく、起座歩行に、口を開けば皆盡く念誦せよ」と布令され、官名の改易は、實に此念誦の中に行はれたり。

李釋の禁咒
政治

道鏡は弓削物部氏河内の人なり、義淵僧正の弟子となり、葛城山に入り、苦行して如意輪法宿曜法を修練す、頗功驗あり。寶字五年、女皇保良宮に行幸して、不豫の事あり。道鏡宿曜秘法を以て之を治め奉り、因りて寵幸を固くす。淳仁天皇、之を見て諫め奉りしに、上皇は氣色を損して、詔して「大方、かく言はるべき朕にはあらず、よりて出家して、佛弟子となりぬ」と宣りたまひ、益道鏡をば師尙したまふ。

天平寶字五年、吉備眞備、西海節度使に任せられ、百濟王敬福、南海節度使に任せられ、藤原朝鸞、東海節度使に任せらる。此三道に課して、三歳を期限として、船艦三百九十四隻を造り、兵四萬を徵發せしむ。又譯語を教習し、將に三歳を期して、新羅に出師し、以て唐山の兵亂を壓せむとす。朝鸞は押勝の子にして、嘗蝦夷を伐ちて戰功あり、其同胞眞光は太宰權帥たり。而も、八年、眞備召され造東大寺長官と爲り、佐伯今毛人之に代りしが、押勝の亂に會ひ、是等の事皆止む。

奈良朝史云、之よりさき、天平十四年に、新羅孝成王の殂して、景德王の立てる年、太宰府を改めて鎮西府と爲されたるは、警虞を弛めたるに非ず、隼人

綏服に就き、筑紫の邊防を東國同様になされたるなり。やがて數年にて、太宰府を復したるも、亦新羅の形勢に因るに非ず、西海は特別政治を受くる久しければ、其情實に撓されて、却行したるなり。實は、西海に此重鎮を要せず、全廢するが時宜なるべし。往年、藤原廣嗣は、吉備眞備、僧玄昉を誅するを名として、大兵を擧げて却りて敗死す。而もその後、玄昉は觀音寺に貶死し、眞備は筑前守に左降せらる。世に傳ふ、廣嗣の怨靈熄まざれど、眞備は陰陽道を極めたれば、能く身を護して之を鎮めたりと。神託瑞祥を説く世の中には、かゝる怨念の談も、人耳を聳かしたるならん。寶字の出師準備に至りては、押勝の意向推量し難きものあり、功名心を飽かさんばかりの事か、征戰必要の急を見ず。

八年の秋、押勝亂を作し、近江に敗死す。是より先、右中辨藤原良繼、佐伯今毛人、大伴家持等、竊に押勝を謀りしも成らず。良繼は廣嗣の舍弟にして、なほ少弟百川藏下磨等あり、皆材幹あり、韜晦して機を待つ。既にして、押勝は道鏡の爲に寵を奪はるゝを恐れ、急に天皇に請ひて、近畿の兵馬都督と爲り、乾政官の印

淡路廢帝

を盗み、擅に兵士を集む。兵部省、乃變事を上聞す。押勝遂に叛し、鹽燒王を擁して、近江に出奔し、王を勸めて天皇と稱せしむ。孝謙上皇、藏下磨を將軍と爲し、押勝を討たしむ。押勝三尾に斬られ、鹽燒王亦殺さる。而も、天皇もと押勝の勸進せし所なるを以て、嫌疑あり、廢せられて淡路公と爲り、其國に就きたまふ。世に淡路の廢帝と曰ふ。(明治の初めに、追諡して淳仁といふ。但し、續日本紀にも廢帝紀を立て、古來御歷代に入れたり)

法王位道鏡

稱徳重祚 孝謙上皇重祚す、尊號を上りて稱徳天皇と曰ひ、改元して天平神護と爲す。道鏡法師、太政大臣禪師に任し、法王位を授けらる。法王位は、正一位の上に居り、供御車輿は、天皇に同じ。左大臣藤原永手、右大臣吉備眞備等、文武百官を率ゐ、道鏡の西宮に拜賀す。道鏡、劍を帯び、笏を執り、大小の政事を處分す。山科寺の僧、法王に阿附し、佛舍利の瑞を奏し、褒賞せられて法大臣、法參議の官を賜はる。是等皆、天皇の「朕已に剃髮袈裟を着く、宜く出家を以て大臣とすべし」との勅旨に出づ。道鏡また大嘗會に臨み、祭神に先んじて拜佛を爲し、伊勢に皇太神宮寺を建つ、佛教の權力、此に至りて熾盛を極む。彼の重祚大

神佛一體僧
俗相雜の詔
勅

嘗會の詔に、朕、佛弟子として菩薩戒を受けたれば、上は三寶に供へ、次には天社國社の神を敬ふべし。又、神をば三寶と離して別なる物と、人は念へども、經には神は佛の御法を護り尊ぶ者といへり。故に、出家も俗も、相雜りて供奉すべしとあり。神佛一體の説、天勅を藉りて之を實にせらる。

皇嗣を定め
す天授を待
たせらる

孝謙女皇は、二十二歳にて立太子、三十五にして受禪、皆初例なり、蓋、聖武帝に男子おはさざりければ也。而も女帝、在位十年して淳仁天皇に讓位ありしかど、大事はなほ垂簾の政なりしに、それさへ僅に六年にて、重祚の在位又五年なりしかば、前後通して二十一年也。重祚の初め勅して曰く、「百官諸司は、國の鎮と、皇太子を立つべく思ふべけれども、今の間は定め給はず。人の善しと推す者、必しも善からず、天の授くる所を得て定めむとす。朕は、叨に天位を貪りて、後嗣を定めざるにあらず、天の授くる所は、漸に顯るべし」となり。當時、仲麻呂亡びて後は、萬の政皆道鏡に出づ、重祚も皇太子を立てざるも、皆此僧の野心に出でたるなるべし。かくて、皇嗣の定まらざりしが爲に、參議兵部卿和氣王は、謀反によりて誅せらる(淳仁の弟御

厭魅の獄連に起る

原王の子(天武)の曾孫なり。仲麻呂が謀反の時に、この和氣王率先して變を告げ、廢帝の宮を圍み、功田五十町を賜はりしに、皇嗣の未定に乗して、巫鬼の術者に親み、其謀頗漏る、乃、捕へられて絞殺せらる。和氣王の事ありし後四年、縣犬養姉女といへる官女等は、故の鹽燒王の子を立て、天日嗣となさんことを謀り、竊に女皇の御髮を盗みて、鬻に納めて、厭魅をなすこと三度なりしといふを以て、遠流に處せらる。然れども、和氣王の男女は、光仁天皇の初に復籍を許され、姉女も本位に復せられて、冤罪を雪められ、姉女を誣告せし者は却りて位記を毀られたり。されば、かゝる事變のありしは、皆道鏡專恣の極れる時の事にて、多くは彼僧が構陷羅織せる所なるべし。〔萩野氏通史〕

八幡の神教は道鏡に在り

女皇已に東宮を定めたまはず、天授を待つと宣りたまふ。此に於いて、人皆迎合疑懼の情あり。神護景雲三年唐大曆四年西曆七六九年太宰府の主神、道鏡の意を迎へ、八幡神の教なりと稱し、帝位を道鏡に譲りたまは、國家泰平ならむと奏す。天皇之に惑ひ、尼法均を宇佐に遣し、神に請はしめむと欲す。而も、婦女遠きに堪

へ難きを以て、法均の弟和氣清麿之に赴く。清麿發するに方り、道鏡之を召見し、威福を以て誘ふ。已にして、清麿途に上り、其友路ミチ豊永に遇ふ、豊永は道鏡の師なり、清麿に謂ひて、比丘もし帝と爲らば、我等何の面目もて、其下に立たむやと。清麿悟りて去る、遂に宇佐に詣り、祈禱すること終夜。大神、人に憑りて教を告ぐ、皇位の重きも、一髮を以て維ぐの感あり。

太宰主神習宜阿曾麻呂豊前介旨を希ひて道鏡に媚事へ、詐りて八幡の神教と稱す。道鏡これを信じて、神器を覬覦するの意を生ず。而も藤野清麿は、此神教を姉の法均尼に由りて、女皇に内奏したるに、女皇はさすがに驚悞し給ひつらん。或夜、女皇の夢に、八幡の神使來りて、事を奏さしめむために、尼法均を請ふとありしも、法均は纖弱にて、遠路に堪へざれば、弟の清麿を牀下に召し、往きて神命を聽くべしと仰せ含めらる。是ぞ道鏡が阿曾麿に誑惑されて、神器覬覦の賊名を青史に印したる所以なり。但し初めて彼神託を帝に奏したるも清麿なり、而して清麿の復命にてその事は消滅したり、豈奇異の感莫からむや。

和氣清麿母子の神託奏聞

片山芳秀曰、すべて古來神託と稱するもの、みなその受たる人の語なり。行基の伊勢の託宣は、必行基の語なり、阿蘇丸が八幡の神託も、清丸の同神の託宣も、亦みな其人々の心より出たり。しかるに、阿蘇丸が道鏡を帝位に即くべしと云ふは、偽にして、清丸の語をば實とすること、其時においてこそ、それにて押付て濟みたるゆゑ、然るべけれども、後世よりこれを觀れば、みな偽なること知るべし。正邪忠佞、是非得失は明白なれども、邪佞非失を虚として、正忠是得を實とすれば、中人以下においては、それにてすむべし。君子は然らざるなり。さればとて、今かゝることを、一々に辯論するときは、際限あるべからず、唯その心に考へ得て、史書を読むべきなり、夢之代。○齊藤竹堂曰、鬼神の意と人心と、二理あるか。曰く、有ること無きなり。故に人臣の天位を侵すべからざるは、萬古の綱常、天地と偕にして變せず。即、鬼神の意なり、亦清麻呂の心なり。清麻呂、自其心に質して、精明確實、萬も易ふ可らず、是亦鬼神なり。願ふに、己に在るの鬼神を捨て、之を遼遠の地に求め、茫昧知る可らざるの神に質して、其功を成したるは、幸

清麿の心を神に託せるのみ

天日嗣は必皇胤を立つ

ひなり。忠臣の國家の爲に計ること、萬全の道に出でずして、必し難き僥幸を求む、吁亦危かりき。然りとはいへども、清麻呂の神に質すは、質すに非ざるなり、將に託して孝謙の心を定めむとするのみ。清麿朝に還りて、神教を奏して曰く、我國は、開闢以來、君臣の分あり、未臣の君となりしことあらず。天日嗣は、必皇胤を立つべし。道鏡悖逆、何ぞ天位を覬覦す。道鏡之を聞きて大に怒り、清麿の官を奪ひ、別部磯麿と改名せしめ、大隅に流す。或は云ふ、道鏡人を遣して之を殺さしめむとす、雷雨にあひ果さず、參議藤原百川、清麿の忠義に感し、私に封戸を割きて之に給與すと。田口鼎軒云、相傳ふ、清麿神宮に至り、その託宣を質すや、曰く、託宣信し難し、願はくは、神異を示し給へと。神即忽然して形を現す、其長さ三丈ばかり、其色満月の如し、清麿魂消し神失して、仰ぎ見る能はず。更に託宣して曰く、我國君臣の分定る、汝歸りて吾言の如く之を奏し、天日嗣は、必皇緒を續がしめよ、汝道鏡の怒を懼るなかれ、吾必相濟むとありしと。斯く前後相撞着する二條の託宣の、一時に一神より發したるは、奇怪至極と云ふべし。然

磯麿追却の
宣旨

りと雖、清麿は宇佐神宮に詣らざる以前、既に道鏡の即位を拒む、豈道鏡即位の託宣を持歸る者ならんや。されば、宇佐八幡も其氣節に感し、漢の高祖が韓信の使者に對し、一たびは其假王たらんと欲するを怒りたるも、張良、陳平の謀、足を踐みて諫むるに及びて、忽其眞王を許可せる如く、第二の託宣を更められたるなるか。さるにても、孝謙女帝は大に惑ひたまひしなるべし、清麿法均の前後不同の上奏には、ますく困みたまひしなるべし。故に其清麿追却の宣命に曰ふ、夫れ臣下と云ふものは、君に従ひ淨く貞かに、赤き心を以て、君を助け護り奉り、向ひては禮なき面なく、後には謗る言なく、奸み偽り諂ひ曲れる心なくして、仕へまつるべきものにあり。然るを、清麿、其が姉法均といと大きに悪く奸める妄語を作りて、朕に對ひて、法均いもの奏せり。之を見るに、面の色形、口に云ふこと、尙明に己が作りて云ふ言を、大神の御命と、借りて言ふと知しめしぬ。問ひ求むるに、朕が思ほしてあるが如く、大神の御命には非ずと、聞こしめし定めつ。故是を以て、法のまにく退け給ふと、詔りたまふ御命を、衆聞こしめさへと宣

立嗣せし
て崩御

宮中の大臣
定策

る」とあり。即、前後の奏言反覆して、貞節無きを、穢として、放逐ありし也。

四年三月、稱徳女主、道鏡等を従へ、由義宮に行幸あり。而も、病を得て、奈良宮に還りたまふに及び、群臣謁見するを得るもの無し、獨、典藏吉備由利のみ臥内に出入し、道鏡も亦侍するを得ず。六月、左大臣藤原永手をして、近衛外衛、左右兵衛の事を、右大臣吉備眞備をして、中衛、左右衛士の事を、攝知せしめたまひ、其八月を以て、年五十三にて崩す。天武以來の皇統此に絶ゆ、五世八帝なり。

續日本紀に據れば、八月四日、稱徳天皇崩御、即日、左大臣藤原永手、右大臣吉備眞備等相議り、策を禁中に定めて、白壁王を皇太子に立つ。乃、永手其遺詔を宣して曰く、事俄にあるによりて、臣等議りて、白壁王は諸王の中に年長たり、又先帝に功もあるが故に、皇太子と定めて、奏せば、申せるまにまに定め給ふ云々、繼體は此に定まる。日本紀略に、百川傳を引き、天皇平生未立皇太子、至此、右大臣眞備等論曰、御史大夫從二位文室淨三真人、是長親王之子也、立爲皇太子。百川與左大臣內大臣宿奈麻呂論云、淨三真人有子十三人、如後世何。眞備等都不聽之、冊淨三真人爲皇太子。淨三確辭、仍更

吉備大臣は
天武統を戴
成らむとして

冊弟參議從三位文室大市真人爲皇太子、亦所辭之。百川與永手、良繼、定策、僞作宣命語、命使立庭。右大臣眞備卷舌無如何。百川命諸仗、冊白壁王爲太子。十月一日、即位於大極殿、右大臣嘆云、長生之弊、還遭此恥、上表致仕隱居とあり。水鏡も此百川傳に據れり、然れども、記事の趣意しどろなり。眞備は、天武の統より擇むといふ主張なるべし、而も已に其皇孫たる二人固辭すれば、天智の皇孫たる白壁王を立つるは、順流の舟なり、何の僞作と卷舌とを要せむや。又、諸大臣の議定を臥内に奏聞し、直に如在の儀を以て依奏と允可せらるゝは、崩御の際に繼統を定むるなれば、是より外に爲べき様なし。故に續紀に定策の大臣を、此永手、北家眞備、兩大臣、宿奈麿、式家、繩麿、南家石上宅嗣の三參議、及近衛大將藏下麿、式家六人と記し、宗室は與からず。白壁王時に年六十二。

光仁天皇 神護景雲四年唐大曆五年庚戌八月、孝謙稱德女皇、皇太子を定めたまはずして崩せるを以て、大臣參議等相議りて、遺詔を奉り、天智の皇孫大納言白壁王を迎ふ。白壁王踐祚し、之を光仁天皇と爲す、改元して寶龜と曰ふ。

左大臣永手

衛府の將阪上菟田麿、道鏡の奸計あるを告訴す、道鏡因りて放たれて、東國の藥師寺に移され、和氣清麿召されて官位を復す。

道鏡斥罰和氣出仕

八月某日、大行天皇を高野山陵に葬り奉り、道鏡梓宮に従ひ陵下に留慮す、坂上菟田麿、道鏡の奸計を告ぐ。皇太子の令旨に曰く、聞くが如くば、道鏡法師竊に祗糠の心、史記に祗糠及米の語ありを挾むこと、日たる久しと、而も陵土未乾かざるに、奸謀發覺せり、是則神祇の護る所也。今、先聖の厚恩を顧み、法に依りて刑を加ふるに忍びず、故に造下野藥師寺の別當に任して、發遣すと。習宜阿蘇麿、道鏡の弟弓削淨人等も、皆左降せらる。十月朔、皇太子即位、右大臣眞備致仕の奏請あり。二年三月に至り、左大臣永手薨し、藤原良繼内大臣に任し、大中臣清麿右大臣に任し、和氣清麿召され本位(五位)に復す。

延暦遷都の後、和氣清麿の子弟は、高雄の眞言道場を以て、清麿の志願を果し、八幡の託宣に報いんことを奏請して、官裁を得、神護國祚之寺と曰ふ。最澄、空海二師、秘密灌頂最初の道場なれば、眞俗の歸仰亦篤かりしが、近世

此に清麿の祠堂を建てらる

井上皇后

光仁の即位あるや、皇考施基親王を追尊して春日宮天皇といひ、妃井上内親王を皇后に立てらる。内親王は聖武帝の女稱徳の異母妹なり、王子他戸を東宮に定めらる。已にして、巫蠱の事起り、皇后皇太子并びに廢せられ、幽囚中に薨去したまふ。仍りて、山部親王を立て、東宮と爲さる、他戸の庶兄なり。

寶龜三年、井上皇后巫蠱の事によりて廢せられ、太子他戸も廢せらる。六年、母子ともに幽閉中に薨す。初め、右兵衛佐槻本老といへるは、天皇在邸の舊臣にて、特に心を竭して山部王子に事へ、毎に輔翼の志あり。井上内親王、因りて老を憎みたまふこと久しかりしに、巫蠱の嫌疑ありしにより、老其獄を按驗して、陰事多く顯はる。皇后太子、遂に廢せられたれば、藤原百川は、其庶兄山部親王を立てんと請ふ。參議藤原濱成は、山部親王は其母賤しと議す。百川叱して曰く、立太子は母の尊卑に拘るべからず、山部親王は、英明の聞えあり、衆望の歸する所なり、濱成の言、非理なりと。天皇旨を示したまはず、立ちて内に入らせられんとす、百川聲を勵まして、此事

太子他戸を廢して山部を立つ

の聖斷を承らんとて、殿前に立ちて退かず、山部親王遂に皇太子となる云々。是は、水鏡に出でたれども、と百川傳の逸聞ならむ。

寶龜の奥羽征伐

東北の拓地殖民は、國家須要の事なり、而も天平の季年以來、宮府多事、久しく邊界を顧みる莫し。寶龜中に至り、官賊、民夷、又塞上に相挑む。五年、海道の蝦夷急に起り、桃生城を攻め、其西郭を破る、鎮守兵支ふる事能はず。是に於いて、坂東八國に勅して、國の大小に隨ひ、兵二千以下、五百以上を發して、赴援せしむ。將軍大伴駿河麻呂、之を以て直に其巢窟なる遠山村(今登米郡)を衝きて、多く夷賊を降す。六年、秋田の蝦夷、寧平ならず、因りて舊の如く出羽國府を出羽郡の河邊に遷し、兵一千を發して、要害を鎮む。七年春、陸奥奏して、山海兩道の賊を伐たむことを請ふ。因りて出羽に勅して、男勝より膽澤の賊界を攻めしむ。夏、鎮守將軍紀廣純、出羽志波村の夷俘を撃ち、又膽澤の賊をも討平す。

當時、東國は、土壤未開けず、武藏野に高麗郡、新羅郡を置かれしは、蕃別の殖民地なり。和銅七年、東國の富民一千戸を、更に陸奥に移し、養老六年、諸國より柵戸一千人を簡點して、陸奥の鎮所に配せしむ。天平寶字六年、乞索兒

〔律令修撰及寧樂朝編〕
 浮岩人二千六百人を東國に移さる。寶龜三年、下野國言す、管内の百姓、陸奥の國に入る者は、課役を避けむがためにして、前後總べて八百七十人云々、人民遷徙の趨勢想ふべし。出羽も、其地膏腴にして、田野廣寛なり、請ふ近國の民を當國に遷し、狂狄を教諭し、兼て地利を保たしめむとの議にて、靈龜以來、東海、東山、北陸の民、六百戸を分配せらる。而も寶龜七年に至り、出羽の俘囚三百六十人を收めて、諸國に配り、給養馴服を爲さしめらる。此形情、蕃別夷俘と良民をば、彼此内外、相易へて、配置せらると謂ふべし。寶龜八年に至り、陸奥の兵、山海兩道の賊を討ちしに、出羽の蝦夷叛きしかば、大敗す。十一年、將軍紀廣純、初めて覺鼈城を築きて、膽澤の賊を遏む。然るに、栗原郡の大領伊治、皆麻呂、叛きて廣純を殺す。皆麻呂は本夷俘なり、俘、賊響應し、多賀府を襲ひ、軍糧等を掠奪し、又庫舎を燒く、是より復、多賀城を鎮府とす。三月、中納言藤原繼繩を征夷大使とし、安倍家麻呂を鎮狄將軍とし、且、出羽に勅して曰く、渡島蝦夷は、久しく朝化に懷き、貢獻闕けず、當今歸俘逆を作す、將軍國司、宜く意を加へて撫綏せよと。坂東の兵を發して、多賀城に赴かしむ。時に、

秋田逼迫保ち難し、其城を河邊古の出羽郡、今田川郡へ併すに遷さむとす、朝廷之を許す、されど城下の百姓、徙るを勞として遷延す。是に至り、秋田の賊、亦平鹿、雄勝を侵掠し、大室塞、最上郡の邊に寇す。八月、安倍家麻呂奏して、秋田城を棄てむと欲す、勅して之を止め、又由理柵は賊の要害に居り、秋田の道を承くるを以て、共に兵を遣はして之を守らしむ。凡、寶龜の出師は、其全功を收めず、延曆の討伐、弘仁の掃清を待ちて、初めて一局を結べり、故に此に之を悉さず。光仁帝、前代奢侈の後を受けしを以て、務めて節儉を守り、やゝ内外の冗員を省く。又、徴發兵士の彫弱にして任に堪へざる者は、皆農に就かしめ、專、弓馬精強の壯士を募り、多く東國土豪の子弟を取る。兵農の家、漸く此より分ると云ふ。大寶以後、軍團の制を施行し、兵農一途に出でたれども、士官その人を得ず、訓練の方も疎なりしに、まして國司の姦濫なりしより、一層其弊を長したり。因りて、天平十一年、諸國の兵士を暫く停められ、光仁天皇の時、徴兵を停めて募兵の制に改められ、以て征夷の師を發せらる。而も征夷の事、年を経て結局せず。桓武天皇延暦十一年、勅して曰く、兵士の設は、非常に備

へむとてなり、然るに國司軍毅、非理に役使し、徒に公家の費を致して、却りて奸吏の資となる。かくては弊たること良に深し、宜く京畿及七道諸國、並びに停廢して、勞役を省け。但、陸奥出羽佐渡等、及太宰府は、邊要の地なれば、備兵なかるべからず、其所の兵士は、舊のまゝに置け。此に於いて、全國の常備兵は、邊要國の外は、一切停廢せられ、國府兵庫等は、健兒を差して守衛に充てしむ。健兒は、郡司の子弟、若くは外散位の強壯なる者を簡び差し、番を立て、守らしむる者なり。其數は國毎に差等あり、二百人乃至三十人とす。

寶龜十二年辛酉唐建中二年改元天應といふ。四月、皇太子桓武に禪位あり、乃、皇弟早良親王母高野氏、を東宮に定めたまふ。十二月、太上天皇仁光崩す、太上天皇三あれど、尙幼弱なり。皇后藤原氏良繼の女、夫人藤原氏百川等に、皇子平城、嵯峨、淳和、

奈良朝史云、初め仲麿の亂に、其連及者の斬に當る者三百七十五人ありしに、法均尼切諫して、其死刑を減等し、又亂止む後に、連年荒旱して、飢疫に苦

み、子女を草間に棄つるもの多かりしかば、法均之を收めて八十三兒を育せりとぞ。法均が本位に復する後は、又光仁帝の典藏に任し、其他の尙藏吉備由利、尙膳藤原家子、並に従三位尙侍藤原百能、豐成の後室などありて、内廷は依然と天平前代の勢を存したるべし。大日本史光仁紀に、帝晩年昏耄、后又淫縱といふ提筆の下に、水鏡を採録したれば、百川は陰險詭激の術策者と化せりと雖、是は後人の妄語のみ。平安朝の初め、文學の興張より、歴史を小説の材料となすこと流行したるに由る。されど井上皇后母子を死に陥れて、山部親王を立てたる手段は、實に良繼百川兄弟に在り。是時、良繼内臣たり、續紀に良繼を、專政得志、升降自由といひ、百川をば、幼有器度、歷仕顯要、所歷之職、皆爲勤恪。天皇甚信任之、委以腹心、内外機務、莫不關知。今上之居東宮也、特屬心焉。上不豫、已經累月、百川憂形於色、醫藥祈禱、備盡心力、上由是重之といふに據るべきのみ。

第九章 文學工藝

學校初建

漢文學 天智天皇受命の時、文學の功用を擧げ、恢オホキに帝業を開きたまへり。其徴は懷風藻の序にいはいはく、述聽前修、遐觀載籍、襲山降蹕之世、檀原建邦之時、天造草創、人文未作。至於神后征坎、品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬廐、高麗上表、圖鳥冊於烏文。王仁始導蒙於輕島、辰爾終敷教於譯田。遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學。逮乎聖德太子、設爵分官、肇禮制議、然而專崇釋教、未遑篇章。及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤、功光宇宙。既而以爲調風化俗、莫尙於文、潤德光身、孰先於學。爰則建庠序、徵茂才、定五禮、興百度。憲章法則、規摹弘遠、亶古以來、未之有也」と見えたるにて、其大略を見るべし。庠序校の初建は、己に近江朝に在れば、即藤原鎌足の大に奨めし所なるべく、其長孫武智南家は、實に大寶の令制にあたり、大學寮の釋奠、圖書寮の經籍に従事したる人とす。（佛教が、獨藤氏の崇尚に因るに非ず、儒教も藤氏に待ちたり）

淡海三船の撰したる懷風藻の收むる所は、近江朝以來の詩にて、陳隋の古風を摸し、主として五言の對偶體を作り、聲調もまた初唐の近體をなさず、彼萬葉集の古今集の比に於けるに同じ、七言は、唯一二首あるのみ。持統

懷風藻

舊語古事を漢文にて記録す

帝六年三月、伊勢行幸にあたり、中納言三輪高市麻呂は上表して、其農時を妨ぐることを諫奏したれども、聽きたまはず、留守官などの命ありければ、高市冠を脱ぎ朝に擎げ、重ねて農作の節に車駕を動すべからずと諍ひ、當年の一佳話たり。懷風藻に、藤原麻呂京家の祖が「過神納言墟」の詩あり。一旦辭榮去、千年奉諫餘、松竹含春彩、容暉寂舊墟、清夜琴樽罷、傾門車馬疎、普天皆帝國、歸去遂焉如。君道誰云易、臣義本自難、奉規終不用、歸去遂辭官、放曠遁嵇竹、沈吟佩楚蘭、天闈如一啓、將得水魚歡。此のごとく、漢土文學は進み來たりたるも、畢竟は文字の訓讀精くなり、詩文を作為することの力さへ加はりたるに由る歟。然らば、我固有の文章は如何、固有の文章は、即太古よりの口授學とも謂ふべく、其口授の文章は口より口に語り傳へたるものとす、今や、之をしも漢文を借りて、寫し留めむとす。即古事記を初め、文武天皇以來の祝詞、宣命、又は古老傳として、國々にて書き留めたる古き物語、又は家々の氏文の類あり。古語舊辭、僅に傳はれりと雖、亦以て前事往行を見るに足らむ。

律令、國史、地志を初めとして、すべての公文に、悉く皆漢文を用ゐたる世にありては、國文としては、僅に祝詞宣命の一體あるのみ。當時、凡百の制度、唐風を採用しつれども、さすがに古風をも悉くは失はざるが故に、祭祀又は宮廷の政に關れる事には、毎に古風に因れり。たとへば、朝儀には、唐韓傳來の音楽を用ふれども、神祭内宴などには、神樂五節などの國風を用ふるが如く、大政に關する類は、みな漢文にて詔勅といひ、符牒といひ、神社、山陵の告文、立后、立太子などの時には、國文にて宣命を用ゐられたり。さて、言語の品詞を、八種九種、或は十種等に分類する事は、近く西洋文典の立論に基けるも、祝詞宣命等の書法に於いて、互爾乎波、又は形容詞、助動詞、動詞等の、語尾變化に屬する部分を、小字となして右方に傍記せるは、そのかみ既に、實辭助辭の區別を認めたるに由る。

やがて前賢の云へる黒川「凡、衰へたるものは、又盛なる時を得るは、自然の理にて藤原宮の頃より、詠歌を以て、我言語美術を現し示すこと、復起りにけれ。これ、天神地祇の然らしむるものならむか。是の時に方りて、至尊には、持統天皇

元明天皇、臣下には、柿本人麻呂、山部赤人等出でて、國風の妙趣を、天下後世に示されたりといはれしにも、合せ考ふべし。國文は、漢文の爲に滅却せられしに非ず、實は漢文學の資助と對抗に因りて、愈その基礎を固めしとも謂ふべし。殊に、藤原宮より奈良宮の諷詠が、前後無比の高調を呈するもの、豈その故なしとせむや。

萬葉集の九卷、十一卷、十二卷等の、讀人不知の歌は、一般に男女戀愛の情を真直に述べて、後世の彫琢の作に似ず、周代の詩經を讀むが如き感あり。十四卷は、東歌にして、これ亦國民の野に呼ばへる聲なり、よくも相思悲歡の至情を悉せり。祭祀の神事に用ゐられたる神樂歌、並びに其餘興として採られたる催馬樂歌は、奈良朝の末より、平安朝の初にありて、その形式を成せる者なるべし。其中には、上世以來傳唱せる古歌の、稍其形を變せられたるものもあるべく、亦、趣味饒きものとす。因りて之を考ふれば、柿本人麿、山部赤人の起るは、時勢の興隆によるといへども、亦決して突如たるものに非ず。いはゆる讀人不知の歌の、次第に發達して、此に至れる事

を知らざるべからず。抑、萬葉集の時代を委くいへば、藤原朝、即持統文武の朝に在りて、此以後、初めて和歌の形式擴大し、長歌の發達を見るは、著名なる事實とす。上代なる紀記の和歌中には、三十九句にわたる長篇なきに非ざれども、その製作の時代に就いては、尙大に疑ふべきものあり。大概は、三十一字の上に、更に五七の一聯を加へたる、四十三言の歌を多しとす。これ論者の、或は小長歌と名づけしものにして、この小長歌は、萬葉に至りては、中長歌となれり。その最も長きは、人麿が高市親王の殯宮の歌也。上代の文學としての祝詞は、舊辭をつらね、傳説をのべて、數百千言に及べり。而も上代の歌謠は、五十言に満たざりしに、今や人麿は、祝詞の形式を以て、之を抒情歌に應用し、單に其形式を擴大せしのみにはあらず。實は、祝詞中に含有せし敬神崇靈の精神を、抒情詩として歌ひ出せる者とす。〔芳賀氏歷代文學選〕

萬葉集 本集收むる所の詠什は、上、仁德天皇の時より、下、淳仁天皇の天平寶字三年まで、四百四十六年の間にわたる。但し、大津宮より奈良宮までの時代

のもの多分を占めて、その以前なるは甚少ければ、この一期の和歌の精華は、全く此に集ると謂ふべし。其風韻の高尚にして、雄健なるは、後世此一集に及ぶもの無し。柿本人麿、山邊赤人、山上憶良、大伴家持等の聖賢、皆此中に在りて、藤原宮を以て、最盛の時と推せば、人麿、赤人を以て、聖と爲すものとす。

萬葉集は、短歌四千四百餘首、長歌二百六十餘首、旋頭歌二十八首、五七七五七七の六句に調ふるものを旋頭歌といふ。又、性質によりては、雜歌、相聞、挽歌、譬喻歌、四季の五類に分てり。而も、又時代よりいへば、仁德帝の後磐之媛の歌を採録するを以て、已に上代の歌と稱すべきものをも包有す。又、その讀人不知歌は、即、民謠、俗曲として、前代以來人口に膾炙せしものを集めたる者なるべければ、眞に我國最舊の好紀念物と稱すべし。

近代の萬葉學者賀茂真淵曰く、人麿は古今の獨歩なり、其長歌の勢、風雨を起して、大虚空の雲に飛行する龍の如く、言詞は蒼溟に八百潮の湧くが如し。短歌の調は、力士の大弓を引くが如く、深く悲をいふ時は、猛者をも啼かしむべし。赤人は、人丸と表裏して、長歌は言意共に簡潔なり。短歌は巧を爲さず、有の儘

を述たるが、自に絶妙なるは、意識高きが致す所にして、檳榔毛の車に乗りたる貴人の儼として馳するが如し」と、其氣格想ふべし。山上憶良、大伴家持は、漢學に精通し、其作主として性情に本づき、人事に題目を取る。蓋詩文より脱胎して、國語と融和渾成せしめしなり。

輕皇子、宿于安騎野時、柿本朝臣人麻呂作歌。

八隅知之、吾大王、高照日之皇子、神長柄、神佐備世須登、太敷爲、京乎置而、隱口乃、泊瀬山者、真木立、荒山道乎、石根、楚樹、押靡、坂鳥乃、朝越座而、玉限夕去來者、三雪落、阿騎乃、大野爾、旗須爲、寸、四能乎、押靡、草枕、多日、夜取世須、古昔念而。

短歌

阿騎乃野爾、宿旅人、打靡、寐毛、宿良目八毛、古部念爾、真草、荒野二者雖有、黄葉、過去君之、形見跡曾來師、東野炎、立所見而、反見爲者、月西渡、日雙斯、皇子命乃、馬副而、御獵立斯師、時者來向。

山部宿禰赤人、望不盡山歌一首并短歌。

天地之、分時從、神佐備而、高貴寸、駿河有、布士能、高嶺乎、天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲毛、伊去波伐、加利、時自久曾、雪者落家留、語告、言繼將往、不盡能、高嶺者。

反歌

田兒之浦從、打出而見者、真白衣、不盡能、高嶺爾、雪者降家留。

大伴家持

論者又云、中には拙きものもあれど、概して真情流露、即興態を成し、特に飾ること無く、人を感動すること最深し。蓋大伴家持の集め記したるが、いまだ部類をも立てず、選擇をも終へずして、後世に傳はれるなり」と。家持は、聖武天皇より桓武天皇まで仕へたる文武の名臣なり。官中納言、鎮守將軍に至る。

歷代文學選(芳賀氏)云、萬葉の長歌は、總して長歌ありて短歌之に次ぐ、これ即漢土詩賦の形式に據れること知るべく、短歌を名づけて反歌といふものは、まさに楚辭にいたり。或は長歌を稱して賦といひ、短歌を稱して絶といふ、皆支那の名稱を襲げり。山上憶良にいたりては、遠く支那に遊

支那の詩賦

べる事さへあり、最も漢學に通し佛説を喜ぶ。其詠するところ、令反感情歌といひ、好去好來歌といひ、貧窮問答歌といひ、皆支那思想、印度思想を受けたるものとす。單に其題目に止まらず、四六文を用ゐて、序引と作すなど、形迹顯著なり。而して、人麿赤人の長所は、その支那の感化を受くると尠く、純粹の國風を傳へながら、典雅の音節、悲壯の情操を備へしに在らむ。大伴旅人が讚酒歌は、明に魏晉六朝清談の糟粕のみ。其子家持は、奈良朝の末期を代表して、衰頹の兆早くその歌の上に現はる。家持、少時父に従ひて太宰にあり、憶良の晩年筑前守として來任せし頃、恐らくは面識ありしならむ。即、憶良は、家持の萬葉集の編集には、尋常ならざる關係ある人といふべし。家持は、其作、長短多く見ゆれども、長歌は冗句徒に多く、思想亦新奇なるもの少し。其歌題に、立山賦といひ、陳私拙懷歌といひ、悲世間無常歌といひ、哀傷長逝之弟歌といふ、或は人麿を摸し、或は赤人に擬し、最も憶良に私淑す。而も、人麿が枕詞を用ゐ、序歌を用ゐ、對句を用ゐて、句形の變化多きに似ず。家持の歌は、尋常五七の連接にして、たゞ蕪雜冗漫な

るのみ。人麿の音節なく、赤人の品位なく、憶良の思想なし。眞淵が、行幸の列を記せる文をみるが如しといへるは、適評といふべし。然れども、これひとり家持の罪のみにあらず、他の阪上娘女、高橋蟲麿等、亦皆然り。初め持統、文武に起りし長歌は、天平に至りて、六、七十年、早くも冗漫觀るべきものなきに至りしなり。古今集以後、長歌の一蹶して起たざりしもの、其由來亦尙しと謂はざるべからず。而して國語の性質の之に與りて力あるは、亦言ふを待たざるところなり、識者は當に了解するあるべし。

假字の用例 我古代の遺書は、日本紀、古事記、風土記、萬葉集、その餘にも簡冊の後に傳ふる者あり。其字句は、皆譯語、漢文に依る。而も、直に邦語を寫すに方り、假字の便法を以て之を補ふ、亦止むを得ざる也。故に、邦語の和歌を轉寫するは、最巧妙を要す。世に萬葉書といふは、その假字の用を稱へたるなり。その假字に大抵三種あり、一つには字音假名にて、天を安米、地を都知と書ける類なり。二つには字訓の假名にて、神長柄、眞白衣の長柄、衣の類なり。三つには字音二合假名にて、還金、知三など書ける金、三の類なり。

字音に一母
譯二母譯あり

「馬聲蜂音石花蜘蛛」とかきて、イブセクモ(幽鬱)とよむ。馬の嘶く聲をイと形容し、蜂の羽音はブ、石花はセといふ貝にて、クモと同一借訓なり。字音假借は、一母譯(一音假字)、二母譯(二音假字)の二類に大別すべし(三音假字は、漢語の外に用例なし)。其一母譯に、正音、略音あり。二母譯に、重韻、引韻あり、引韻二譯の轉用、最異例多し。

二合字音と
は引韻重韻
なり

春登上人の萬葉用字格に、字音、字訓(訓語)、借訓、戲書の別を立て、其訓には、正義、略の三ありと云はれたり。其字音にも、正音、略音を分ち、通音、轉音の類は、もとより本音ならねば、略音の下にかねつ云々とありて、二母譯の引韻は、樂の一字の外は之を載せられず、珍敏越香などを、借訓類と爲すとあれど、實は引韻なり。二合假字は、各鑿、絶塔など、訓音交へても用ひ、又、越乞、鬱瞻など、皆ながら二合假字を用ひたるもあり。各は我字母にては之を二母譯といへど、原音クは入聲にて、クのみ、即、Kakなれば、父母合成の一音を、我字母にて二母三母ともいふ也。一母譯は、皆我慣熟の直音なれど、二母三母には、拗音あれば、再轉して直音とせらるが常例なり。キヤクをカク

訓語に正訓
義訓略訓あり

とするは、再轉の次音なり。地名字音轉用例云、相摸はもとサウモ、信濃はもとシンノウなり、是をサガミ、シナノと云ふは、後世訛れるならむと思ふは、いみじきひがこと也。信濃は、信ノのン韻を奈行に轉用し、濃ウの韻を省ける也。訓語に、正訓、義訓、略訓の別ありて、天を阿米、地を都知と訓める類にて、言の意、字の義、相當れば、全く正しき訓なり。其中に、天を曾良、地を登許呂と訓めるも、同一ながら又一種の義あり。或は、一字にて言の意あきらけきを、猶くはしく知らせむとて、二字に書きたるも多し。争に諍競と書し、明に清明と書せる類也。或は、二字なるべきを省きて、一字に書したるもあり。海人を海とかき、蜻蜒を一字つゝにても安幾都と訓めるが如し。すべて、字義と言意と相違はぬを、正訓の例とすべし。其他、言と義と疎きに似たれど、古書に多く用ひ馴れたるは、是も正訓とすべし。不知を日本紀に伊佐と訓み、服を古事記に波多と訓める類なり。又、字義に合はざれども、古昔より訓み來れるあり、縵を加都良、椋を久良の類なり。

義訓とは、打見たるまゝにては、言と義と物遠きさまながら、言ひ以て行けば、其事知らるゝをいふ、小驟を阿曾布と訓む（アツブチトリス）の類なり。此中、別に一種の謂はれありて、書習へるあり、飛鳥（アスカカスガ）、春日（アツマ）、東方（アトモト）、日本神社（ヤマトモリヤ）、山齋（ヤマサ）の類なり。略訓とは、足をアともシとも訓み、又二語をつゝめて、荒磯をアリソ、朝明をアサケと訓むこともあるをいふ。

借訓、此は字の義を取らず、たゞ其訓の同きを、異意に借りて書けるをいふ。其用格、全く字音の假名にひとし。吾田多良の吾田（アタタラ）、射狹庭の射狹（イササ）のごとし、飽津（アキツ）、蜻蛉（セマ）など、皆借訓のみ。

戲書とは、出を山上復有山と書し、横雲を東細布と書する類にて、義訓借訓の中に、まれまれあり。もとより、心して戯れ書きしたるなれば、これ又一種とすべし。

下風（アラスシ）、所聞多（カシヤ）、向南（キナミ）、八十一（ヤチウチ）、神樂聲浪（カミガキナミ）、左右手（サダテテ）などの類。

又、其文字には、正俗新舊の數體あるに止らず、譌誤と雖、古來通用のものあり。又、省畫あり、増畫ありて、一ならず。

字體に正俗
舊新あり

戲書

相互と柏氏は、上俗下正にして、万萬與与は、上通下古なり。本塩本鹽は、上通下正といふの類なり。盤を磐に通して用ゐしは、古來の習にて、英を莫に作るも譌字に非ず。宍杉撮を完粉摺（イソ）に作るも久し。省畫は、村を寸（イ）、石寸（イシ）、倭を委（イ）、委文（イ）の類にして、増畫は、兔を菟（イ）、菟原（イ）、刈を苜（イ）、苜田（イ）の類なり。

省畫増畫

本居氏字音かなの考に、古書に憶を意、伎を支、枳を只、村を寸、健を建に作る類多し、云々。杖を丈（ヘ）、丈部（ヘ）、餘を余（ア）、余戸（ア）、また梁を築、築田（ア）、園を園、園田（ア）の類。又、本邦制作の文字あり、訓ありて音なし。鴉神（カ）、鞆（カ）、鞆の類なり。中にも、畠畑（カ）、込峠（カ）、峠等は、地名に頗多し。

本邦制作字

椿（ツバキ）、椅（ハシ）、坏（ツキ）、梶（カヂ）、岳（ヲカ）、蓑（ハリ）、櫛（ヌハヒ）、椋（クラ）などは、漢字の音義に縁らず、奈良朝よりの國訓なるが、後世に至り種々の略字、轉注字、會意字、二合字など愈用ゐられたり。下は部の略字にて、今に行はれ、二合字は、鷹（トビ）、麻呂（マロ）、泉（イ）、白水（イ）、景（イ）、日下（イ）、百刀（イ）、自（イ）は、夙く見えたり。

二合制作字

吳音漢音及び音韻の變 吳音とは古音なり、樂に古樂を吳樂といひ、新樂の

吳音とは古音なり

唐音を漢音といふ

唐に對せしむるに同じ。樂に古新の別を立てしは、天平以後、平安朝の事なれば、字音に漢吳を立てしも、其比にやあらん。北山抄に「讀中之詞、頗與史異。史者、越前(コン)ノミチノクチ、備後(キビ)ノミチノシリ等之類也。大臣不然、只用吳音。」といひ、吳音とは古音なりしこと、想ふに足らむ。對馬貢銀記に「佛法始渡吾土、此島有一比丘尼、以吳音傳之、因茲日域經論、皆用此音、謂之對馬音」とあるも、以ある一舊説なり、但、漢吳をば、支那の北朝南朝にのみおもひさだむべからず。吳音とは、三韓朝貢時代に、韓土對馬を経て東漸したる古音を指せるのみ。唐音の我國に入りしは、蓋、持統帝以後に屬し、大學に音博士を置き、唐音(新漢音)に據りて、古漢音を改正せしむ。漢吳(即、新古)の區別、此際より起る。

唐音の傳來は、本朝文粹に「伏見古記、朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備眞備、恢弘道藝、親自傳授。即令學生四百人、講習經史、法算、音韻、籀篆等、六道三善、清行封事」とあるにて、大體を知らるゝが、眞備の歸朝して十三道の業を立てしは、天平七年にして、其一道は即漢音なり〔扶桑略記〕。されど、之よりさき、持統帝の時に、音博士に唐人を用ゐられたれば、

漢音は、大寶和綱以後の傳來

大寶以來の大學博士は、專唐音なりしと見ゆ。天平寶龜の間、音博士袁晋卿は、眞備に隨ひて投化せる唐人なれば、當時の漢音は、ますく唐音に依るを力めしや、明白なり。

大略、漢吳の區別は、新古の區別にして、奈良朝以後の漢音とは、其時代毎に、博士法師などの傳へ習はしたるをいひ、他の前朝の古音を、漫に吳音と指し、歟。養老四年の詔令に「比者僧尼、或自出方法、妄作別音、遂使後世之輩、積習成俗、不肯依正、恐汗法門、從是始乎。宜依音沙門、學問僧等、轉經唱禮、餘音並停之」と見え、漢音の傳習を、かく迄獎めたまへるも、數百年の久しきを経ける古音は、一朝にして抜き得ざりき。

我國の古樂は、伎樂といひ、胡樂といひ、皆彼國吳地の制にあらぬを、漫に吳樂と指目せられしと同く、吳音も專唐朝の新音に對したる貶稱なり。養老の詔令に「妄作別音」とあるも、實は古音の流末に外ならず。

當時撰述の書の今に傳ふるものは、大抵古音(吳音)に屬し、佛書はいふもさらなり、儒書にも吳音多かりしこと、今に痕迹をつたふ。又、延暦十七年太政官宣諸

漢吳の對稱は平安朝の指目に依る

【律令修撰及樂朝編】

五〇〇

讀書出身人等皆令讀漢音、勿用吳音云々〔史記抄〕とあれば、漢吳の對稱は、新京（平安朝）に至り、確定す。吳音とは、和語に古音と通するのみならず、漢土には吳音乖舛といふ諺のあれば、それにかけて、古音を擯斥して吳音とは稱へられしならむ。

古音の遺存

性靈集に「晋卿遙慕聖風、遠辭本族、誦兩京之音韻、改三吳之訛響。口吐唐言、發揮嬰學之耳目、〔中略〕則漢語易詠、吳音誰難。」支那は、歷世西北の夷狄に壓迫せられたり、されば、南方吳越に古音の遺存するも、其道理なり。今の北京音は、聲韻の混淆、支離太しと雖、南方の廣東音（古の越）に、却りて我吳音（日本傳の漢音）に近き者を認むといへり。

和音とは又古音なり

或は和音といふ、亦吳音の一名也（弘仁私記序に倭音類聚名義抄、中右記等に和音といふは、皆漢音に對せる吳音の一名なり）。安然が悉曇藏に「吳似和音」といへるは、當時唐人の南方音が、我古音謂はゆる吳音に似たりと也。然るに、延暦二十三年の勅旨に「經論習義殊高者、勿限漢音、自今以後、永爲恒例」とあるは、注目すべき事實とす。是は、古漢音を唐音に據りて改正せられしより、年來擯斥せ

儒佛内外典共に漢吳新舊の音を混

られし吳音も、習義殊高のものゝありて、一概に唐音（新漢音）に従ひ難きを覺られし徴證ならずや。其後、貞觀十一年官符に「讀經漢音の廢絶をいひ、頃年、任意失方、漢音廢之、而無試云々」とありて、新漢音も中々に行はれず、古吳音も失せ行くべきにあらねば、儒佛内外の典籍、共に漢吳を打混して、讀誦することゝはなれり。

中世に唐音といふは、元明時代の支那音を指す。禪宗の我國に傳來するに伴ひて、新に傳はりたる者にして、虎關禪師の聚分韻略には、之を傍注し、其以後の韻書等、これに倣へるもの多し。當時、唐音は、専門語としてのみならず、普通語にも使用せらるゝもあれど、中古の奈良及び平安京の初めの唐音と、互に混同すべからず。中古の唐音は、やがて後世漢音といはるゝものなり。

聲音の變化

我邦古今の聲音上より、又古音につきて考ふるに、キエヲの如き、後世漸くイエオに混淆したるは、今も明白に認知せられ、世多く疑はず。波行の古音には、大に議論あり。大略、波行の古音は、喉音ニにあらずして、唇音ニもしくは、てなら

【第九章 文學工藝】

五〇一

むといふにあり。其は、波行と麻行、和行の轉音の例に、其證著し。古今音韻の變想ふべし。

梵漢の喉音「フ」を、我邦にて古人カに譯せるは、我古言に「(英語)の喉音が無かりし證なり。されば、古人の「ハ」行音は、「フ」の如き唇音にて「マ」行「バ」行にも隣移すべき者なりけん。日本語、本來の性質として、二個の子音(發聲の父音)を重用する事を許さず。又、音節が子音に終る事なく、必母韻に因る事、濁音、良行音の語頭に立たざる事、濁音は清音より轉りたる事、彼の拗音、促音、撥音等は、原則として存在せざる事などの條目を擧げらる。されど、シの古音は「フ」なりしか、「ヒ」なりしか、チの古音は「フ」なりしか、「ヒ」なりしか、ツの古音は「フ」なりしか、「ヒ」なりしか。又濁音にも、連音の上に由らざる本濁音あるにあらずや、是等の事、猶委細に究むる所あるべし。

工藝の偉觀 顧ふに、祭政一途の上古に於ける我國風は、質素簡易を旨とし、日常衣食住に要する器具調度のみなりしが、佛法の傳來、及び其隆盛は、質素なる風俗を一變し(驟に)朴野なる技術を進めて、宏大壯嚴精緻巧麗なる製作を促

佛法傳來に
由る

し、朝鮮支那は勿論、印度希臘の諸風をも採用し、之を同化せしめて、我工藝を成したり。在昔、雄略天皇の技師を招かれし時に、曹氏の四部衆歸化し、大倭繪師河原繪師の家を始めしより、推古の朝に至り、名匠鞍作止利出で、造佛に驚くべき技巧を發し、又彩繪の術は、曼陀羅の繡帳、密陀繪の佛龕等、今人をして、欽仰せしむる者、儼として法隆寺中宮寺に在り。

今、本期に就いて之を考ふるに、彫塑、冶鑄は、まづ孝徳の朝に山口大口、藥師徳保等に依り、精巧の度を高めしより、天智天武、持統を経て、唐式寫生の技巧を發したり。藥師寺は、五代の經營を以て、聖武の初年に成る。佛像塔婆、壯麗なり。聖武の末年に、國中公麻呂が、奈良の東大寺に鑄造したる、五丈三尺半の盧舍那佛銅像は、古今獨歩の大々手腕を示す。爾後、孝謙稱徳の朝、鑄銅彫木、塑造の外に、乾漆像、夾紵像、紙糊像等の新手法を、大陸より傳へ、技巧益、自在なるを得て、趣致の高古、相貌の端嚴、衣褶の流暢なる、後世の佛像彫塑、能く之を凌駕するもの稀なり。

建築は、猪名百世、益田繩手等が構造せし大佛殿を想像すべし。是より前の法

藥師寺と東
大寺の銅像
及び彫塑像

隆寺、是より後の招提寺を首として、今に現存する寺塔は、尙少からず。組物、天井、其他構架の法、大成し、形制の奇巧を出だし、頗斯道の精熟を見る。爾來、七堂配備の制は絶えたれど、南都北嶺の屢營建せらるゝや、更に新様式起り、意匠技術は、愈豊富自在なることを致せり。宮殿、第宅も、亦奈良、奠都以來、愈唐制に倣ひ、其皇居諸院は、碧瓦を葺き、鸞尾を載せて、粉壁丹楹の美觀を粧ひたり。

土木の技術

土木の技術には、造都築城、架橋及び淳泊港築に參考、探索すべき事功あるや明なり。其他、堤防、溝洫の修治は、上世より傳ふる所あり。

寶字二年、毛野川の修治聽許せられ、下總常陸兩國に官符を下され、七年を経て成らず、損決する地多かりければ、下總國より「早く掘り防がざれば、渠川崩れ埋りて、一郡の口分二千餘町は、永荒廢とならむ」と申言す。景雲二年、兩國に仰せて、新に三千餘丈を掘り、兩國の郡界、舊川を以て定となし、水のまにまに移り改むるを得ざらしむ。三年九月、尾張國より「美濃界の鵜沼川、今年の大水に流れを改めて、葉栗、中島、丹羽三郡百姓の田宅を侵し、國府及び國分二寺、其下流に居れば、必漂損せむ」と言上しければ、解工使を遣

正倉院

はして、修治せしめらる。解工とは、土木の工師なるべし。

其他の諸工藝も、亦盛唐との交通によりて得る所多く、長足の進歩をなしぬ。其奈良より平安の初めの遺物は、幸に正倉院に現存する器玩ありて、此に各種の工藝皆具はる。當年、文物の實況、生活の状態を歴々考察すべく、窯工、金工、髹漆、牙木、象篋、染織、刺繡の類、共に精巧の域に進みたるを觀る。〔横井氏工業史、開國五十年史〕

正倉院の御物は、聖武上皇が、天平勝寶八歲五月二日、崩御あらせられたる七々の忌辰にあたれる、六月廿一日、孝謙天皇、光明皇后より、東大寺の盧舍那佛に、先帝の冥福を祈るために、宮中の器什手玩、一切を納め給ひし所のものとす。（その後の寄進に係るものも、若干之に加へらる。）かくの如き貴重の寶藏なれば、朝廷に於いても、東大寺に其開閉を任せられず、勅使をもてこれを開閉せしめ、其取扱いと嚴なりき。されば、中世、平重衡、松永久秀等が兵火にも免れしは、誠に鬼神の加護に依ると謂ふべき歟。世には、石室金塔の秘藏などいふ言句あれど、今より大むね千四百年前のものを、

かくの如く完好なる有様もて一所にあつめ置かるるが如きことは、外國に其例あるをきかず。廣き五大洲にも、たゞこの奈良に遺れる校倉形の
一院ならむ。

漆工

其窯工には、彩釉を用ゐたる陶器あり、また能く玻璃の珠玉を製し、七寶を鏡背等に應用せり。金工は、銅鏡、銀盤等、鑄文鐫飾、頗精巧なり。本邦特有の漆工は、早く發達したれば、劍鞘等に用ゐたる平文、末金鏤、螺鈿の諸法、共に後世の範を垂れたり。牙木の象箴を、樂器棋局等に施し、又木筐に彩飾を施せる、其手法の自在にして、文様の巧密なる、後世の物、却りて及び難し。伎樂、舞樂の面打は、其質、木彫あり、乾漆あり、すべて想像に依れる異相の顔面にして、意匠と技巧と、共に非凡なり。染法には、藤纈、纈、夾纈等起り、機織には早く錦綾あり、種々の彩絲を用ゐて、鳥獸草花等の文様を織出し、また金銀絲を交へ、往々綴織ツツレオリの法を用ゐたり。

染織

元明女帝の世には、挑文師を諸國に派出して、綾紋を織ることを教へしめ、是より諸國にも綾を産するに至る。又暈縹ウツシ色の發明あり、錦には暈縹錦、

軟錦、兩面錦等の名あり。其他、纈羅、白羅など種々あり。當時の眞物は、今尙、正倉院に藏めて、保存せられ、其文様、配色等の精巧なる、實に世界有數の名作に推さる。

すべて、繪畫の進歩につれて、裝飾術著く發達し、鼈甲、玉蟲の羽、鴨の毛の類まで用ゐて、華文を顯すものさへ、已に出來たりぬ。それも、飛鳥小治田朝以來、漸々佛法の興隆につれて、年々、支那朝鮮より、莊嚴文飾の器物を舶載し、爲に我邦固有の意匠と、舊來の工藝を一變して、こゝに天平の偉觀を呈せしめしものか、亦盛なるかな。

天平の文物

倒叙日本史律令修撰及寧樂朝編終

大正三年六月廿二日印刷
大正三年六月廿五日發行

(正價金壹圓參拾錢)

著者 吉田 東伍

發行者 早稻田大學出版部

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

右代表者 高田 早苗

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊 八太郎

東京市牛込區榎町七番地

(史本日叙倒)



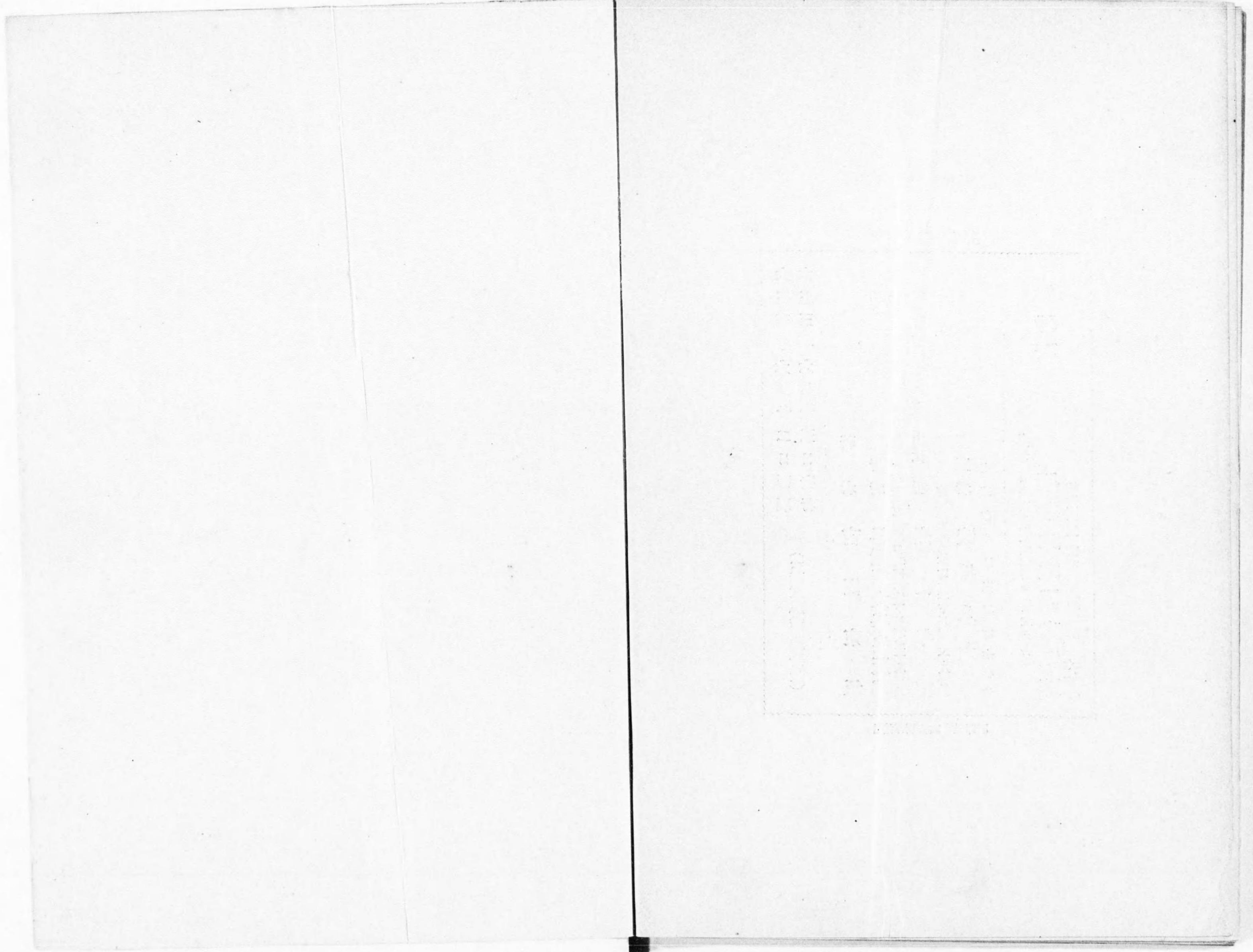
發行所

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

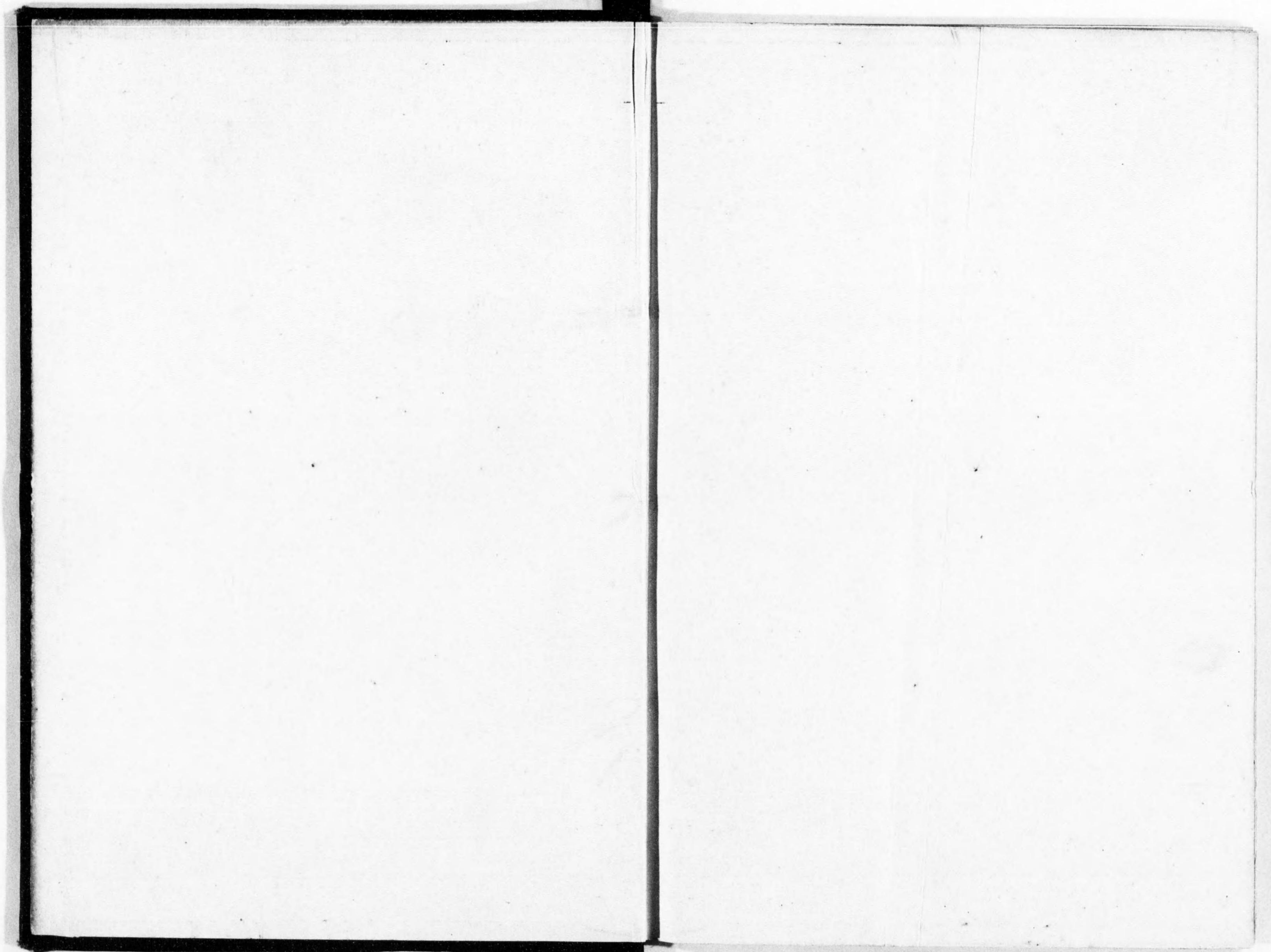
早稻田大學出版部

振替東京二二三番 電話榎町三二四番

日清印刷株式會社印刷



[Faint, mostly illegible text within a rectangular stamp or watermark on the right page. The text appears to be arranged in several lines, possibly containing a date or a name, but the characters are too faded to transcribe accurately.]



終

